

第 2 編

震災対策編

第 1 章 災害予防計画

第1節 基本方針

1 計画の基本的な考え方

飯豊町地域防災計画の総則第5節において、本町では長井盆地西縁断層帯を震源とする大規模地震を想定している。大規模地震による被害は、建物倒壊、土砂崩れ、構造物の破損、またこれらにより引き起こされる火災等の二次災害により、大きな人的被害と物的被害が広範囲に及ぶと考えられる。この計画は、大規模地震時に発生する被害から、住民の生命、身体及び財産を保護するため、事前に実施すべき防災対策について定めるものであり、以下の方針を基本とするものである。

2 地震災害対策の具体的方針

(1) 地震災害に対する防災体制の整備

地震災害は広域的に激甚な被害をもたらすおそれがある。これに対処するため、防災活動が相互に有機的な関連を持ちつつ、効果的に機能し得るよう各機関の任務を明らかにし、その組織化を図る。

① 公共機関の防災体制の整備

防災関係機関は、情報の収集、解析、実動機関の連携活動、交通通信機能の維持復旧等について、相互協力に関する計画を予め定めておくとともに、被災地の内外にわたる広域的な活動体制の整備についても所要の計画を策定する。

② 自主防災体制の確立

地域において効果的な初期消火、避難、救助等ができるよう、地区等を母体とした自主防災組織の育成強化を推進し、地域防災力の強化を図る。また、公民館、文教施設、医療機関、福祉施設等多数の人の利用する特殊建築物については、関係機関と連絡を密にしながら、自主防災体制の整備を図り、効果的な初期消火や避難等ができるよう防災責任者を定めるものとする。危険物を取り扱う施設についても同様とする。

③ 初期消火体制等の確立

職域及び地域にあっては、初期消火、避難、救助、情報伝達等について効果的な災害応急体制の整備に努める。

(2) 地震災害に関する知識の普及及び教育の推進

地震災害による被害を最小限にとどめるため、町は常日頃から地域住民、特殊建築物の防災責任者、学校等を対象として、地震災害に関する知識の普及及び教育の推進活動を行う。

(3) 建築物等の耐震化の推進

地震発生時において死傷者が発生する要因は住宅の倒壊によるものが圧倒的に多いことから、住宅及び建築物の耐震化の促進を図るとともに、公共施設や防災関連施設、ライフライン施設等においても、地震発生時の被害により災害対応に支障をきたすことがないよう、施設の耐震性について点検を行い、所要の整備を図るものとする。

(4) 防災施設等の整備・充実

発災時において災害情報等の収集伝達が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達及び通信手

段体制の整備を行うとともに、災害応急対策や災害復旧・復興が迅速かつ円滑に行えるよう、平常時から、必要な防災資機材の整備を図るものとする。

第2節 災害予防と減災対策への取り組み

災害時には行政機関、防災機関自らも被災するため、有効な災害対策を展開するまでには、ある程度の時間を要することになる。また複合的な災害が時に発生することから、これらの全ての面において行政が直ちに対処することは極めて困難となる。

このことから住民は、「自分の身は自分で守る」自助意識と「私たちの地域は私たちで守る」共助意識をもち、予防と減災に向けた取り組みを進め、自分の家族、地域住民の命を守ることはもちろん、物的被害の軽減に努める。

1 日常における予防活動

住民は、テレビやラジオによる気象情報の確認、生活必需品の備蓄、家族の連絡方法や集合場所の確認など、事前にできる予防対策を行う。

また自主防災組織による防火訓練の実施、隣近所の要配慮者の把握、地域の浸水履歴の確認など日頃から地域住民が連携し、災害に備えた活動を行うよう努めるものとする。

(1) 防災知識の普及・啓発及び訓練

① 防災教育・訓練等への参加

- ア 町の災害に対する広報、ハザードマップ等による防災知識及び技術の習得
- イ 防災に関する講習会、学習会への積極的参加
- ウ 次世代への災害被災経験の伝承
- エ 各家庭での事前対策及び地震発生時の行動に関する話し合い
- オ 自主防災会等による地域の防災に関する学習の推進
- カ 地域住民による地元の災害危険箇所の把握・点検・確認

② 自主防災組織の育成

- ア 自主防災組織における資機材の整備充実
- イ 防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動への参加による、防災知識及び技術の習得

③ 防災のまちづくり

- ア 住民は、日頃から地域の防災上の課題等を把握する。
- イ 災害に強い、防災のまちづくりを実現するため、一人ひとりがアイデアを出し合い実践するなど、自発的なまちづくりへ参加する。

(2) 自宅に対する取り組み

自宅の耐震補強や家具の固定など、事前の耐震、耐災への取り組みを行うことは、物的被害を軽減させるだけでなく、人命の保護につながることから、次の取り組みを実施するものとする。

① 耐震診断及び必要な補強

② 家具等の転倒防止、照明器具の落下防止

- ③ 出入り口に物を置かないなど、逃げ場や逃げ道となるスペースの確保
- ④ 寝室には倒れやすい物を置かない
- ⑤ ブロック塀等の倒壊防止対策
- ⑥ 初期消火用具の準備

(3) 避難対策の強化

自らの責任において、自身と保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

① 避難対策

- ア 震災時の避難場所及び安全な避難経路の確認
- イ 震災時の家族・社員等の連絡方法の確認
- ウ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段の用意
- エ 避難情報(勧告・指示)の正しい理解
- オ 避難行動に際して支援を必要とする人の把握と支援体制の構築
- カ 町と協働で避難所を運営できるよう、訓練への積極的参加

② 食料・生活必需品の確保

- ア 各家庭において、家族の3日分程度の食料や飲料水等の備蓄
(食物アレルギー等がある場合は、備蓄食料に配慮する。)
- イ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保
- ウ 懐中電灯等、停電時に備えた照明器具の確保
- エ 石油ストーブ等、停電時も使用可能な暖房器具及び燃料の確保
- オ その他、家族構成に合わせた、震災時に必要な物資の備蓄

③ 要配慮者への配慮

- ア 町、自主防災組織、民生・児童委員等と協力した、在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等の支援
- イ 町、自主防災組織、民生・児童委員等と協力した要配慮者と近隣住民の共助意識の向上

④ 火災の予防

- ア 揺れがおさまるまでの間は無理に火元に近寄らない
- イ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置
- ウ カーテン、じゅうたん等における防災製品の使用
- エ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理
- オ 町や自主防災会等が実施する防災訓練等への積極的参加

(4) 救急救助・医療救護への協力

① 救急救助

災害時に地域の消防団員等と協力して地域の被害軽減を図るため、平常時からの地域における協力体制の強化

② 医療救護

医療救護活動の負担軽減のため、災害時に持ち出せるよう、定期的に服用している

薬や常備薬の準備

(5) ライフラインに関わる予防活動

① 電話

災害発生時、安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合を想定し、家族や地域での避難場所をあらかじめ決めておくものとする。

② 電力

- ア 夜間の停電に慌てることのないよう、懐中電灯の置き場所や乾電池等の確認
- イ 電力供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備
- ウ 冬期間の災害に備えたストーブ等及び燃料の確保

③ ガス

- ア 地震発生時に取るべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の地震対策の実施
- イ ガス事業者の助言に基づく所有ガス設備の地震対策
- ウ ガス供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備
- エ 積雪時の地震発生に備えた、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪

④ 上水道

- ア 概ね3日間に必要な飲料水(1日1人3ℓを目安)の備蓄

2 積雪期における予防活動

- (1) 屋根に積もった雪の早期除雪
- (2) 玄関等の出入り口の確保
- (3) 暖房器具、灯油の安全確認
- (4) 道路除雪の妨げとなる路上駐車防止

第3節 職員配備体制の整備

町内において地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期するため、町は、平常時から職員の動員・配備計画等の体制を整備しておく。

1 職員の動員配備体制の整備

職員を災害発生初期段階からできるだけ速やかに動員配備することは、応急対策を迅速かつ円滑に実施するうえで極めて重要なことである。町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事できるよう、次の対策を推進する。

- (1) 災害発生時における、「飯豊町災害対策本部編成表（配置要員名簿）」を作成し、体制ごとの配備すべき者を把握しておく。この編成表を必要に応じて配布又は要所へ掲示をすることにより、職員ごとの参集場所及び従事任務を明確にしておくものとする。なお、職員の異動等があった場合には速やかにこれを修正し、周知徹底を図るものとする。
- (2) 職員研修や防災訓練を通じて、職員に対し、心構え等を認識させるよう努めるものとする。

2 災害対策本部体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の迅速かつ円滑な運営を図るため、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む本部設置マニュアルを作成するとともに、平常時から、職員の動員配備・参集方法、本部設営及び運営等について習熟できるよう、研修や図上訓練等の実施に努めるものとする。

3 情報連絡体制の充実

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合の迅速かつ適切な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から連絡調整体制の整備に努めるものとする。

- (1) 情報連絡体制の明確化
情報伝達ルート複数化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努めるものとする。
- (2) 勤務時間外での対応
町及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口体制の整備に努めるものとする。

第4節 相互応援体制整備計画

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、町独自では十分な応急・復旧対策を実施することが困難になった場合に備え、他の地方公共団体相互との広域的相互応援体制の整備充実を図り、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時には、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

1 市町村間の相互応援協定の締結等（資料3参照）

市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるよう、町は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、応援体制の整備に努めるものとする。

なお、協定の締結にあたっては、災害時における連絡担当部署や夜間の連絡体制、応援要請事項、被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達方法等について留意するものとする。

2 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実のため、必要に応じ近隣市町間での平常時における訓練及び災害時の応援等に係る情報交換を行うものとする。

第5節 消防体制整備計画

火災時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防機関による消防活動体制を整備・強化し、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立する。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ防災活動に携わる消防団員の安全確保を最優先とした管理体制の構築を図る。

1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織の充実・強化（資料8参照）

整備された装備・資機材を十分に活用し、より高度な消防活動が行えるよう、消防団員についてより高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図るものとする。

(2) 広域応援体制の整備（資料3参照）

大規模災害等の非常時において、「山形県広域消防相互応援協定書」に基づく、消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊に関する覚書」に基づき、広域応援隊を編制し、情報連絡体制の確保、訓練の実施、調整会議の開催等、その体制づくりに向けて必要な対策を行う。

(3) 消防団の育成強化

① 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助・消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、生活圏域の広域化、高齢化等が課題となっている。

② 消防団の育成・強化策の推進

町は、次のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

ア 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

イ 消防団への参加促進

消防団は防災活動において重要な役割を果たしていることから、事業所に対する協力要請等を通じて消防団活動を促進する。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 通信手段・運用体制の整備

(1) 通信手段(消防・救急無線等)の整備

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、固定局、移動局ともに新たに増波された全国共通波(2波)の整備を促進し、大規模災害時における広域応援体制

の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また、部隊運用装置、消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、次の機器等の整備の促進に努める。

- ① 多重無線通信機
- ② 衛星通信システム
- ③ 早期支援情報収集装置
- ④ 震災対策用通信設備等(可搬無線機、携帯無線機、全国共通波(増波)基地局等)

(2) 通信・通用体制の整備（資料8参照）

- ① 消防本部における消防緊急通信指令システムの整備を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動指令の迅速化を図るほか、消防、救急活動に必要な救急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。
- ② 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。
- ③ 住民への情報提供及び平常時からの住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

第6節 防災知識の普及計画

町及び防災関係機関は、職員に対しマニュアル等の作成・配布や防災訓練等を通じて防災知識の普及に努めるとともに、住民に対しても、広報や講演会、防災教育等を通じ防災意識の高揚、防災知識の普及、啓発に努め、「自分の身は自分で守る」、「私たちの地域は私たちが守る」という自主防災意識を持った災害に強い住民の育成に努めるものとする。

1 防災関係機関職員に対する防災教育

町及び防災関係機関は、職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するとともに、応急対策全般への対応力を高めるため、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 町における防災教育

町は、毎年度職員に対し、防災関係法令、関係条例、町防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割と行動、応急対策行動マニュアル等について周知徹底を図る。各種研修会に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施するほか、県及び町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加する。

2 住民に対する防災意識の普及

大規模な地震が発生した場合、すべての応急対策において行政が対応することは困難であり、住民の自主防災意識と行動が重要となることから、町は、防災訓練や啓発活動を通して住民に対する防災知識の普及を図るものとする。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次に事項について啓発を行う。

① 地震発生前の準備等についての啓発事項

- ア 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- イ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の準備
- エ 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- オ 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- カ ペットとの同行避難や避難所での飼養を想定したしつけの実施
- キ 山形県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- ク 地震体験車等の地震の擬似体験

② 地震発生後の行動等についての啓発事項

- ア 緊急地震速報発表時の行動
- イ 自動車運転時の行動
- ウ 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動

- エ 避難場所、避難経路
- オ 応急救護の方法
- カ 通信系等の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- キ 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- ク 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(2) 啓発の方法

町は、広報紙、パンフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災意識と自助を基本とした防災意識の啓発を促進する。

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会などを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

(3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

3 事業所等に対する防災知識の普及

大規模災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に対し、防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進するものとする。

(1) 啓発の内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

① 地震発生前の準備等についての啓発事項

- ア 施設の耐震診断や備品・ブロック塀等の転倒防止対策
- イ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ウ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の準備
- エ 町の災害歴史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- オ 地域住民との協力体制の構築
- カ 地震体験車等の地震の擬似体験

② 地震発生後の行動等についての啓発事項

- ア 自動車運転時の行動
- イ 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- ウ 避難場所、避難経路
- エ 応急救護の方法
- オ 通信系等の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- カ 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- キ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(2) 啓発の方法

町は、広報紙、パンフレット、ポスターの配布やホームページの活用などを促進するとともに、事業所等に対し、防災セミナーの開催や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発

を推進する。

4 要配慮者等に対する防災知識の普及

要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者・保護者が防災知識を持つとともに、震災時においては地域住民の要配慮者への協力が不可欠であることから、震災時における相互協力の認識が必要である。このため、町は、要配慮者及び介護者向けのパンフレットやチラシ等の発行により防災知識の普及に努めるとともに、地域住民に対し、要配慮者の安全確保への支援について、パンフレット、広報紙等により普及活動を行うものとする。

5 学校教育における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

町は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発育段階に応じ、地震発生時に起こる危険や災害時の対応、町の災害歴史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動がとれるよう次の事項に留意して教育する。

- ① 児童・生徒の発育段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。
- ② 児童・生徒の発育段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

(2) 教職員に対する防災教育

- ① 町教育委員会は、初任者研修、経験者講習等において、地震災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。
- ② 校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

6 防災上特に注意を要する施設における防災教育

発火性、引火性並びに毒物等を扱う施設、医療機関や福祉施設、旅館、不特定多数の者が利用する施設の管理者は、それぞれの施設の特性を熟知し、緊急時の対応や情報伝達・避難誘導について職員に周知徹底する。また、緊急時に対応できるよう自衛防災体制を確立するよう指導するものとする。

第 7 節 地域防災力強化計画

災害発生時において被害を防止、軽減するためには、行政や公的機関による防災活動(公助)のみならず、消防団、地域住民、事業所等による自発的かつ組織的な防災活動(共助)が極めて重要である。町は、災害対策基本法第 5 条第 2 項に基づき、災害による被害の防止又は軽減を図るため、地域、施設、事業所等における自主的な防災組織の育成・整備を推進するものとする。

1 自主防災組織の育成（資料 1 参照）

災害発生直後は、家庭や地域の防災活動が中心となることから、町は、地区等に対する指導、助言を行い、実効性のある自主防災組織の育成・強化に努めるとともに、平時からの組織間の情報交換、連携体制の確立、防災課題の共有を図り、地域防災力の強化に努めるものとする。また、消防団との連携等を通じて地域の防災体制の強化を図るものとする。

(1) 育成の主体

町は、法第 5 条第 2 項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

防災関係機関は、町が行う自主防災組織の育成整備活動への協力に努める。

(2) 育成の方針

町は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」（昭和 5 4 年 3 月 2 3 日山形県防災会議決定）に基づき、既存の自治会、町内会等自治組織を自主防災組織として育成する。

その際には、特に、災害危険度の高い、次の地域の優先度を高めて推進を図る。

- ① 人口の密集している地域
- ② 高齢者等いわゆる要配慮者の人口比率が高い地域
- ③ 木造家屋の集中している地域等
- ④ 土砂災害危険地域
- ⑤ 雪崩発生危険箇所の多い地域
- ⑥ 消防水利、道路事情等の観点から、消防活動等の困難な地域
- ⑦ 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域
- ⑧ 過去において災害により甚大な被害を受けた地域

(3) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位とし、次の事項に留意して育成を図る。

- ① 住宅地における自治会・町内会単位、あるいは山間部・農村部における集落単位等、住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。
- ② 同一の避難所の区域あるいは小学校の学区等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

(4) 育成の強化対策

① 町は、自主防災組織の育成計画を作成し、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

ア 育成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編制を求める。

(ア) 自主防災組織内の編制

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班

(イ) 編制上の留意事項

- a 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないよう組織編制の検討
- b 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応
- c 事業所等における自衛消防組織や従業員の参加
- d 地域的偏りの防止と専門家や経験者(消防団OB等)の活用

イ 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

ウ 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

- (ア) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること(役割の明確化)。
- (イ) 防災知識の普及に関すること(普及事項、方法等)。
- (ウ) 防災訓練に関すること(訓練の種別、消防機関等への連絡)。
- (エ) 情報の収集伝達に関すること(収集伝達方法等)。
- (オ) 出火防止及び初期消火に関すること(消火方法、体制等)。
- (カ) 救出及び救護に関すること(活動内容、消防機関等への連絡)。
- (キ) 避難誘導及び避難生活に関すること(避難指示の方法、要配慮者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等)。
- (ク) 給食及び給水に関すること(食料・飲料水の確保、炊き出し等)。
- (ケ) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること(調達計画、保管場所、管理方法等)。

② 自主防災リーダーの育成

町は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災リーダーの育成に努める。

ア 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。

イ 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー(その職務を代行しうる者)も同時に育成すること。

③ 訓練の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から初期消火訓練、応急救護訓練及び避難訓練等の各種訓練を行い、発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するよう努める。

また、町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、町の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から

自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

④ 防災資機材の整備等

町は、県が実施する自主防災組織の支援事業等を積極的に活用し、自主防災組織に対し防災資機材の整備を促すとともに、地域防災活動の拠点（防災センター等）、消防水利（防火水槽等）及び広場（避難路、避難地等）等の整備を積極的に行うことにより、自主防災組織が災害時に効果的に活動できるよう努める。

⑤ 自主防災組織連絡協議会の設立

町は、自主防災組織間の協調・交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会を設置する。

(5) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。

① 平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡
- ウ 地域内における危険箇所（山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等）の点検
- エ 地域内における消防水利（消火栓、防火水槽、水路等）の確認
- オ 家庭内における防火、防災等についての啓発活動
- カ 地域内における情報の収集・伝達体制の確立
- キ 避難地及び医療救護施設の確認
- ク 火気使用設備・器具等の点検
- ケ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- コ 各種防災訓練（情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等）の実施等
- サ 在宅の要配慮者に関する情報の把握等

② 災害発生時の活動

- ア 出火防止及び初期消火活動の実施
- イ 地域住民の安否の確認
- ウ 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力
- エ 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達
- オ 地域住民に対する避難勧告・指示の伝達
- カ 避難誘導活動の実施
- キ 災害時要配慮者の避難活動への支援
- ク 避難生活の指導
- ケ 給食・給水活動及びその協力
- コ 救助物資等の配布及びその協力
- サ 他地域への応援等

(6) 関係団体との連携

自主防災組織は、次により、婦人防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等、他

の民間防火組織及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。

ア 婦人防火クラブとの一体的な活動体制づくり

イ 少年消防クラブ等の育成強化への協力

ウ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体の多様な主体と連携した要配慮者支援の実施

(7) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

ア 自発的な防災活動の推進

町内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行う。

イ 地区防災計画の設定

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

2 企業（事業所）等における防災の促進

町、消防機関は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図るとともに、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

(1) 企業等における自衛消防組織の育成

① 育成の方針

次の施設を管理する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

ア 小売店、旅館及び学校等、多数の者の出入り又は居住する施設

イ 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的な防火活動を行う必要がある施設

② 育成強化対策

自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

(ア) 防災要員の配備

(イ) 消防用設備等の維持及び管理

(ウ) 家具・什器等の落下・転倒防止措置

(エ) 各種防災訓練の実施等

イ 災害発生時の活動

(ア) 出火防止及び初期消火活動の実施

(イ) 避難誘導活動の実施等

(ウ) 救護、救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチェーンの確保等の事業継続の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

(3) 企業等における帰宅困難者対策の促進

町は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

第8節 災害ボランティア受入体制整備計画

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲で長期に及ぶ場合、自発的な応援活動を行うボランティアの存在は発災直後から復旧過程において非常に重要な役割を果たすこととなる。町では、災害発生後にボランティアとして活動する者が集まった場合の窓口や活動内容等の受入体制について平常時から整備するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備に努める。

1 一般ボランティア

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

- ① 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- ② 救援物資、資機材等の配分・輸送
- ③ 簡易な応急・復旧作業
- ④ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- ⑤ 災害ボランティアの受入事務

(3) 受入体制の整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

- ① 町災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- ② 町災害ボランティア支援本部のシミュレーションの実施
- ③ 町災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- ④ 災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- ⑤ 地域における防災意識の普及啓発
- ⑥ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

2 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体等から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区 分	活 動 内 容	必 要 事 項
医療ボランティア	災害直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害の等の知識を有する者
水防協力団体 (ボランティア)	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下に危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
被災地宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	被災宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有する者
歴史資料救済ボランティア	歴史資料（文化財等）の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料（文化財等）の取扱いに関する知識を有する者

(1) 受入体制の整備

町、社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア関係機関・団体、県と相互の連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取り組みを行う。

- ① ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。
- ② ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結を推進する。
- ③ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身に付けてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。
- ④ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。

⑤ ボランティア活動が迅速かつ的確になされるよう、受入れや調整を行う体制の整備を図る。

3 活動環境の整備

町は、被災者のニーズ等の情報提供方策の整備やボランティア団体の活動支援、リーダー育成など、ボランティア活動の環境整備を図る。

第9節 防災訓練計画

防災活動に対する意識の高揚と、技術の習得を推進し、災害発生時の初動体制や応急対策等を的確かつ円滑に実施するために、県、防災関係機関、地域住民等との連携を図りながら、図上又は現地において総合的かつ計画的な防災訓練を実施する。

1 防災訓練

町は、地域における第一次防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、飯豊町総合防災訓練実施要綱に基づき以下の点に留意して県に準じた各種訓練を実施する。

- (1) 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等と連携した訓練を実施すること。
- (2) 自主防災組織等をはじめ地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。
- (3) 防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。
- (4) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等に県の参加を求めること。
- (5) 総合的な防災訓練を年一回以上開催するように努めること。
- (6) 図上訓練等を実施するように努めること。
- (7) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努めること。
- (8) 緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れる等、地震発生時の対応行動の習熟を図るように努めること。
- (9) 季節により防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。
- (10) 訓練項目
 - ・ 自主防災組織による初期対応訓練
 - ・ 非常招集訓練
 - ・ 避難誘導訓練
 - ・ 災害情報収集訓練
 - ・ 救出訓練
 - ・ 通信手段確保訓練
 - ・ 救急救護訓練
 - ・ 非常通信訓練
 - ・ 緊急道路確保訓練
 - ・ 災害対策本部運営訓練
 - ・ 災害対処訓練
 - ・ 給食給水訓練
 - ・ 災害ボランティア受入訓練
 - ・ 救援物資輸送訓練
 - ・ 消火訓練
 - ・ 火災防御訓練
 - ・ 水防訓練
 - ・ 土砂災害訓練

2 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、県や町が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急処置等に関する訓練を実施する。

特に防災機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

3 学校の避難訓練

学校の管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の策定により、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保し、次の点に留意して年1回以上避難訓練を実施するものとする。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努めること。

4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物施設・福祉施設等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施するものとする。

特に、福祉施設は、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数利用していることから、施設の管理者は、町及び消防等の関係機関との緊密な連携のもとに情報伝達訓練を実施する。

5 防災訓練の評価

- (1) 町及び防災関係機関は、訓練を行うにあたって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- (2) 町及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じて訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

第 10 節 避難体制整備計画

地震による災害は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、主に町が実施する避難体制の整備について定める。

1 避難場所及び避難所指定と事前周知（資料 9 参照）

町は、震災による住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所（グラウンド、体育館）及び避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、地域防災計画に定めるとともに、住民への周知徹底を図る。

(1) 避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ地域防災計画で指定した場所をいう。

指定緊急避難場所については、町は、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ地域防災計画で指定した施設をいう。

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

(2) 避難所等の指定

町は避難所等を指定するにあたり、次の事項に留意する。

ア 地区別に指定し、災害の種別ごとに、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

また、一旦避難した避難所等に更に危険が迫った場合に、他の避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

イ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて収容できる面積を確保すること。

ウ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。避難所は十分な耐震強度を確保すること。

エ 公園等を避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

オ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

カ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

キ 避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

ク 町は、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

ケ 町は、学校を避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。学校施設の避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

コ 町は、指定避難所の学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

(3) 避難路の安全確保

町は、避難所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア 避難所等へ至る主な経路となるところが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止、崖崩れ防止等のための施設整備に努めると共に土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

イ その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

(4) 避難所等及び避難方法の事前周知

町は、避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

ア 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

イ 広報誌、ハザードマップ、チラシ配布

ウ ホームページへの掲載

エ 防災訓練等の実施

(5) 公共用地の活用

町は、公共用地について、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地の有効活用を図る。

2 避難勧告等発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

町は、災害時に適切な避難勧告等ができるようあらかじめ明確な判断基準の設定に努める。

また、避難勧告等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

(2) 国や県との連携

町は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

3 避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

町は、避難所について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

(1) 避難所及び避難路の耐震化

(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた照明設備、電話不通時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備

(3) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）及び毛布等の生活必需品の配備

(4) 要配慮者に配慮した避難所等への誘導標識の整備や、避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備

(5) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備

(6) 更衣室等のスペース確保等の男女のニーズの違い等に配慮した施設の環境整備

4 避難行動要支援者の避難支援計画

町は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者避難支援プランを作成するものとする。

5 避難誘導體制の整備

町は、避難勧告等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

6 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、保育所、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天

井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

- ア 地域の実情に応じた避難所等、誘導及びその指示伝達の方法
- イ 自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制
- ウ 集団的に避難する場合の避難所等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法
- エ 災害時における施設利用者の受入れに関する他施設との協定等
- オ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

大規模小売店舗、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

- ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達
- イ 利用者の施設外への安全な避難誘導
- ウ 避難所等に係る町との事前調整

7 福祉避難所の指定

町は、高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者（要配慮者）のために、次の事項に留意し「福祉避難所」として予め指定するように努めるものとする。

なお、指定にあたっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員の確保が比較的容易である社会福祉施設等、収容する避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮するものとする。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けをする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。

- (1) 相談等に当たる介助員等の配置（概ね10人の対象者に1人）
- (2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の整備
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗品の整備

第 1 1 節 救助・救急体制整備計画

大規模地震が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場において、多くの被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係者が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

1 自主防災組織の対策

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに消防機関、町、警察機関に通報するとともに、これら防災関係機関の避難の勧告・指示等を速やかに伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平常時から、消火活動や救助活動等について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要となる資機材を、町の支援を受けて、地域の防災拠点となる施設や指定避難所等に整備するよう努める。

2 町及び消防機関の対策

(1) 住民に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の意識高揚を図る。

また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立する。

(2) 民間等による救助・救急支援体制の確保

同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等の体制を整備する。

(3) 消防団の救助・救急体制の整備

町は、消防団活動に参加しやすい環境整備（機能別分団・団員、大学生団員、女性団員の拡充等）による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動が行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び救助・救急用無線機等の整備に努める。

(4) 連携体制の構築

① 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、町及び消防機関はこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警

察機関、県等と適切に情報交換できる体制を整備する。

また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。

② 民間組織の協力

公衆通信網が途絶した場合に備えテレビ、ラジオ、新聞等のメディア活用を検討するとともに、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集伝達体制の充実強化を図る。

また、タクシー会社等とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるような体制を整備しておく。

(5) 救助・救急活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要である。このため、建物等の倒壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察や道路管理者と協議し定めておくものとする。

(6) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に搬送するため、緊急患者受入れの確認方法等、医療機関との情報伝達体制の確立を図るものとする。

(7) 応援受入体制の確立

同時多発的に災害が発生し町の組織のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づき、県、他市町村、消防機関、警察、自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めておくものとする。

また、これらの応援に駆けつける関係機関の応援の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について協議し、確立しておくものとする。

第 1 2 節 火災予防計画

地震による火災発生等の二次災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るために、町や消防機関などが実施する火災予防体制の整備を行う。

1 出火防止対策

(1) 一般対策

- ① 町及び消防本部は、広報活動により火災予防思想の普及啓発に努める。
- ② 町及び消防本部は、火災の発生を防止するため、建築物の内装材料等の不燃・難燃化を指導する。
- ③ 消防本部は、飲食店など不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多数の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

(2) 家庭に対する指導

町及び消防本部は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器や火災警報器の設置と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

① 地震発生時の対策

- ア 使用中の調理器具や暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。
- イ ガスにあっては、元栓を締める。
- ウ 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

② 平常時の対策

- ア 消火器、消火バケツ等の消火用器材の設置
- イ 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理
- ウ 可燃物（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

2 初期消火体制の強化

(1) 自主防災組織の対策

- ① 自主防災組織は、火災の発生状況を速やかに消防署に通報する体制を確立する。
- ② 自主防災組織は、地域での防災訓練等を通じて、消火器の使用や消防水利の消防施設使用方法について習得する。

(2) 消火訓練の実施

消防本部は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ初期消火体制を確立するよう指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

3 消防施設等の整備

(1) 町による整備

町は、消防計画に基づき、消防力の整備指針を満たすように消防施設、設備及び資機材等

の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

また、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、防火水槽や耐震性貯水槽、自然水利等の多面的な消防水利の整備に努める。

(2) 防火管理者による消防施設等の整備

防火管理者は、その消防計画に基づき、消防用設備等の整備点検を行う。

(3) 自主防災組織による整備

町は、各種補助事業等を活用し、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

第 1 3 節 医療救護体制整備計画

大規模地震時に発生する多数の傷病者に対して、医療機関の機能低下や交通の混乱等による困難な条件の下で、応急的に適切な医療を提供するため、町及び関係機関があらかじめ必要な医療救護体制の整備を図る。

1 医療関係施設の整備等

町は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の確立を推進する。

(1) 医療関係施設等の整備（資料 1 1 参照）

町及び医療施設、医療関係団体は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備整備を図る。

(2) 医療救護所設置場所の確保（資料 1 1 参照）

町は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、地域防災計画に掲載し地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行うものとする。

① 設置場所

- ア 二次災害の危険がない場所であること。
- イ 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。
- ウ 住民等に比較的知られている場所であること。
- エ ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に比較的近接していること。

② 設置スペース

冬期間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物。

③ 設置数

災害現場から徒歩で搬送可能な範囲が適当であることを考慮し、中学校の学区程度に 1 箇所を目安とする。

2 医療資器材の整備

町は、診療所等において、災害発生時の医療救護所等に必要となる医薬品・医療資器材等を確保するように努める。

第 1 4 節 地震防災施設等整備計画

地震防災上特に必要な施設及び資機材を整備する。

1 整備対象施設

(1) 消防施設の整備

町は、地震が発生した場合における消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の整備指針等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

(2) 防災資機材の整備

町の防災関係機関は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に防災資機材の整備充実を図る。整備状況に不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

① 自主防災組織等が使用する資機材

町は、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織に配備支援する。

② 町が整備する資機材の整備

町は、災害発生時の応急活動に必要な次の資機材の整備に努める。

ア 町が整備する資機材

(ア) 防災拠点へ配置する資機材

(イ) 消防団等が使用する資機材

(ウ) 水防用資機材

イ 防災活動拠点施設の整備

町は、耐震性構造の防災センター等を整備し、災害発生時の防災活動の拠点として、また、平常時には住民に対する防災教育、訓練の場として活用するとともに、当該施設に応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の整備を進める。

2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第 2 条第 1 項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

第 1 5 節 防災用通信設備災害予防計画

災害時における住民への情報伝達、各防災関係機関相互の連絡及び災害現場との通信を迅速かつ的確に行うための手段等を確保するため、通信設備及び体制を整備する。

1 防災用通信設備の整備状況

(1) 防災関係機関の無線通信施設

県内で整備されている通信網としては、山形県防災行政無線網、警察無線通信回線網、水防・道路用無線通信回線網、海上保安用通信回線網及び各消防本部等の消防無線通信施設がある。

また、町では、町防災行政無線設備が整備されている。

(2) 山形県防災行政無線

山形県防災行政無線は、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されている。市町村、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関を無線回線（非常用電源完備）で結び、更には、衛星通信により消防庁及び都道府県間との通信が可能となっている。これらのシステムは、従来から電話・ファクシミリに加え、災害映像を関係機関へ伝送できるが、高速大容量伝送に備え、今後、デジタル化を進めていく。

(3) 町防災行政無線

町は、災害発生時に住民、地域防災関係機関、生活関連公的機関等との間で、情報を収集、伝達を行うため、通信設備の整備を推進する。

また、緊急地震速報の住民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J-アラート）と防災行政無線の自動放送連携に努める。

さらに、現地の被害状況を把握することを目的として、移動系無線（車載型、携帯型）を整備し、役場庁舎と防災関係機関、行政関係機関等との相互連絡に活用する。

2 通信設備の災害予防対策

防災関係機関は、災害時の通信に支障のないよう、次の予防措置を講ずる。

(1) 停電対策

商用電源停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備する。

(2) 耐震・障害対策

通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を強化する。また、回線の多ルート化及び関連機器の二重化を推進し、災害に強い伝送路の構築に努める。

(3) 運用対策

災害時の通信の途絶等を想定し、通信機器の操作や災害時の運用方法について訓練に努める。

通信設備は確実に使用できるよう、適切に保守、維持管理を行い、非常用発電設備につい

ては、災害発生時における商用電力の停止を想定し、保守点検及び操作訓練を定期的に行うものとする。

3 通信機器の必要数の確保

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備に努めるとともに、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議しておくものとする。

4 電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

町は、災害時に有効な携帯電話や衛星携帯電話・衛星通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(2) 災害時優先電話

町は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器についての運用方法等について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

第 1 6 節 地盤災害等予防計画

地震による地すべり、がけ崩れ等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るため、これらの危険箇所の現状を把握し、土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の確立等総合的な対策を実施する。

1 土砂災害警戒区域等の調査・周知（資料 7 参照）

(1) 危険箇所の調査・点検

町は、県が調査、点検をした地すべり、がけ崩れ、土石流等の危険箇所について県及び関係機関の協力を得て、定期的に危険度を把握するための調査を行うこととし、特に、学校、医療機関、社会福祉施設など要配慮者が利用する施設が含まれる危険箇所については、調査・点検を重視する。

(2) 危険箇所の周知

町は、県から危険箇所の資料や情報の提供を受け総点検し、これらの危険箇所について地域防災計画に明記するとともに、平成 13 年 4 月に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域に指定された区域毎に警戒避難体制の整備に関する事項について定め、住民に周知徹底を図るものとする。

2 地盤災害予防対策の推進

(1) 危険箇所の法指定（県指定）

県は、危険箇所において災害防止施設の整備を推進するとともに、一定の行為を禁止・制限するため、対象地を関係法令に基づく指定箇所に指定する。

法 令 名	指 定 箇 所 名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成規制区域、造成宅地防災区域

(2) 地盤沈下の防止

山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

(3) 災害防止対策工事の推進

法指定を受けた危険箇所の災害防止対策工事を積極的に推進する。

(4) 警戒体制の確立

町は、県と連携し、危険箇所の巡視・点検を強化して警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達するためのネットワークの整備を図る。

(5) 緊急連絡体制の確立

町は、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

(6) 緊急用資機材の確保

町は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために、必要な資機材を確保し、緊急時に備えるものとする。

第 1 7 節 孤立集落対策計画

地震発生時、土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、現状を掌握し、孤立した際の援護が届くまでの自立を前提に、防災体制の整備を行う。

1 孤立するおそれのある集落の把握（資料5参照）

町は、地震に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落について把握するとともに、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の状況を把握する。

2 防災資機材等の整備

(1) 連絡手段の確保

集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、消防機関及び警察機関との連絡手段が確保できるよう、防災行政無線や衛星携帯電話などの通信設備並びに連絡手段となる資機材の整備。

(2) 食料等の備蓄

集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水や生活必需品の備蓄を行うとともに住民に対して、食料等の備蓄を呼びかける。

(3) 避難所の確保

土砂災害危険箇所などの危険箇所における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、あらかじめ住民に対し周知する。

(4) 防災資機材の整備

発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材などの確保に努める。

(5) ヘリ離着陸可能な場所の確保

負傷者や食料等の搬送、住民の避難など、緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これらの離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知する。

3 孤立予防対策の推進

町は、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、雪崩、落橋等による交通途絶から集落が孤立することを防止するため、これらの危険箇所等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

4 防災体制の整備

(1) 自主防災組織の育成等

町は、住民自ら救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の結成、育成を進めるとともに、自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所などとの連携を促進する。

(2) 応援体制

防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図れるよう関係機関との応援体制を整備する。

第 18 節 防災化整備計画

地震火災に対する安全を確保するため、建築物の耐震不燃化並びに公園、緑地、広場及び街路等の防災空間の整備に努める。

1 公園・緑地整備事業の推進

公園・緑地は、災害時における避難救援活動の場、あるいは大火災の延焼を防止する緩衝帯として、防災上重要な役割を担っている。

そのため、公園・緑地の規模の適正化に留意しつつ、外周部に植栽して緑化を行いながら、その拡充・整備に努める。

2 道路・橋梁整備事業の推進

道路・橋梁は、災害時における避難、消防活動、医療搬送、物資輸送の基盤となるものであり、災害発生時の被害の軽減、応急活動等の円滑化を図るため、関係機関と連携のうえその耐震性を確保するとともに、安全な緊急輸送路及び避難路確保、延焼防止効果など、防災に対応した整備を図るものとする。

3 宅地開発

町の計画的な発展と良好な整備を図るため、宅地開発に対し、防災性と安全性に関する指導の強化に努めるものとする。

4 消防設備の整備

地震発生時には、消火栓の使用不能や消防ポンプ車の進入不能等、消火活動に支障をきたす事態の発生が予想されるため、耐震性貯水槽、防火水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利を整備するとともに、小型動力ポンプの整備を推進するなど、消防設備の計画的な整備を図るものとする。

5 防災活動拠点の整備

災害発生時の防災活動の拠点となる公共施設の耐震化を推進するとともに、災害時の現地対策本部となり得る各地区公民館や避難場所となる学校施設においては、平常時に住民に対する防災教育や訓練の場として活用する。また、当該施設においては、応急対策や災害復旧活動が迅速に行えるよう必要な防災資機材の整備を図るものとする。

第 19 節 建築物災害予防計画

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減を図るため、庁舎、学校等の防災上重要な公共建築物並びに一般建築物等の耐震性と不燃性の強化を促進するとともに、災害時の住宅被害を想定した迅速な復旧のための事前体制の構築を図る。

1 建築物の耐震性の確保

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

大規模な災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物(以下「防災拠点施設」という。)の安全性を確保するため、新築、建て替え時においては、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画標準(昭和 62 年)」を参考に、耐震性を強化した施設づくりを推進する。

- ① 災害対策本部が設置される施設
- ② 医療救護活動に従事する機関の施設(医療施設等)
- ③ 応急対策活動に従事する機関の施設(消防分署等)
- ④ 避難収容施設(小中学校等)
- ⑤ 社会福祉施設等(特別養護老人ホーム等)

(2) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

町は、「飯豊町建築物耐震改修促進計画」に基づき、建築基準法による現行耐震基準施行(昭和 56 年)以前の建築物を中心に、町内全域において耐震診断を実施し、必要と認められたものから、順次、改修等を推進するよう努めるものとする。また、一般住宅についても、所有者が積極的に耐震化に取り組めるよう必要な啓発、助言、指導を行うものとする。

(3) 防災設備等の整備、維持管理

① 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- ア 配管設備類の耐震性強化
- イ 非常用電源の基本能力の確保
- ウ 飲料水の基本水量の確保
- エ 消防防災用設備等の充実
- オ 情報・通信システム等の耐震性能の向上

② 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検の台帳や防災関係図、維持管理の手引などを整備し、日常点検の励行に努める。

2 公共建築物の耐震化の推進

町は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るため主体的に取り組むための基本的な考え方を示した「山形県公共施設等耐震化基本方針(平成 17 年 3 月策定)」並びに「飯豊町建築物耐震改修促進計画」に基づき、所有又は管理する建築物について耐震化実施計画等を策定し、公共建築物の耐震化「耐震診断・耐震改修(天井材等の非構造部材の落下防止対策

及び昇降機の耐震化を含む。以下同じ)」を計画的かつ効果的に推進する。

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進

災害対策本部・現地本部を設置する施設、警察署、消防署、医療機関、避難所となる施設、学校、社会福祉施設などの災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するにあたり拠点となる施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(2) 広く住民が利用する公共建築物等の耐震化の推進

文化施設、社会教育施設、体育施設などの広く住民が利用する施設、危険物等を貯蔵又は使用する施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(3) その他の公共建築物の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画的に推進していく。

3 一般建築物の耐震化の推進

(1) 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

旅館、小売店等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者はその耐震化に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

- ① 震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集・伝達体制の整備
- ② 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- ③ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練による避難等の徹底
- ④ 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- ⑤ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備の日常点検の励行

(2) 住宅、建築物の耐震化

① 特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修

ア 町は、一般建築物については、「特定既存耐震不適格建築物」「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第14条に定める昭和56年以前に建築されたもの。)を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。

イ また、耐震改修促進法第16条に規定する既存耐震不適格建築物についても、県促進計画及び県実施計画の考え方に基づいて、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。

ウ 防災拠点施設等については、重要性、緊急性を考慮し、必要に応じて、耐震化を促進する。

エ 耐震改修促進法第22条の耐震基準適合表示制度の周知により、耐震化の意欲を喚起する。

② 耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発

町は県と連携し、次により、建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。

ア 木造住宅所有者等に対し、自らが簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等について、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、ビデオ等による普及・啓発を図る。

イ 木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談窓口を設置し、情報の提供に努める。

(3) ブロック塀、石塀等の倒壊防止

町は県と連携して、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発を行う。

(4) 窓ガラス等第二次部材の落下防止

町は県と連携し、地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、建築物の管理者等を主な対象として、安全確保について指導・啓発を行う。

(5) 家具、電気製品等の転倒・落下防止

町は県と連携し、地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒・落下防止措置について住民に周知徹底を図る。

4 地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震若しくは噴火又はこれらを間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されないため、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

このことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのための有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及・啓発を図るものとする。

第 20 節 輸送体制整備計画

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、町が実施する輸送体制の整備について定める。

1 緊急輸送道路ネットワークの設定

町は、県の緊急輸送道路ネットワークとの整合性を図りながら、町内の緊急輸送道路ネットワークの形成を図る。

なお、町は、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるとともに、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

(1) 緊急輸送道路ネットワークの定義

災害時の応急対策活動を円滑に行うための、町内の防災活動拠点(役場庁舎、飯豊交番、消防飯豊分署等の庁舎)、輸送施設(道路、鉄道、臨時ヘリポート等)、輸送拠点(道の駅いいで、めざまの里観光物産館等の集積配分拠点)、及び防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路

(2) ネットワークを指定する基準

- ① 国道、県道、防災活動拠点、災害拠点病院、輸送施設等を有機的に結ぶ国道、県道及び町道で構成される道路網
- ② 隣接市町や隣接生活圏との接続道路
- ③ 病院、広域避難場所等公共施設と①の道路を結ぶ道路

(3) 連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワークにおいて指定された輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平常時から情報交換を行い相互の連携体制を整えておく。

緊急輸送実施時は、関係業界団体等の協力により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

2 集積配分拠点の環境整備等

(1) 町は、集積配分拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、県、国と連携して環境整備を図る。

- ① 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化
- ② 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進
- ③ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給等

(2) 町は、地域の社会的・地理的状況、地震による被害想定、避難所の配置状況等を考慮し、一時集積配分拠点の候補地となる公的施設等を当該施設等の管理者と協議のうえ、複数選定しておくものとする。

3 臨時ヘリポートの選定・整備(資料10参照)

町は、陸上輸送との連携を考慮した臨時ヘリポート候補地を県と協議し選定しておく。

4 緊急輸送用車両等の確保・整備（資料10参照）

町は、車両等の所要数及び調達先並びに物資の集積配分拠点施設等を明確にしておくとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送事業者と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。

5 緊急通行車両等確保のための事前対策

町は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するため、緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両であることの確認について、次により県公安委員会に対して事前届出を行い確認に係る事務の迅速化を図る。

(1) 事前届出対象車両

① 災害時において、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画等に基づき、本法第50条第1項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの

イ 消防、水防、道路維持及び電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの

ウ 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの

エ 災害を受けた児童、生徒の応急の教育に関するもの

オ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの

ク 緊急輸送の確保に関するもの

ケ 上記のほか、災害発生防止又は拡大防止のための措置に関するもの

② 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時これら機関の活動のために専用に使用される車両、又は災害発生時の他の関係機関、団体から調達する車両であること。

(2) 届出手続

対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び緊急通行車両等事前届出書を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。

(3) 事前届出済証等の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、事前届出書を受理した警察署長を経由し、緊急通行車両事前届出済証等を届出者に交付する。

第 2 1 節 交通関係施設災害予防計画

地震による道路、鉄道施設の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために、これら交通施設の管理者が実施する災害予防対策について定める。

1 各施設に共通する被害予防対策

交通施設等の管理者は、地震発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に十分留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

(2) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑にできるよう、平素から施設の定期点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、主要断層帯被害想定調査結果等を考慮し、危険箇所の点検整備に努める。

(3) 耐震性の強化

国が示す施設等の設計指針（耐震基準）に基づき、各管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。この際、特に、緊急輸送道路ネットワークに指定された交通施設等の耐震性の確保に配慮する。

(4) 復旧資機材の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくことなどにより、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

2 道路の災害予防対策

(1) 町道の災害予防

町道のうち、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道に準じた点検調査を実施し、必要な対策を実施する。

(2) 防災体制の整備

道路管理者は、次により防災体制の整備を推進する。

① 応急復旧用資機材の備蓄体制の整備

災害時の応急復旧用の資機材の確保について、関係機関と協力し、事前に人員の配置体制を整えておくとともに、資機材の備蓄に努める。

② 道路通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を路線又は区間ごとに定め、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

③ 道路利用者への広報

地震発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平時から防災知識の普及・啓発活動を推進する。

④ 再発防止対策の実施

万一事故が発生した場合には、道路管理者は原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえた再発防止対策を実施する。

(3) 相互連携体制の整備

① 連絡窓口等の明確化

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておくこと。

② 相互連絡体制の強化

応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関等の相互の連携を強化しておく。

③ 合同防災訓練の実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制・救助救急活動等における、道路災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

(4) 資機材の確保

① 防除活動用資機材の整備

道路管理者及び消防機関は、災害時の車両等からの危険物が流出、炎上及び爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得を努めるとともに、吸着材、土のう及び処理剤等応急資機材の整備に努める。

② 施設構造図等資料の整備

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

3 鉄道施設の災害予防対策

鉄道事業者は、次により鉄道施設の災害予防対策を講じる。

(1) 施設の災害予防

鉄道施設のすべての構造物について定期検査を行うとともに、必要に応じ臨時検査を実施し異常の早期発見と補修に努め、補強対策を推進し耐震性の向上を図る。

(2) 防災体制の整備

① 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制及び職務分担等をあらかじめ定める。

② 避難誘導體制の整備

災害発生時の避難誘導を適切に実施できるよう、誘導用資機材の整備を図るとともに、施設利用客の避難誘導の方法を定める。

③ 防災訓練の実施

災害発生時に適切な措置がとれるよう、次の防災訓練を実施する。

- ア 非常呼出訓練
- イ 避難誘導訓練
- ウ 消火訓練
- エ 脱線復旧訓練

第 2 2 節 農地・農業用施設災害予防計画

地震による農地・農業用施設の被害を防止し、その被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるように災害予防対策を行う。

1 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平常時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するために、耐震基準に基づく施設の整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、民間団体等の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

2 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道は重要度に応じて耐震設計を行い、橋梁については落橋防止装置の整備に努める。

3 用排水路施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、樋管は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時において、河川砂防技術基準等に基づき耐震性の向上を図る。

4 ため池施設の災害予防対策（資料 6 参照）

町及び県は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

ため池の管理者は、ため池の規模、構造及び老朽化の度合い等を内容とする台帳を整備するとともに、老朽化の著しいもの及び耐震性の不足するものについて現地調査を行い、調査結果に基づき計画的な施設の改善を行う。

第 2 3 節 電力供給施設災害予防計画

災害による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ラインの確保のため、町は、電気事業者(東北電力株式会社)が実施する次の災害予防対策について協力するとともに、災害時の連絡窓口の明確化等情報連絡体制の整備に努める。

1 防災体制の整備

(1) 防災教育

災害に関する法令集や資料の配布、検討会の開催により、職員の防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

防災対策を円滑に推進するため、年 1 回以上防災訓練を実施し、災害発生時に計画が有効に機能することを確認する。

(3) 防災業務施設・設備等の整備

- ① 必要に応じ、気象観測や災害情報等の通信連絡に関する施設及び設備の整備を図る。
- ② 関係法令に基づき、水防及び消防等に関する施設及び設備の整備を図る。

2 防災関係機関との連携(資料 3 参照)

(1) 町防災会議等との連携

- ① 防災会議及び防災関係機関等は平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。
- ② 他電力会社との協調

東北電力株式会社以外の請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材及び輸送力等を相互に融通する等、災害時における相互応援体制を整備する。

3 広報活動

地震による断線や電柱の崩壊・折損等による公衆感電事故の防止及び電気火災の未然防止のため、平常時から地域住民に対して広報活動を行う。

4 電力設備の災害予防対策

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、耐震対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については補強等により災害予防対策を講じる。

(2) 重要施設への供給体制の強化

特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりえる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

(3) 電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期

的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

5 災害対策用資機材等の整備

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧資機材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

(2) 災害対策用資機材等の搬送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両による輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用について、防災関係機関との協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

第24節 電気通信施設災害予防計画

電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、町は、電気通信事業者（NTT東日本山形支店）が実施する次の災害予防対策について協力するとともに、災害時の連絡窓口の明確化等情報連絡体制の整備に努める。

1 防災体制の整備

(1) 通信施設監視等体制の確保

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握する体制の整備とともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う体制を確保する。

(2) 災害発生時組織体制の確立

災害対策本部等の構成・規模・業務内容・設置場所等について、被害状況に応じてあらかじめ定めておく。

2 災害時広報体制の確立

災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合に、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況、災害用伝言ダイヤル提供状況を、地域住民等に対して、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

第 2 5 節 上水道施設災害予防計画

大規模な地震が発生した場合の水道の漏水・断水等を最小限にとどめるため、町及び水道事業者が実施する災害予防対策について定める。

1 防災体制の整備

水道事業者は、施設の耐震性調査及び被害想定等に基づき、次により防災体制の整備を行う。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの作成

迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアルを策定する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

- ① 研修会、講習会等を計画的に開催し、地震による被害の調査、復旧計画の立案、耐震機材を有する管の施工等の現場技術を向上し、熟練した技術者の養成、確保に努める。
- ② 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練、情報伝達、施設の点検訓練、応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

(4) 管理図面及び災害予防情報の整備

他からの応援者が迅速に応急活動を実施できるようにするため、基本的な水道システム図、施設図、管路図、拠点給水地、指定避難場所、想定避難住民数等の情報等を盛り込んだ応急復旧図面等を整備する。

(5) 関係行政機関等との連携及び連絡調整

災害時相互応援協定により応援体制を整備するほか、応急対策用車両の緊急通行車両として通行できるよう警察と事前調整を図るなど、災害発生時における関係機関や他の水道事業者等と連携体制を整備する。

(6) 緊急時連絡体制の確立

町は、本部の通信網の整備と合わせて無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアルや緊急時連絡先一覧表を作成し、緊急時連絡体制の確立に努めるものとする。

(7) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備の燃料の備蓄及び水道用薬品の適切な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

2 防災広報活動の推進

町及び水道事業者は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により住民、自治組織等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防火意識の啓発に努める。

(1) 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、広報誌を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保(1人1日3ℓ、3日分程度が目安)、衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努めるものとする。

(2) 自治組織等への防災活動の研修

自治組織等に対し、応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施し、緊急時における支援体制の確立に努めるものとする。

(3) 福祉施設への周知

医療施設や福祉施設等の被災時において断水できない重要施設に対して、飲料水備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努めるものとする。

3 上水道施設の被害想定

町及び水道事業者は構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、大規模地震発生時における上水道システム全体としての被害を予測し、この結果に基づき耐震整備の目標設定を行う。

(1) 構造物・設備の耐震性診断

構造物・設備の耐震性診断は、施設の強度、施設の被害が給水に与える影響、復旧の容易性及び二次災害のおそれ等を勘案し総合的に行う。

(2) 上水道施設の被害想定

耐震性診断に基づき、次の事項について、地震による被害想定を地域別を実施する。

- ① 管路の被害想定
- ② 構造物及び設備の被害想定
- ③ 被災直後の断水人口及び復旧の段階別断水人口
- ④ 断水期間

(3) 耐震整備の目標設定

段階的な耐震化の目標をたて、優先度の高い事業から目標を設定し、構造物・設備の耐震化を進める。

- ① 上水道施設ごとの応急復旧期間
- ② 被災後における経過日数ごとの応急給水目標水量
- ③ 医療施設、避難所等の重要拠点への給水確保

4 上水道施設の災害予防措置

町及び水道事業者は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震化を推進する。

(1) 重要施設及び基幹管路の耐震整備

地震による被害を軽減するため、次により老朽化した構造物・設備の補強、更新等を実施し、耐震化の推進及び安全性の強化を図る。

- ① 取水施設、浄水施設、配水施設等の構造物の耐震化
- ② 指定避難所等及び給水拠点を中心とした耐震性貯水槽、大口径配水管等の整備による貯水機能の強化
- ③ 配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置
- ④ 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用、給水装置の耐震化

- ⑤ 朽管路の計画的な更新、基幹配水管並びに医療機関及び避難所等に至る水管の優先的な耐震化
- (2) バックアップシステムの構築
 - 地震による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。
 - ① 重要施設の複数配置による危険分散の強化
 - ② 非常用電源の整備(自家発電装置等)
 - ③ 隣接水道事業者施設との連結管設置によるバックアップシステムの構築
 - ④ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化
 - ⑤ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備
- (3) 機械設備や薬品管理における予防対策
 - ① 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止
 - ② 振動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混濁を防止するための分離保管
 - ③ 水道用薬品の適正な量の備蓄

5 災害対策用資機材等の整備（資料 1 2 参照）

- (1) 応急給水用資機材の整備
 - 町及び水道事業者は、計画的に給水車(ポンプ付き給水車を含む。)給水タンク、浄水機及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努めるものとする。
- (2) 応急復旧用資機材の整備
 - 町及び水道事業者は、計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握しておくものとする。
 - ① 削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備
 - ② 直管、異形管、ジョイント等の応急復旧用資機材の備蓄
 - ③ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進
 - ④ 復旧用資機材等の緊急調達計画の策定
 - ⑤ 作業員の安全装備等の備蓄

6 生活用水源の確保

町及び水道事業者は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

第 2 6 節 下水道施設災害予防計画

地震による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするため町が行う災害予防対策について定める。

1 防災体制の整備

下水道管理者は、下水道施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など住民の生活に与える影響が大きいことから、次により防災体制を整備する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアル等の作成

防災用電話、衛星電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

(4) 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期すため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

(5) ライフライン関係機関との連携

下水道施設の被災状況調査や復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係る作業と連携し実施できるよう調整し、関係機関の被害状況を迅速に把握できるよう体制の構築を図る。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、水防団や地域住民等からの情報が有効であるため、これらの情報を利用する体制の構築を図る。

(6) 民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

(7) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（業務継続計画）を策定し、PDCA サイクルにより随時見直しに努める。

2 広報活動

下水道施設の被災箇所を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項について、平常時から住民に対し広報活動を行い、防災意識の啓発に努めるものとする。

3 下水道施設の災害予防対策

町及び下水道事業者は、次により下水道施設の耐震性及び安全性を確保するとともに、地震により想定される長時間の停電に備える。

(1) 耐震性の確保

① 耐震基準（気象庁基準）

処理場、ポンプ場及び重要幹線についてはレベル2、その他の幹線についてはレベル1の地震動に対応する構造とする。

レベル1地震動：供用期間中に発生する確立が高い地震動

レベル2地震動：供用期間中に発生する確立は低いが大きな強度を持つ地震動

② 耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

③ 耐震計画、設計及び施工

地震による被害が発生した場合に、下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、次の事項について計画・設計時に十分考慮するものとする。

ア 管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性継手や可とう性伸縮継手を採用する。

イ 処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

④ 液状化対策

下水道施設における地震被害の形態や程度は、地震の特性、地形及び地盤条件によって大きく影響される。特に、液状化が発生する地盤では被害程度が大きくなるとともに、ほとんど全ての被害形態が複合して発生する傾向がある。従ってこのような地域では、地盤改良又は杭基礎等により、施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講ずる。

(2) 安全性の確保

① 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいては、地震発生時に被災する可能性が高く、漏水や湧水など変状が発生している場所を把握する。

② 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

4 災害復旧用資機材等の確保

下水道管理者は、緊急処置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材を確保しておく。

第 2 7 節 危険物等施設災害予防計画

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）による被害の発生又は拡大を防止するため、関係機関と連携した保安体制の強化、施設の適正な維持管理等の保安措置対策を講じるとともに、保安教育や防災思想の啓発を行う。

1 危険物施設等の安全対策（資料 1 6 参照）

（1）施設構造基準等の維持

- ① 危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び設備が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。
- ② 消防本部は、危険物取扱事業所に対して危険物施設が消防法に基づく技術上の基準に適合した状態を維持し耐震性を確保すること、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任並びに予防規程の作成等危険物取扱者制度に関する諸事項の適正な運用について指導する。

（2）保安教育の実施

消防本部は、山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努めるものとする。

（3）防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携した実践的な防災訓練を実施する。また、自衛消防組織等の体制や活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

（4）連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、消防や警察の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立しておく。

第 2 8 節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、食料、飲料水及び生活必需品等(以下「食料等」という。)の備蓄及び調達の体制整備を図る。

1 基本的な考え方(資料 1 2 参照)

- (1) 町は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達方法を整備する。
- (2) 町及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- (3) 町は、住民の備蓄を補充するため、地震被害想定調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄(流通備蓄を含む。)する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。
- (4) 町は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ町内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。

2 食料等の確保品目及び方法

(1) 食料

① 品目

食料の供給にあたっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、肝臓疾患への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、障害者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

ア 炊き出し用米穀、乾パン、乾燥米穀及び乳幼児用調整粉乳等の主食

イ 即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

② 方法

町は、1の(3)及び(4)により、食料の供給体制を整備する。

(2) 飲料水

① 水道事業者等は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、地震被害想定調査等に示された上水道断水率等を考慮し、耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。また、町は1の(3)及び(4)により飲料水(ペットボトル等)の備蓄に努める。

② 水道事業者等は、給水に関する情報の共有化に努める。

③ 水道用水供給事業者は、町、水道事業者の要請に対応するため、拠点給水体制を整備する。また、水道水の備蓄に努める。

(3) 生活必需品等

① 品目

高齢者や乳幼児等のきめ細やかなニーズに配慮し、以下の品目を中心に確保するものとし、

また、住民が日常生活において通常使用しない防災資機材等についての備蓄に努めるものとする。

区 分	品目名(特に重要な品目)
寝具	毛布、ダンボール等 ほか
被服	下着 ほか
身の回り品	タオル ほか
炊事用具・食器	ほ乳瓶、同洗浄機 ほか
医薬品	常備薬、救急箱 ほか
日用品	ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋 燃料 ほか
光熱材料	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ ほか
トイレ	簡易トイレ ほか
季節用品	(冬期)防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期)扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか

② 方法

町は、1の(3)及び(4)により、備蓄を行うとともに、要配慮者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄に努めるものとする。

(4) 燃料

① 品目

ガソリン、灯油等

② 方法

町は、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど災害時における燃料確保に努める。

第 29 節 文教施設における災害予防計画

災害発生時において、学校の児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全の確保と、施設及び収蔵物等の適切な保全のため、災害予防対策を実施する。

1 学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

① 策定

校長は、町教育委員会の指導により、「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編(平成22年11月山形県教育委員会作成)」を参考とし、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組みを進めることができるよう、学校保健安全法第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。

② 内容

ア 安全教育に関する事項

(ア) 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項

(イ) 学年別・月別の安全指導の指導事項

a 学級(ホームルーム)活動における指導事項

(生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等)

b 学校行事(避難訓練など安全に関する行事)における指導事項

c 児童(生徒)会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予想される活動に関する事項

d 課外における指導事項

e 個別指導に関する事項

(ウ) その他必要な事項

イ 安全管理に関する事項

(ア) 対人管理の事項

学校生活の安全管理の事項

(イ) 対物管理の事項

学校環境の安全点検の事項

ウ 学校安全に関する組織活動の事項(研修含む)

(2) 危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の作成

校長は、児童・生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成するものとする。

(3) 学校安全委員会の設置

校長は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置するものとする。

(4) 学校防災組織の編成等

校長は、学校防災組織の編成等にあたって、次の点に留意する。

① 学校防災組織の編成

災害発生時に対応する学校防災組織を編成し、教職員の役割分担を定めるとともに、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておくものとする。

② 教職員の緊急出勤体制

夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておくものとする。

③ 家庭との連絡体制

家庭訪問、保護者会等を通じて、災害発生時の連絡先及び災害の規模に応じた児童・生徒の引き渡しの基準等についてあらかじめ保護者と確認し徹底しておくものとする。

④ 施設、設備等の点検・整備

ア 学校の施設、設備等については、定期的な安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に児童・生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置を講ずる。

イ 積雪時における避難路を確保するため、除雪を行うとともに、雪囲い資材が倒れないようにしておく。

⑤ 防災用具等の整備

ア 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等の必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておくものとする。

イ 児童生徒名簿、部活動名簿等を整備し、常に人員把握ができるようにしておくものとする。

(5) 防災教育

① 校長は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進することにより、体系的に学習できる体制を整備するものとする。また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行うものとする。なお、学校教育における具体的な防災教育は本編災害予防計画第6節「防災知識の普及計画」による。

② 町は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

(6) 防災訓練

校長は、児童・生徒及び教職員が災害発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施するものとする。なお、学校教育における具体的な防災訓練は本編災害予防計画第9節「防災訓練計画」による。

(7) 施設の耐震性の強化

学校施設は、児童・生徒等が1日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害発生時には、地域住民の避難場所ともなることから、町は、校舎や体育館等の施設について耐震診断を実施するとともに、耐震性に問題のある建物については、十分な耐震強度の確保に努めるものとする。また、地震に伴う電気、水道の供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場合も、教育活動等の早期再開が可能となるように配慮するものとする。

2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

公民館、文化施設及び体育施設等は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。また移動困難な文化財並びに貴重な蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。このため、次により災害予防対策を実施する。

(1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて内容等を職員に周知しておくものとする。

(2) 自衛防災組織の編成

災害発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておくとともに、担当職員が不在の場合の代行措置についてもあらかじめ明確にしておくものとする。

(3) 避難体制の確立

災害発生時に、施設内の利用者等に的確に状況等を伝達し、迅速かつ安全に施設外に避難させるため、館内放送設備等の情報伝達手段の充実に努めるとともに、必要に応じ避難経路の表示を増やす等の措置を講ずるものとする。また、避難誘導の手段及び方法についても検討し、避難体制を確立しておくものとする。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとるものとする。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図るものとする。

- ① 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮し、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防車両用道路の整備を促進する。
- ② 収蔵物を火災、浸水及び転倒から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておくものとする。

第30節 要配慮者の安全確保計画

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦、外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、町、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定める。

1 在宅の要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者支援体制の確立

① 地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が避難行動要支援者の安全確保の基盤となる。

このため、町は、地域の自主防災組織、民生児童委員、消防団、社会福祉協議会及び民間ボランティア団体等による避難行動要支援者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

② 避難行動要支援者情報の把握・共有

町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア 町は、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じ、避難行動要支援者情報の把握に努める。

生活状況の把握にあたっては、民生委員・児童委員及び自主防災会等と十分連絡をとるとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取り扱いに配慮する。

イ 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。名簿の対象者は、要介護認定（要介護度3～5）を受けている方、身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方、療育手帳（A判定）の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方、75歳以上のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯、その他避難支援等が必要と認められる方とする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

ウ 町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

③ 避難行動要支援者避難支援プランの作成

町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、避難行動要支援者に

関する情報を基に、避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成する。なお、避難行動要支援者避難支援プランの個別計画については、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。

（２）情報伝達、避難誘導體制の整備

① 情報伝達体制の整備

町は、要配慮者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制を整備する。

災害発生時においては、その状況に応じ避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、あらかじめ定めている避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等の判断基準に基づいて適時適切に発令する。

また、避難支援者等関係者は、円滑な避難のため避難行動要支援者名簿を活用し、着実な情報伝達や早い段階での避難行動の促進、必要とする支援内容等に特に配慮する。

② 避難支援者の明確化

町は、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

③ 情報伝達機器の整備、標識の整備等

町、福祉関係者等は、要配慮者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入を推進する。また、町は、要配慮者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備するとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に避難場所への誘導標識等を設置するよう努める。

④ 近隣住民等の役割

町は、避難支援者、自主防災組織、民生・児童委員等が協力して、避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

（３）要配慮者に適した避難所等の確保

町は、避難所を指定する際には、要配慮者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。

また、町は要配慮者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、要配慮者の特性等に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

（４）防災教育、防災訓練の実施

町は、避難行動要支援者及び避難支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

- ① 避難行動要支援者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及
- ② 広報誌等による避難行動要支援者支援の啓発、知識の普及等
- ③ 避難行動要支援者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

（５）公共施設等の安全性強化

町は、災害発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

（６）防災資機材等の整備

町は、実情に応じ、要配慮者の家庭及び地域の自主防災組織等において、移動用の担架、

ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進されるよう取組む。

(7) 町の体制整備

町は、避難行動要支援者に関する情報の収集、避難行動要支援者避難支援プランの策定、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として避難行動要支援者支援班を設ける。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 社会福祉施設等の管理者は、次により施設における災害予防対策を推進する。

① 防災体制の整備

ア 自衛消防組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

イ 職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

ウ 情報連絡、応援体制の確立

消防本部との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入れに関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。

また、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

② 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

③ 防災教育、防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施するよう努める。

また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどの事情を持つ入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡し基準や条件を詳細に決めておく。

④ 食料品等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、2～3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて耐震性貯水槽、備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

- ⑤ 要配慮者の受入体制の整備
災害時に要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。
- (2) 町は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。
 - ① 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立
災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。
 - ② 防災教育、防災訓練への支援
社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。
 - ③ 要配慮者の受入体制の整備
社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

3 外国人の安全確保対策

- (1) 情報伝達、避難誘導體制の整備
国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日、訪日外国人が増加している。町は、以下により外国人の円滑な避難誘導體制の構築に努める。
- (2) 防災教育、防災訓練の実施
町は、民間ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、外国人に対する防災知識の普及に努める。
また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

第 3 1 節 積雪期における地震災害予防計画

積雪期の地震は、他の季節に発生する地震に比べ、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想されるため、町及び防災関係機関は除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の地震被害の軽減を図る。

1 克雪対策

(1) 道路の雪対策

① 道路除排雪体制強化

ア 国道、県道、町道の各道路管理者は、相互に連携し除排雪を強力に推進する。

イ 町は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強を推進する。

② 積雪寒冷地に適した道路整備

ア 町は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を推進する。

イ 町は、雪崩や暴風雪等による交通遮断を防止するため、雪崩対策施設及び防雪棚等の道路防雪施設の整備を推進する。

(2) 除排雪施設等の整備

町は、道路や歩道、家屋及び家屋周辺の除排雪を推進するため、流雪溝等の除排雪施設や地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備に努めるものとする。

(3) 雪崩防止対策の推進

町は、雪崩から住民の生命・財産を守るため、雪崩防止保安林及び雪崩防止施設の維持管理、雪崩防止林の造成及び雪崩防止施設の整備を推進する。

(4) 住宅除雪対策の整備

① 克雪住宅の普及等

町は、屋根雪荷重による地震時の屋根倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進し、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

② 要援護世帯の助成等

町は、自力での屋根雪処理が困難な要援護世帯の除雪負担の軽減をするため、除雪費用に対する助成措置を推進する。

町は、県及び関係機関と連携し、地域の助け合いやボランティアを活用した支援体制の確立を図るとともに、安全な雪下ろしの普及啓発やボランティア保険の加入を促進するなど、ボランティア活動の安全性を確保する。

(5) 消防水利の整備

町は、積雪の多い区域において多段式消火栓の整備を推進する。

2 緊急活動対策

(1) 緊急輸送道路の確保

町は、国、県の各道路管理者と相互に協議し、積雪期の地震の初期活動に必要な冬期緊急

道路確保路線網図を推進する。

(2) 通信手段の確保

町は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、山間地域集落の防災関係機関等との無線施設による通信手段の確保に努める。また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

(3) 雪上交通手段等の確保

積雪時の初動活動では、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、町は雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

(4) 避難所の整備

① 集落単位での避難所の整備

山間豪雪地においては、集落間の交通が途絶する可能性があり、救助活動の遅延も予想されるので、町は、集落センター等の避難所の耐震性を強化するとともに、食料及び救助資機材の整備に努める。

また、臨時ヘリポートの整備等、ヘリコプターによる航空輸送体制の整備に努める。

② 町は、積雪寒冷期の使用をも考慮して避難所を指定するとともに、その運営に当たっては特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努めるものとする。

(5) 積雪期用資機材の整備

町は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、救出用スノーボード等)の整備に努める。

3 総合的雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備など雪に強いまちづくり等の雪対策の総合的、長期的推進によって確立されるものである。このため、町は、住民及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努めるものとする。

第 2 編

震災対策編

第 2 章 災害応急対策計画

第 1 節 災害対策本部の組織

大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合に、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、町及び防災関係機関は緊密な連携を図り、災害の拡大を防止するため、活動体制を定める。

1 災害対策本部の設置（資料 1 参照）

（1）災害対策本部の設置

町内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めたときは、災害対策基本法第 23 条の規定により、町災害対策本部を設置し、また被災地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う組織として現地災害対策本部を設置する。

（2）災害対策本部の設置基準

町長は災害対策本部を設置し、又は廃止する。

設置基準	1 町内で震度 5 弱以上の地震が観測されたとき 2 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3 町長が特に必要と認めたとき
廃止基準	1 災害応急対策がおおむね完了したとき 2 その他必要がなくなったと認められたとき

（3）災害対策本部長等の職務と権限の代行

- ① 災害対策本部長は町長をもって充てる。本部長は、災害対策本部の事務を総理し、所在の職員を指揮監督する。
- ② 災害対策副本部長は、副町長をもって充てる。副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ③ 本部長及び副本部長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、総務企画部長がその職務を代理する。

（4）設置場所

設置場所は、役場本庁舎 2 階応接室又は 3 階大会議室に状況に応じ設置する。本庁舎が被災し、建物損壊等により使用不能となった場合は、代替施設として町民総合センターに本部を置く。

（5）災害対策本部設置の公表及び通知

町災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するものとする。

通知及び公表先	方 法	担当責任者
災害対策本部各班	庁内放送、電話、口頭	総務企画部長
町防災会議委員	庁内放送、電話または F A X 文書、口頭	

山形県危機管理課	防災情報システム、県防災行政無線、
置賜総合支庁総務課	電話又は文書
長井警察署	電話またはFAX文書、口頭
町議会議員	電話またはFAX文書、口頭
各報道機関	電話またはFAX文書
一般住民	広報車、報道機関等を通じて

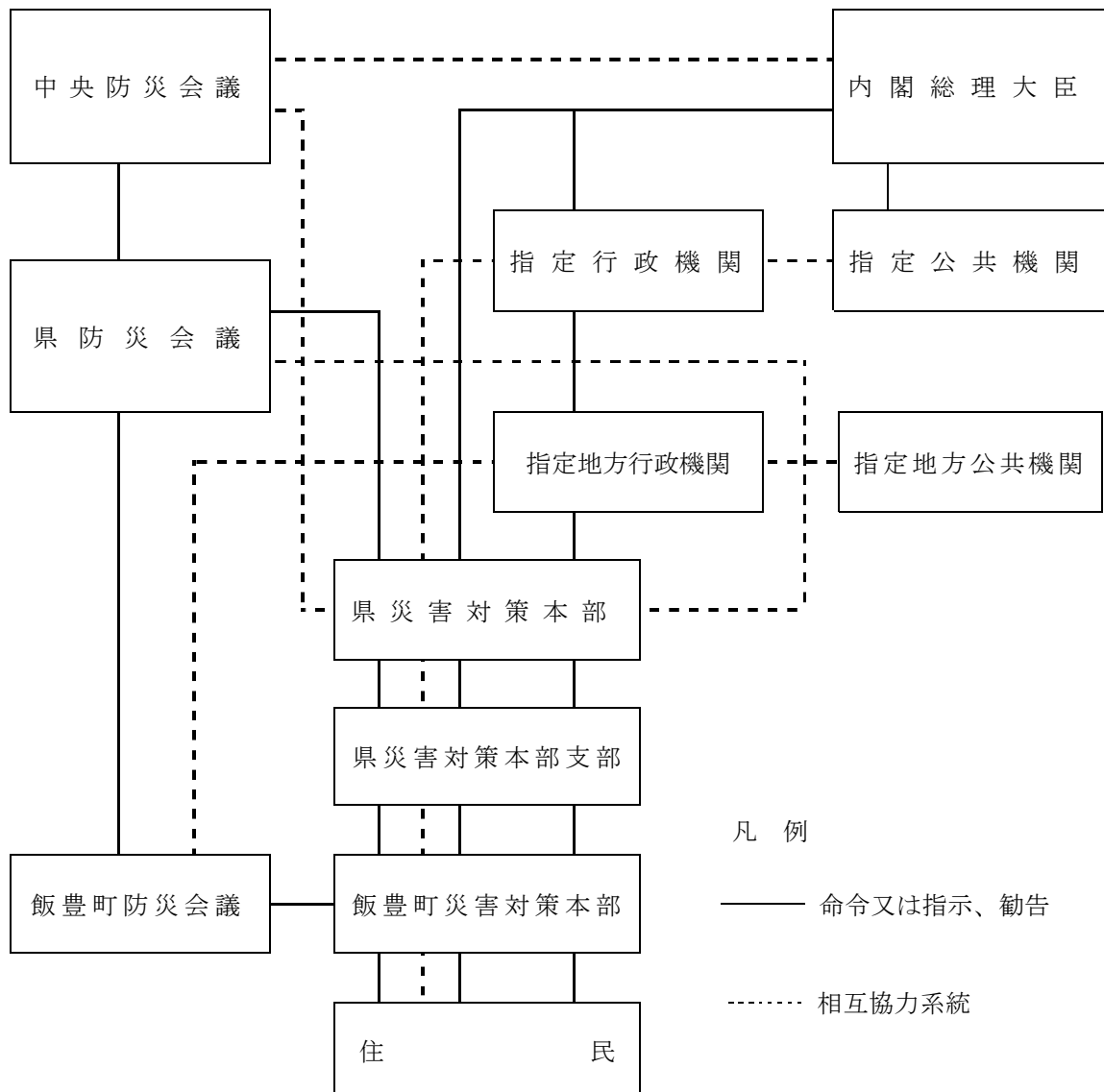
(6) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害が発生するおそれが消したと認めた場合又は災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合は、町災害対策本部を廃止する。なお、廃止した場合の公表等については、設置の場合に準ずる。

(7) 町災害対策本部と防災関係機関との系統

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、町及び防災関係機関はそれぞれ応急対策を実施するものとし、その系統は次の図のとおりとする。

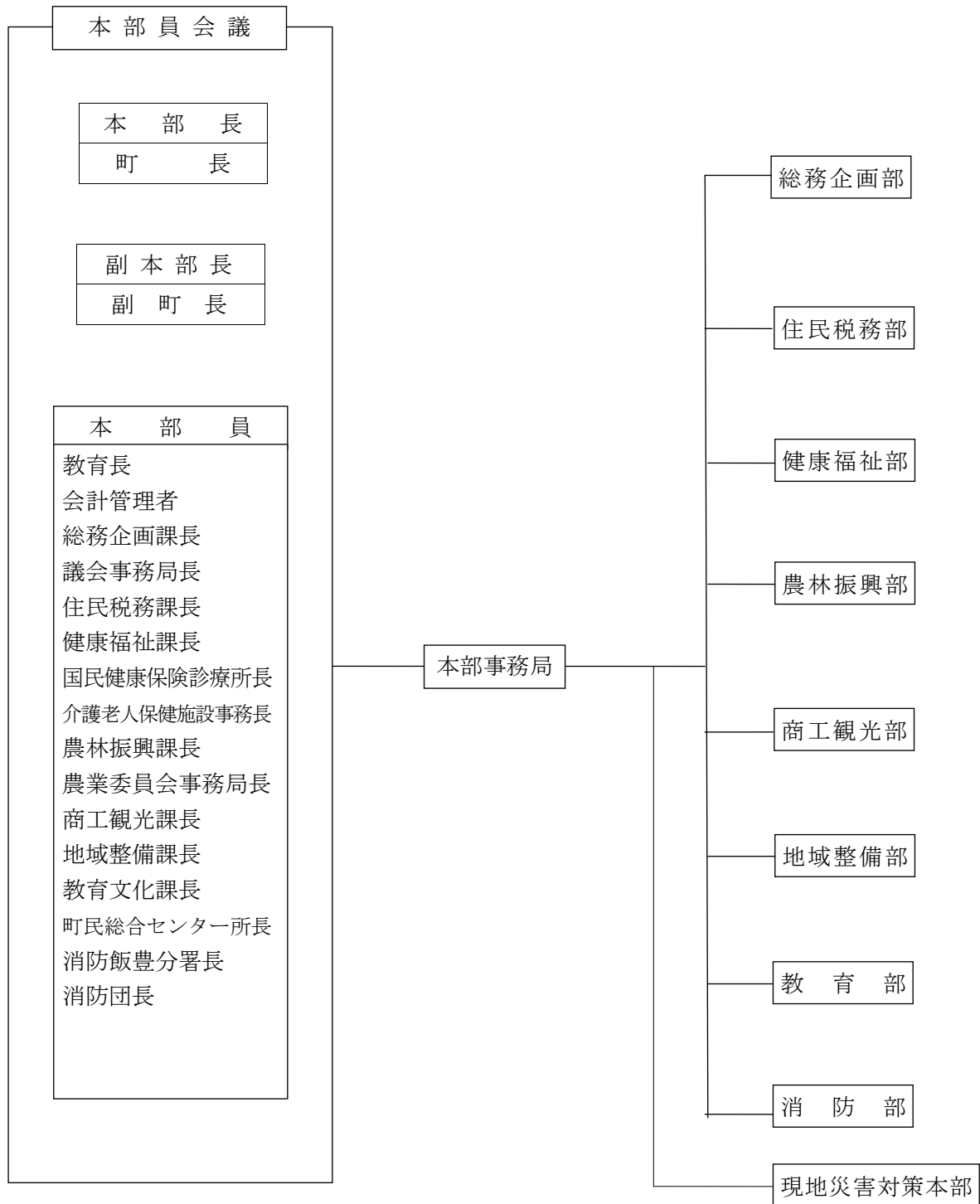
【国、県の災害対策本部との系統図】



(8) 災害対策本部の組織編成等

町災害対策本部の組織及び構成は、「飯豊町災害対策本部条例」の定めるところにより、町長を本部長とし、本部員会議、本部事務局から構成する。

① 本部組織図



② 災害対策本部各部・各班の事務分掌

ア 本部事務局及び部

本部事務局及び各部の編制及び事務分掌は、次のとおりとする。

(◎は事務局長又は部長、○は副部長、●は班長、・は部員をそれぞれ表す。)

部 名	班	事 務 分 掌
本部事務局 ◎総務企画課長 (本部事務局長) ・総務企画課職員 (不足する場合は、各課職員の中から指名する者)	本部班 ●情報防災室長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の庶務及び各部の指揮に関する こと。 ・本部員会議の開催に関する こと。 ・災害対策要員の部間調整に関する こと。 ・県への報告及び応援要請に関する こと。 ・防災関係機関との連絡調整に関する こと。 ・自衛隊災害派遣要請に関する こと。 ・広域応援要請に関する こと。 ・ヘリコプターの派遣要請に関する こと。 ・気象情報の受理及び伝達に関する こと。 ・各部被害状況報告の取りまとめ及び報告に 関すること。 ・避難準備情報、避難勧告・指示に関する こと。 ・り災者名簿の作成に関する こと。 ・被災者のための総合相談窓口の開設に 関すること。 ・り災証明書の発行に関する こと。 ・その他、本部長が必要と認めた こと。
総務企画部 ◎総務企画課長 ○議会事務局長 ・総務企画課職員 ・議会事務局職員	行政管理班 ●行政管理室長	<ul style="list-style-type: none"> ・町有車両の管理運用に関する こと。 ・緊急輸送計画に関する こと。 ・避難所の開設に関する こと。 ・無線、電話の確保及び臨時電話の架設に 関すること。 ・被災職員の公務災害及び福利厚生に 関すること。 ・配備職員の把握に関する こと。 ・災害状況の取材及び写真撮影に 関すること。 ・災害の情報収集及び災害広報に 関すること。 ・各地区、報道機関への連絡及び情報提供に 関すること。 ・その他本部事務局への協力に 関すること。
	総合政策班 ●総合政策室長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係の国、県に対する要望書、陳情書等 資料作成に関する こと。 ・避難者の誘導に関する こと。 ・町有施設物件の災害対策及び調査に 関すること。 ・災害対策に係る財政上の措置に 関すること。 ・災害対策の予算措置に 関すること。 ・災害対策本部の経理に 関すること。 ・その他、本部事務局への協力に 関すること。

	議事班 ●議事室長	<ul style="list-style-type: none"> ・議会との連絡調整に関すること。 ・その他総務企画部に関すること。
住民税務部 ◎住民税務課長 ○会計管理者 ・住民税務課職員	生活環境・住民班 ●生活環境室長 ●住民室長	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体安置所の開設及びその管理に関すること。 ・遺体の処理及び埋火葬に関すること。 ・被災者に対する国民年金保険料の猶予免除に関すること。 ・被災者に対する国保一部負担金の減免に関すること。 ・被災者に対する後期高齢者医療保険料の猶予減免と一部負担金の減免に関すること。 ・災害廃棄物仮置場の開設及び管理に関すること。 ・災害廃棄物の処理に関すること。 ・避難所の廃棄物及びし尿運搬処理に関すること。 ・水没し尿汲み取りの一部補助に関すること。 ・その他住民税務部に関すること。
	税務班 ●税務室長	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する諸税の猶予減免に関すること。 ・被害家屋、土地等の固定資産調査に関すること。 ・固定資産の被害判定に関すること。 ・その他住民税務部に関すること。
	会計班 ●会計室長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害義援金品等の出納に関すること。 ・その他住民税務部に関すること。
健康福祉部 ◎健康福祉課長 ○国保診療所長 ○老健施設事務長 ・健康福祉課職員 ・国保診療所職員 ・老健施設職員	健康医療班 ●健康医療室長	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連絡調整に関すること。 ・医療施設の被害調査に関すること。 ・収容患者の避難誘導に関すること。 ・医療救護所の開設に関すること。 ・医療資器材、医薬品等の調達に関すること。 ・傷病者等への医療救護活動及び看護に関すること。 ・被災者の健康相談及び保健指導に関すること。 ・食品、衛生に関すること。 ・防疫・感染症予防に関すること。 ・その他健康福祉部に関すること。
	福祉班 ●福祉室長	<ul style="list-style-type: none"> ・日赤活動に関すること。 ・ボランティアの受入れ、配分に関すること。 ・義援物資の受入れに関すること。 ・物資集積所での救援物資の管理・仕分けに関すること。 ・社会福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・要配慮者の安全確保及び被災後の生活に対すること。 ・要援護者被災者の介護に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業の連絡調整、対策に関する事。 ・被災者に対する介護給付に関する事。 ・介護保険徴収猶予及び減免に関する事。 ・炊き出しの実施に関する事。 ・その他健康福祉部に関する事。
農林振興部 ◎農林振興課長 ○農業委員会事務局長 ・農林振興課職員 ・農業委員会事務局職員	農業振興班 ●農業振興室長	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・農作物及び農業用施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ・家畜及び畜産施設の被害調査及び災害対策に関する事。 ・被災農家の営農指導に関する事。 ・災害時における農作物、果樹等の病虫害発生予防及び防疫に関する事。 ・農業団体との連絡調整に関する事。 ・被災した農業者への融資のあっせんに関する事。 ・農業関係団体等からの食料等の調達・供給に関する事。 ・その他農林振興部に関する事。
	農林整備班 ●農林整備室長	<ul style="list-style-type: none"> ・農村整備事業関係の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 ・農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事。 ・農業団体との連絡調整に関する事。 ・林道の災害復旧対策に関する事。 ・林産物及び林産施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ・被災した林業者への融資のあっせんに関する事。 ・災害対策用木材の払い下げに関する事。 ・その他農林振興部に関する事。
	農委班 ●農地管理室長	<ul style="list-style-type: none"> ・農地、農作物及び農業施設の被害調査に関する事。 ・その他農林振興部に関する事。
商工観光部 ◎商工観光課長 ・商工観光課職員	商工観光班 ●産業連携室長 ●観光交流室長	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業関係の被害調査及び応急対策に関する事。 ・被災した商工業者への経営相談及び融資のあっせんに関する事。 ・観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ・観光客の安全確保に関する事。 ・民間業者等からの食料及び生活必需品等の調達に関する事。 ・物資の流通及び安定対策に関する事。 ・災害時における金融措置に関する事。 ・生活必需品の給与又は貸与に関する事。 ・災害時における労働雇用対策に関する事。

地域整備部 ◎地域整備課長 ・地域整備課職員	建設班 ●建設室長	・その他商工観光部に関する事。 ・道路及び橋梁等の被害調査及び応急対策に関する事。 ・各河川の被害情報の収集及び応急対策に関する事。 ・土石流、山腹崩壊等危険防止対策及び応急復旧対策に関する事。 ・道路交通の確保及び災害対策に関する事。 ・被災建築物応急危険度判定に関する事。 ・公共建築物の被害調査及び応急対策に関する事。 ・応急仮設住宅の設置に必要な調査、建設に関する事。 ・住宅の応急修理及び被害認定に関する事。 ・その他災害のための地域整備部に関する事。
	上下水道班 ●上下水道室長	・水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 ・集落排水施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 ・水質検査及び飲料水の確保に関する事。 ・給水車両、給水資機材の確保に関する事。 ・被災者に対する水道及び下水道料金の減免等に関する事。 ・その他地域整備部に関する事。
教育部 ◎教育文化課長 ○町民総合センター所長 ・教育文化課職員	学校教育振興班 ●学校教育振興室長	・児童生徒等の安全確保及び避難対策に関する事。 ・学校施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ・災害時における学校運営及び応急教育に関する事。 ・災害時の学校給食に関する事。 ・教材、学用品の調達及び配給に関する事。 ・被災児童生徒の調査に関する事。 ・教職員の非常招集及び配置に関する事。 ・学校施設を避難所にする場合の協力に関する事。 ・その他教育部に関する事。
	子育て支援班 ●子育て支援室長	・保育園の児童等の安全確保に関する事。 ・被災地における児童に関する事。 ・保育園の被害調査及び応急対策に関する事。 ・その他教育部に関する事。
	生涯学習班 まちづくり班 ●生涯学習振興室長 ●まちづくり室長	・社会教育及び社会体育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ・文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ・災害活動に関する社会教育団体との連絡調整

		に関すること。 ・公民館を避難所にする場合の協力に関する こと。 ・その他教育部に関すること。
消 防 部 ◎消防分署長 ◎消防団長 ○消防副団長 ・消防職員 ・消防団員		・消防・水防及び救助活動に関すること。 ・災害の拡大防止に関すること。 ・消防団員の出動及び派遣に関すること。 ・避難に関する指示及び誘導に関すること。 ・危険箇所の巡視に関すること。 ・行方不明者の捜索及び遺体の収容に関する こと。 ・通信連絡に関すること。 ・人的被害及び建築物、その他被害調査に関す ること。 ・災害関係証明書の交付に関すること。 ・その他災害時における消防行政に関すること。

イ 地区担当職員

地区担当職員を各地区公民館単位に配置し、勤務時間以外の災害時の応急対応を実施する。職員が居住する地区において、早期の情報収集及び初動体制に取り組むとともに居住者の避難誘導に関する補助業務を行うため、地区担当職員を配置するものとする。事務分掌は、次のとおりとする。

担 当 名	分 掌 業 務
地区担当職員	① 地区内の被害状況把握に関すること。 ② 地区内一時避難場所への避難者の対応に関すること。 ③ 地区内指定避難所（公民館等）への避難者の対応に関すること。 ④ 災害による救助者の把握と関係部署への連絡に関すること。 ⑤ 地区内公共施設等への連絡に関すること。 ⑥ 災害対策本部の指示業務に関すること。 ⑦ 老人福祉施設入居者の避難誘導補助に関すること。

③ 本部員会議

ア 招集

本部長は、災害対策に関する重要事項等の協議を行うため、必要に応じ本部員会議を招集する。

この場合、意見徴取・連絡調整等のため、必要に応じ関係機関や外部の専門家等の出席を求める。

イ 所掌事務等

- (ア) 災害情報の総括に関すること。
- (イ) 町の実施する災害応急対策等に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項に関すること。
- (ロ) 災害応急対策及び災害復旧対策に係る国、県及び公共機関等他機関との調整のうち重要な事項に関すること。

(エ) その他災害対策上重要な事項に関すること。

ウ 決定事項

(ア) 各関係団体に対する応急対策の要請及び避難の勧告・指示に関すること。

(イ) 応急災害救助に関すること。

(ウ) 災害対策に要する経費に関すること。

(エ) 決定事項の周知に関すること。

会議決定事項のうち関係職員に周知を要するものについては、部長を通じて速やかに徹底を図る。

エ 事務処理事項

(ア) 本部長の命令、伝達

(イ) 本部員会議と所属部との連絡

(ウ) 部相互間の連絡調整

(エ) 所属部の災害情報の収集並びに気象情報の収集

(オ) 災害対策活動に関する情報の整備

オ 防災関係機関等への情報提供協力要請

本部長は、必要に応じ、防災関係機関や関係団体に対して資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地において、応急対策の実施等について特に必要があると認めるときは、現地在属する地区公民館等に現地災害対策本部(以下、「現地本部」という。)を置くものとする。

(1) 現地本部の組織

① 現地本部は、現地本部長、現地本部員をもって組織する。現地本部長、現地本部員は、本部長がそのつど指名する者をもって充てる。

② 現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

(2) 現地本部の所掌事務等

① 被災現地と町災害対策本部との連絡調整に関すること。

② 被災現地の情報収集と伝達に関すること。

③ 被災者の応急対策に関すること。

④ その他災害対策上重要な事項に関すること。

(3) 県、及び関係機関との連携協力

現地本部は、県及び町対策本部と密接に連携・協力し、災害応急対策を迅速かつ的確に推進する。また、必要に応じ関係機関や外部の専門家等の意見聴取・連絡調整等を行う。

3 災害対策連絡会議の設置

町長は、災害対策本部の設置基準には達しないものの、町内の地域に災害が発生し、又

は災害が発生するおそれがあり、当該災害に関する調査と対策を総合的に推進する必要があると認める場合は、災害対策連絡会議(以下、「連絡会議」という。)を副町長を議長とし設置するものとする。

なお、災害対策本部の設置基準に達した場合は、速やかに連絡会議を閉鎖し、災害対策本部に切り換えるものとする。

(1) 連絡会議の設置及び廃止基準

設置基準	<ul style="list-style-type: none">・町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部の設置基準に達しないとき・その他、町長が特に必要と認める場合
廃止基準	<ul style="list-style-type: none">・災害応急対策がおおむね完了したとき・災害対策本部を設置したとき

(2) 設置場所

役場本庁舎 2 階応接室又は 3 階大会議室に状況に応じ設置する。

(3) 設置及び廃止の通知等

連絡会議を設置したときは、直ちに災害対策本部を設置した場合に準じて関係機関に通知するものとする。

(4) 組織及び活動内容

連絡会議の組織及び活動内容は、災害対策本部の組織及び活動内容に準じるものとする。

4 業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

第 2 節 職員の動員配備体制

災害の応急対策の迅速化を図るため、災害対策本部の中心となる町職員の動員体制について定める。

1 職員の動員配備体制

(1) 配備体制の基準

町の災害応急対策活動の配備と活動体制の一般基準は、次のとおりとする。

区分	配備基準	配備・活動内容	配備体制	備 考
第 1 次 配備	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨洪水警報発表時 ○台風接近時等の大雨洪水注意報発表時 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害情報等の災害関連情報の収集、伝達等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇西置賜行政組合 消防飯豊分署 ◇総務企画部 (本部員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況により、関係各班の配備が円滑にとれるように準備する。
第 2 次 配備	<ul style="list-style-type: none"> ○台風接近時等の大雨洪水警報発表時 ○震度 4 の地震が観測されたとき ○町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○副町長を議長とする災害対策連絡会議を設置し、被害情報等の災害関連情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。 ○関係各課においても必要に応じ情報の収集、伝達等を行うほか、所管施設等の被害状況等の確認を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇西置賜行政組合 消防飯豊分署 ◇総務企画部 (本部員) ◇配備必要部 (初動) 住民税務部 健康福祉部 農林振興部 商工観光部 地域整備部 教育部 ◇配備必要班において 参集した職員 ◇消防団 団長 	<ul style="list-style-type: none"> ・配備体制をとる旨、置賜総合支庁に報告する。 ・状況により連絡会議を設置し、また災害対策本部に移行できる体制をとる。
第 3 次 配備	<ul style="list-style-type: none"> ○震度 5 弱～5 強の地震が観測されたとき ○町内に相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ○町長が特に必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○町長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害に関する情報の収集、伝達及び応急対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◇西置賜行政組合 消防飯豊分署 ◇飯豊町地域防災計画に定める各班長及び職員 2 次配備で指示された職員 ◇消防団 団長・副団長 	<ul style="list-style-type: none"> ・配備体制をとる旨、置賜総合支庁、長井警察署に報告する。 ・所定の配置場所へ参集出来ない場合は、最寄りの機関へ参集し配置場所と連絡をとる。

第4次配備	災害対策本部	○震度6弱以上の地震が観測されたとき	○ラジオ、周囲の状況から被害甚大と判断され、通信途絶により連絡がとれない場合は、全職員が所定の配置場所に集合する。	◇西置賜行政組合 消防飯豊分署	
		○町内に重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ○町長が特に必要と認めたとき	○特別警報が発令されたとき	◇消防団 団長・副団長・ 全団員 ◇全職員	

(2) 動員配備職員の一般的基準

町内の災害時等における職員の動員配備体制は、次のとおりとする。ただし、災害等の種類、規模、発生時期等によっては、一般的な基準と異なる配備体制をとることがある。

課	室	第1次配備	第2次配備	第3次配備	第4次配備
総務企画課	行政管理室		2	4	全員
	総合政策室		2	4	全員
	情報防災室	2	3	3	全員
住民税務課	住 民 室		2	4	全員
	生活環境室		2	2	全員
	税 務 室		1	4	全員
	会 計 室		1	1	全員
健康福祉課	健康医療室		2	4	全員
	福 祉 室 地域包括支援センター		2	4	全員
	訪問看護ステーション		1	1	全員
	国民健康保険診療所		1	2	全員
	介護老人保険施設 美の里		1	2	全員
農林振興課	農業振興室		2	4	全員
	農林整備室		2	2	全員
	農地管理室		1	1	全員
商工観光課	産業連携室		1	1	全員
	観光交流室		1	1	全員
地域整備課	建 設 室		2	4	全員

地域整備課	上下水道室		2	4	全員
教育文化課	学校教育振興室		1	2	全員
	子育て支援室		1	1	全員
議会事務局	議事室		1	1	全員
	監査室		1	1	全員
町民総合センター	生涯学習振興室		1	2	全員
	まちづくり室		1	2	全員
消防団	団長・副団長		1	2	全員

(3) 第1次配備体制下の活動

- ① 情報防災室は、地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象予報、その他必要事項について関係機関に伝達するとともに、現地の情報を収集するものとする。
- ② 情報防災室は装備、資器材等を点検し、災害に備えるものとする。

(4) 第2次配備体制下の活動

- ① 各部長は、情報の収集及び伝達体制を強化する。
- ② 各部長は、関係班長と相互の連絡を密にし、緊急措置等について本部長に報告を行うものとする。
- ③ 各部長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - ア 各部及び各関係機関の連携を密にし、協力体制を強化する。
 - イ 各部長は、配備の方法及び所要人員等について第2配備から速やかに第3次配備に切り替えられる体制を整備しておくものとする。

(5) 第3次配備体制下の活動

各部長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

- ① 必要な職員を警戒配備につかせる。
- ② 物資、資器材、機械、車両等を必要に応じて被災地へ配備する。
- ③ 班長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を各部長に報告するものとする。

(6) 第4次配備下の非常連絡

町地域防災計画に定める全職員は、勤務時間外、休日等において非常配備基準に達した場合は、速やかに所属の部及び班に連絡をとり、また自らの判断で所定の配置場所に参集するものとする。

2 職員の動員方法

災害応急対策を円滑に実施するため、常に動員計画を定め、災害が発生した場合または発生するおそれがある場合は、これに基づき速やかに動員するものとする。

(1) 配備要員の選定と連絡

- ① 各部長は配備の種別毎に要員として充当する職員を定める。

- ② 総務企画部長は前記各本部員からの連絡に基づき、携帯電話・メール等による非常連絡体制の系統を定め、各要員に連絡するものとする。

(2) 動員要領

災害対策本部等のそれぞれの配備のための動員は、災害対策本部長の配備決定により、本部班が行うものとする。

① 勤務時間中における職員の動員

ア 本部班は、本部長の配備司令により、電話等によって各部長を庁舎 2 階応接室に招集する。

イ 各部長は、各班に報告または連絡し、配備につかせるものとする。

② 勤務時間外及び休日の場合における職員の動員

ア 本部班は、県からの気象警報の通知や消防本部等からの通報により、直ちに登庁し、災害が発生し、または発生しようとしていることを知ったときは、総務企画部長に報告し指示を受ける。

イ 行政管理班は、本部長の指示に基づき直ちに各部長及び各班に緊急連絡する。

ウ 各職員は、非常配備の連絡を受けたときは直ちに登庁し、所要の配備体制につかなければならない。

エ 非常配備の連絡を受けた職員は、病気その他やむを得ない理由により招集に応じられないときはその旨を所属部長に届けなければならない。

オ 配備職員が要員として招集に応ずる場合は、作業に適する着装、照明器具等を携帯しなければならない。

カ 招集を完了したときは、各部長は参集職員数及び招集不可能員数を行政管理班に報告しなければならない。報告を受けた総務企画部長は、動員状況を記録しなければならない。

③ 通信並びに交通途絶時の動員

第 3 次配備の配備基準に該当する災害の発生を覚知し、ラジオや周囲の状況等から被害甚大と判断され、通信、交通が途絶し連絡がとれない場合は、次により参集するものとする。

ア 本部長、副本部長、本部員は直ちに登庁し災害対策本部を設置するものとする。

イ 職員は配備基準に基づき直ちに登庁するものとする。ただし、交通の途絶等により、登庁することが困難な場合は、原則として参集可能な地区公民館等の第 4 次配備時参集場所に参集し、町災害対策本部からの指示を待つものとする。

3 第 4 次配備体制時の職員の参集場所及び参集手段

(1) 参集場所

- ① 各職員は、以下に定めた場所に速やかに集合するものとする。

職 員	参集場所	
職員（配備体制）	役場庁舎	
地区担当職員	中部地区	中部地区公民館（中、萩生、黒沢）
	白樺地区	白樺地区公民館（樺、小白川）
	東部地区	東部地区公民館（添川、松原）
	西部地区	西部地区公民館（手ノ子、高峰）

	中津川地区	中津川地区公民館（地区全域）
--	-------	----------------

② 町内における居住地以外での参集場所

町内において居住地以外で第4次配備体制となった場合は、最も近い参集場所に参集するものとする。その際、本来配置につくべき参集場所（所属長ないしは責任者）に連絡を入れ、所在を明らかにするものとする。

③ 町外居住者及び町外滞在の場合の参集場所

町外居住者及び町外にいた場合は、最も確実で安全な方法を用い、町内に到着するよう努力するとともに、到達箇所から最も近い参集場所に参集すること。

④ 直ちに参集できない場合の連絡義務

自宅や本人、家族が被災した場合や、近隣の被災者救出活動や初期消火活動を行う場合等により直ちに参集できない全ての職員は、至急、所属部長に連絡しその指示に従うものとする。

(2) 参集手段

災害時における参集手段は、道路、橋梁等の被害を考慮し、徒歩、自転車、バイク等、その状況に応じた方法をとること。なお、自動車は交通渋滞の原因となることから極力使用しないこととする。

4 参集時の留意事項

- (1) 職員は、参集時において、災害の状況及び被害の状態を知り得た範囲において、町災害対策本部に報告するものとする。
- (2) 職員は、参集途上において人家及び人的被害、火災等の被害を発見した場合は、付近住民に協力し、消火、救助を第一とするとともに電話等により消防飯豊分署または災害対策本部に連絡し、連絡が取れない場合には、参集後速やかに報告するものとする。
- (3) 参集時においては、飲料水や食料、筆記用具、携帯電話、携帯ラジオ等を携行することとし、夜間の場合を考慮し、日頃から懐中電灯等の照明器具の準備をしておくものとする。
- (4) 参集時の服装は、応急活動を行うことができる服装とし、作業衣等できるだけ素肌を出さない服装とし、帽子又はヘルメット、軍手等を着用するものとする。

5 各地区公民館・施設との連絡体制

(1) 連絡体制の確保

町災害対策本部は各地区担当職員及び各地区公民館から、通信機器等により状況を聞き取り、所定の体制を取るものとする。

(2) 連絡事項

各地区公民館及び各施設においては、以下の事項を把握した時点で、町災害対策本部に報告するものとする。

① 各地区公民館

- ア 地区内の被害状況の内容
- イ 救助者の有無と現場状況

- ウ 避難場所の状況
- エ 動員職員の集合及び配備状況
- オ その他、災害応急対策に必要な事項

② 各施設

- ア 当該施設利用者等の状況
- イ 当該施設の被害状況
- ウ 動員職員の集合及び配備状況

6 施設等の統括責任者

(1) 統括責任者の選定

各地区公民館及び各施設の統括責任者は、原則として各施設の長とする。施設の長が不在または事故あるときは、集合した職員の中で、職階を参考に暫定的に統括責任者を定めるものとする。

(2) 統括責任者の業務

各地区公民館及び各施設の統括責任者は、災害に対処するための職員の動員、組織、配備の体制を行っている間、所管業務を十分把握し、動員職員に対して業務指示を行うものとする。

第3節 広域応援計画

大規模な地震が発生し、本町だけでの災害応急対策の実施が困難な場合は、県、他市町村、民間団体及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を実施し、災害の拡大を抑止する。

1 町が行う応援要請

(1) 県に対する要請

① 町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対し次により応援又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった時は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの撤去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

ア 連絡先及び方法

山形県危機管理課(災害対策本部が設置された場合は同本部)に対し、口頭(防災行政無線、電話を含む)又は文書(ファクシミリを含む)により連絡し、口頭による場合は、事後速やかに文書を送付するものとする。

イ 応援要請事項

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする場所
- (ウ) 応援を必要とする期間
- (エ) その他応援に関し必要な事項

ウ 応急措置要請事項

- (ア) 応急措置の内容
- (イ) 応急措置の実施場所
- (ウ) その他応急措置の実施に関し必要な事項

② 町長は、応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関(特定公共機関に限る。)からの職員派遣のあつせんを要請する。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 他の市町村に対する要請

① 町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域応援相互応援に関する協定」、「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」等に基づき、他の市町村長に対し応援を要請するとともに、県に報告するものとする。

② 町が応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災町の指揮の下に行動する。

なお、応援を要請された町長は、県が必要により行う町間の調整に留意して、必要な応援を行う。

③ 町長は、相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。

(3) 指定地方行政機関等に対する要請（資料1参照）

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関長又は特定公共機関に対し次の事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)又は指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対する応急措置の要請

ア 知事は、県内における応急措置が的確かつ円滑に実施できるようにするため、必要があると認める場合は、要請事項を明らかにして、指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)又は指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対し、当該機関が所管する応急措置の実施を要請し、又は求める。

イ 指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)及び指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)は、知事から応急措置の実施要請を受け、又は求められた場合は、所掌する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について直ちに応急措置を実施する。

ウ 国は、被災により、市町村が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

(5) 民間団体等に対する協力要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため必要と認める場合は、民間団体等に協力を要請する。

(6) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

① 町長は、災害の発生に際し当該市町村の住民の生命又は財産を保護するため、必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

② 町長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知しなければならない。

(7) 被災市町村の支援体制の構築に係る留意点

① 県内市町村における大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

② 町は、県、防災関係機関及び国との密接な関係のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

2 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示等

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認める場合は、知事、町長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請又は指示することができるものとする。

(2) 知事、町長及び指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、要請があった場合、所掌する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について応急措置を実施するものとする。

3 指定行政機関及び指定地方行政機関の応援要請

(1) 指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長は、所掌する応急措置を実施するために必要があると認める場合は、町長は、指定行政機関(指定地方公共機関を含む。)に対し、応急措置の実施を要請又は指示することができる。

(2) 町長及び指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)は、指定公共機関の長又は指定地方行政機関の長から応急措置の実施を要請された場合は、掌握する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項については直ちに応急措置を実施する。

(3) 指定行政機関の長は、その管理に属する施設の被災に関連して、被災住民の生命又は財産を保護するため必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、所掌する応急措置を実施するために特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)、知事又は町長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

(2) 指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)、知事及び町長は、指定公共機関

又は、指定地方公共機関から応援を求められた場合は、所掌する応急措置との調整を図り、可能な限りこれに応じる。

5 消防の広域応援（資料3参照）

（1）県内市町村相互の広域応援体制

町長は、自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、協定締結市町村に応援要請する。

（2）都道府県に対する応援要請及び応援受入体制

① 町長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。

② 町長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。

ア 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化

イ 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化

ウ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

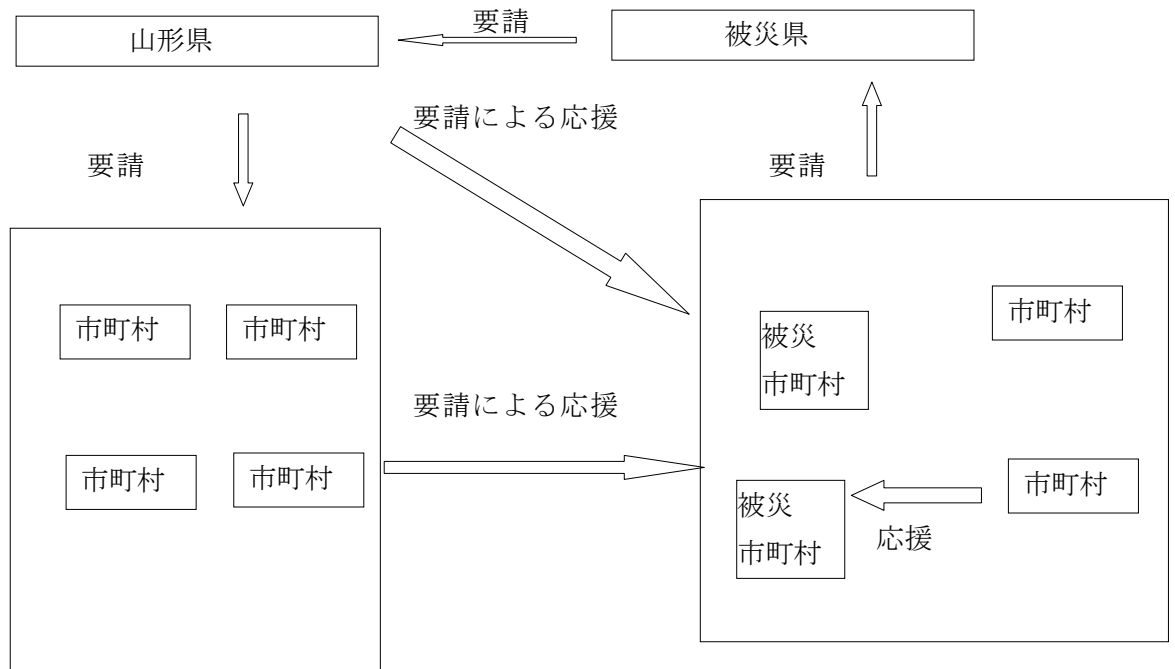
6 広域応援・受援体制

町及び防災機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援に関する連絡・調整の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要請の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。

第4節 被災県等への広域応援計画

他の都道府県（以下「他県等」という。）での大規模な地震発生時に、迅速かつ的確な広域応援を行うため、他県等への広域応援について定める。

1 被災県等への広域応援計画フロー



2 広域応援・受援計画

町、防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関に対して応援を行うことができるよう、応援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。

3 被災した他県等への広域応援活動

(1) 町の対応

町は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するため、マニュアルを定め、応援要請があった際には、迅速に応援活動を行う。

(2) 防災関係機関の対応

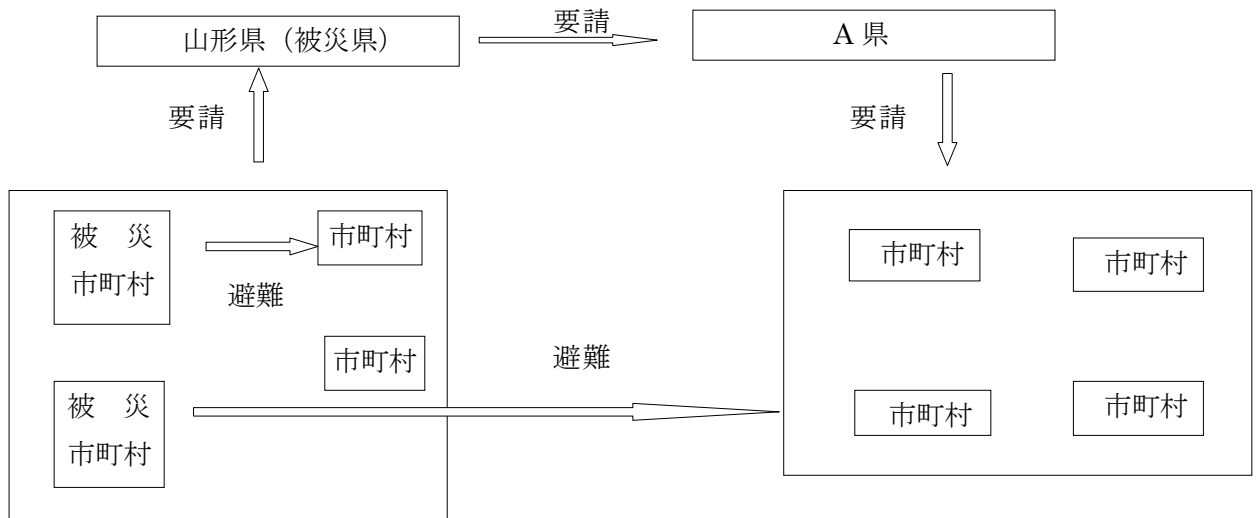
防災関係機関にあつては、県及び町と連携しながら、円滑な応援活動が実施できるよう、必要な対策を講じておき、応援要請があった際には、迅速な応援活動を行う。

第5節 広域避難計画

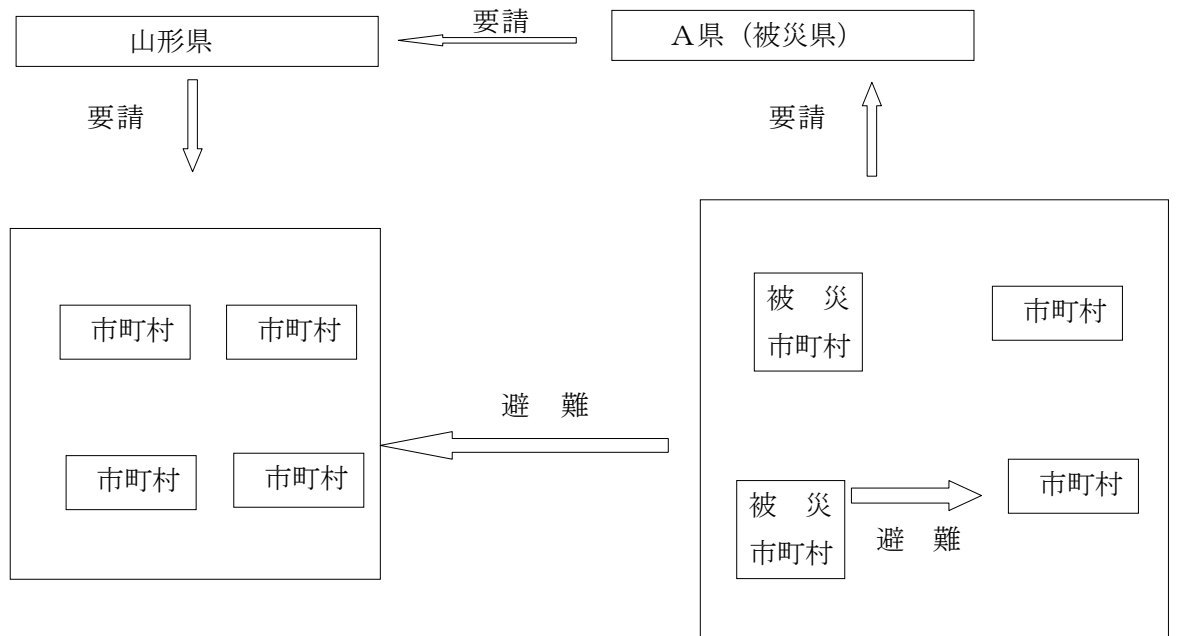
地震による大規模な災害発生時に、自治体の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

1 広域避難計画フロー

(1) 他の自治体への広域避難



(2) 他県等からの避難受入れ



2 他の自治体への広域避難要請

(1) 受入れに係る協議

被災した町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、当町内で可能な応急対策をとってもなお、当町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難を行う。

- ① 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接、受入れを要請する。
- ② 他の都道府県（以下「他県等」という。）への広域避難については、県に対し他県等への避難要請を行う。

（２）広域避難者への配慮

- ① 町は居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- ② 町は及び防災関係機関は、被災者のニーズに十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なおその際、災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者などそれぞれの広域避難者に配慮した伝達を行う。
 - ア 被害の情報
 - イ 二次災害の危険性に関する情報
 - ウ 安否情報
 - エ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
 - オ 医療機関等の生活関連情報
 - カ 各機関が講じている施策に関する情報
 - キ 交通規制に関する情報
 - ク 被災者生活支援に関する情報
- ③ 広域避難に係る事前の備え
町は、大規模災害に伴う広域避難に関する手順、移動方法など具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。

3 他県等からの避難受入れ要請への対応

（１）避難者への情報提供

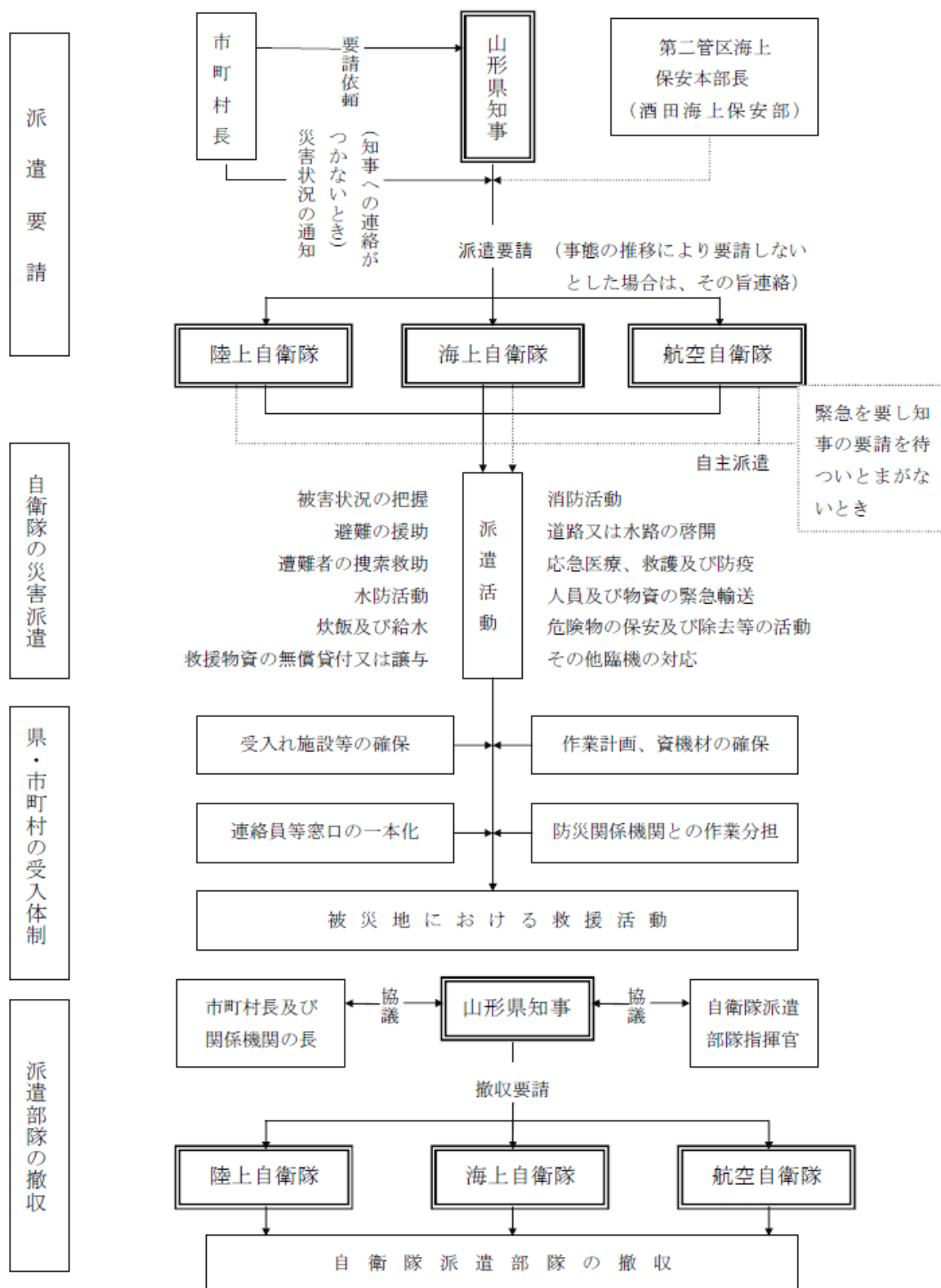
町、防災関係機関は、他県からの被災者のニーズを十分把握し、以下の情報など被災者等に役立つ正確なかつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者などそれぞれの広域避難者に配慮した伝達を行う。

- ① 被害の情報
- ② 二次災害の危険性に関する情報
- ③ 安否情報
- ④ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報
- ⑤ 医療機関等の生活関連情報
- ⑥ 各機関が講じている施策に関する情報
- ⑦ 交通規制に関する情報
- ⑧ 被災者生活支援に関する情報

第 6 節 自衛隊災害派遣要請計画

大規模な地震発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き、受入体制等について定める。

1 自衛隊災害派遣計画フロー（資料 4 参照）



2 自衛隊災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること(公共性の原則)。
- (2) 差し迫った必要があること(緊急性の原則)。
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと(非代替性の原則)。

3 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し利用可能な消防車その他の消防用具(空中消火が必要な場合は航空機)を用いて、消防機関に協力し、消火にあたる(消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する)。
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する)。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う(航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う)。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する(緊急を要し、他に適当な手段がない場合)。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

4 自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

町長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう調整し、効率的な作業分担を定める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

町長は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備、関係者への協力を求めるなど、必要な措置を講ずるものとする。

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業の優先順位
- ③ 作業実施に必要な図面の確保
- ④ 作業に要する資材の種類別保管(調達)場所の確保
- ⑤ 派遣部隊との連絡責任者(窓口の一本化)、連絡方法及び連絡場所の決定

(3) 受入れ施設等の確保

町長は、自衛隊の派遣部隊を受け入れるために、次の施設等を確保する。

- ① 事務室
- ② ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート
- ③ 駐車場(車1台の基準は3m×8m)

(4) 幕営地又は宿泊施設(学校、公民館等)

5 自衛隊災害派遣部隊の撤収

(1) 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、町長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通じて要請する。

(2) 撤収要請は、とりあえず電話等に報告した後、速やかに文書をもって要請する。

(3) 災害派遣部隊長は、知事から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事と調整のうえ派遣部隊を撤収する。

6 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町(災害救助法が適用された場合は県)が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。

(1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く。)等の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料

(4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償(自衛隊装備に係るものを除く。)

(5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町長が協議する。

7 派遣要請先及び連絡窓口

災害派遣の要請先	電 話 番 号
陸上自衛隊第6師団 (第3部防衛班)	電 話 0 2 3 7 - 4 8 - 1 1 5 1 内線5 0 7 5
	F A X 0 2 3 7 - 4 8 - 1 1 5 1 内線5 7 5 4
海上自衛隊舞鶴地方総監部防衛部 (作戦室)	電 話 0 7 7 3 - 6 2 - 2 2 5 0 内線2 2 2 4
	電 話 0 7 7 3 - 6 2 - 2 2 5 5 (直通)
	F A X 0 7 7 3 - 6 4 - 3 6 0 9 (直通)
航空自衛隊中部航空方面隊司令部 (防衛部運用課2班)	電 話 0 4 2 - 9 5 3 - 6 1 3 1 内線2 2 3 3 (夜間・休日当直 内線2 2 0 4)
	F A X 0 4 2 - 9 5 3 - 6 1 3 1 内線2 2 6 9

第7節 県消防防災ヘリコプターの活用

地震による災害発生時において、機動性に優れた県消防防災ヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集、伝達や救出・救助活動、負傷者の搬送、緊急輸送物資の搬送等、広域的かつ機動的な活動を行う。

1 活動範囲の把握

災害時においては、県消防防災ヘリコプターの機動性等を活かし、災害発生 of 初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) ヘリコプターによる救出・救助活動が必要な場合の救出・救助活動
- (3) ヘリコプターによる救急患者等の搬送が必要な場合の救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 被災地への救援物資の搬送
- (6) 応急復旧用資機材等の搬送
- (7) 住民に対する避難勧告等の広報活動
- (8) 林野火災等における空中からの消火活動
- (9) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

2 ヘリコプターの派遣要請（資料3参照）

町長は、災害応急活動の実施において必要があると判断したときは、災害の状況、派遣を要請する理由、希望する活動内容及び活動範囲、ヘリポートの位置等必要な事項を明らかにして、県危機管理課に県消防防災ヘリコプターの派遣を要請するものとする。

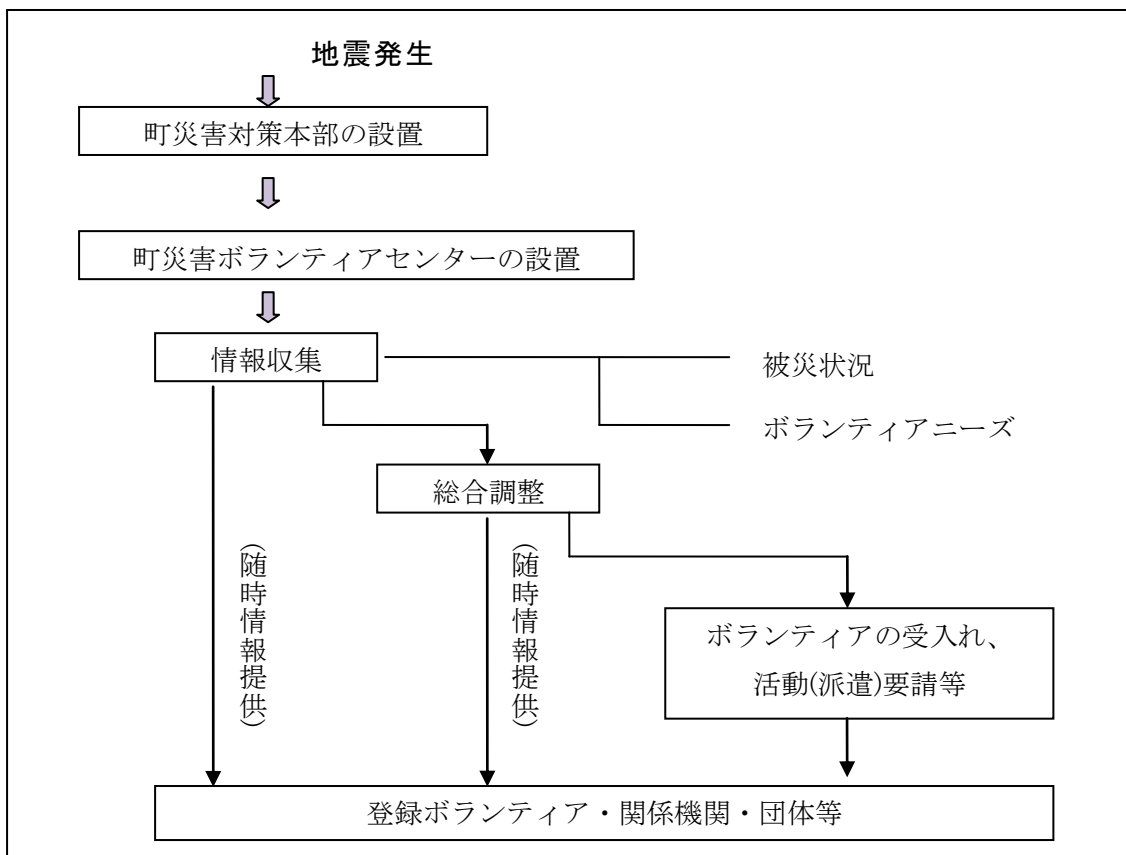
3 活動拠点の確保

- (1) 災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保するものとする。
 - ① 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できる臨時ヘリポート等を早急に確保する。
 - ② 臨時ヘリポートにおいては、あらかじめ定めてある臨時ヘリポートの中から必要と思われる地区について、避難所と重複しないよう調整しながら確保する。
- (2) 臨時ヘリポート等が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行うものとする。

第8節 災害ボランティア活動支援計画

地震による災害発生時に、増大する被災地のさまざまな援助ニーズに対応できるよう、町と社会福祉協議会が連携し実施するボランティアの受入れ及びその活動支援対策について定める。

1 ボランティア活動計画フロー



2 町災害ボランティアセンターの設置

大規模な地震が発生した場合、社会福祉協議会は必要に応じて町災害対策本部内に町災害ボランティアセンターを福祉の里めざまし内に設置する。

3 町災害ボランティアセンターの活動

町災害ボランティアセンターの活動について、関係機関と連携し、次により運営するものとする。

- (1) ボランティアの受入れ
- (2) 避難所及び被災者の状況調査、被災者のニーズの把握
- (3) ボランティア活動の調整及び派遣要請等

① 把握した被災者ニーズやボランティアの登録状況を踏まえて需給調整を行う。

② 必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

(4) ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対して、活動拠点を提供、物資の確保等必要な支援・協力を行うとともに、活動上の安全確保を図る。

第9節 通信計画

地震による災害発生時における被害状況の把握や被災者の救助活動など、災害応急対策の基本となる情報収集・伝達活動を迅速かつ的確に実施するため、町が行う通信手段の運用及び通信方法について定め、さらに防災関係機関及び通信事業者の協力を得て実施するものとする。

1 応急確保

災害発生時には直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は、その間の代替通信手段を確保し、復旧までの通信の確保に努めるものとする。

2 代替通信手段の確保

災害発生時における警報等の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施に関し、緊急かつ特別の必要があるときは、次によるものとする。

(1) 電気通信事業用設備の利用

① 災害時優先電話（優先的に接続される）（資料5参照）

回線が混雑した場合においても、防災関係機関の重要通信を確保するため、一般の電話に対して優先的に利用できるよう、あらかじめ東日本電信電話(株)の指定を受けた電話である。一般の電話より比較的容易に通信ができるため、災害時の緊急連絡用に活用する。

(2) 町で保有している通信機器の活用

有線電話等の途絶した場合の連絡は、町防災行政無線・衛星携帯電話・県防災行政無線・消防無線・トランシーバーにより通信網を確保する。

3 公共放送の利用

町長は、災害に関する警報等及び災害情報の通知、避難の命令、災害応急措置の実施に関し、放送する必要がある場合はテレビ・ラジオ局等の放送事業者に放送の要請をするものとする。

第 10 節 地震情報等の伝達計画

地震に関する情報を迅速かつ的確に収集し、必要な情報を住民、関係機関に速やかに伝達する。

1 地震情報の種類

(1) 地震情報の種類

山形地方気象台(気象庁)から発表される、地震に関する情報については以下のとおりである。

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生後約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を 188 地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
---------	---------	---

(2) 地震情報に用いる地域名称

山形県における地震情報に用いる地域名称の区分は下図のとおりである。



2 地震に関する情報の伝達

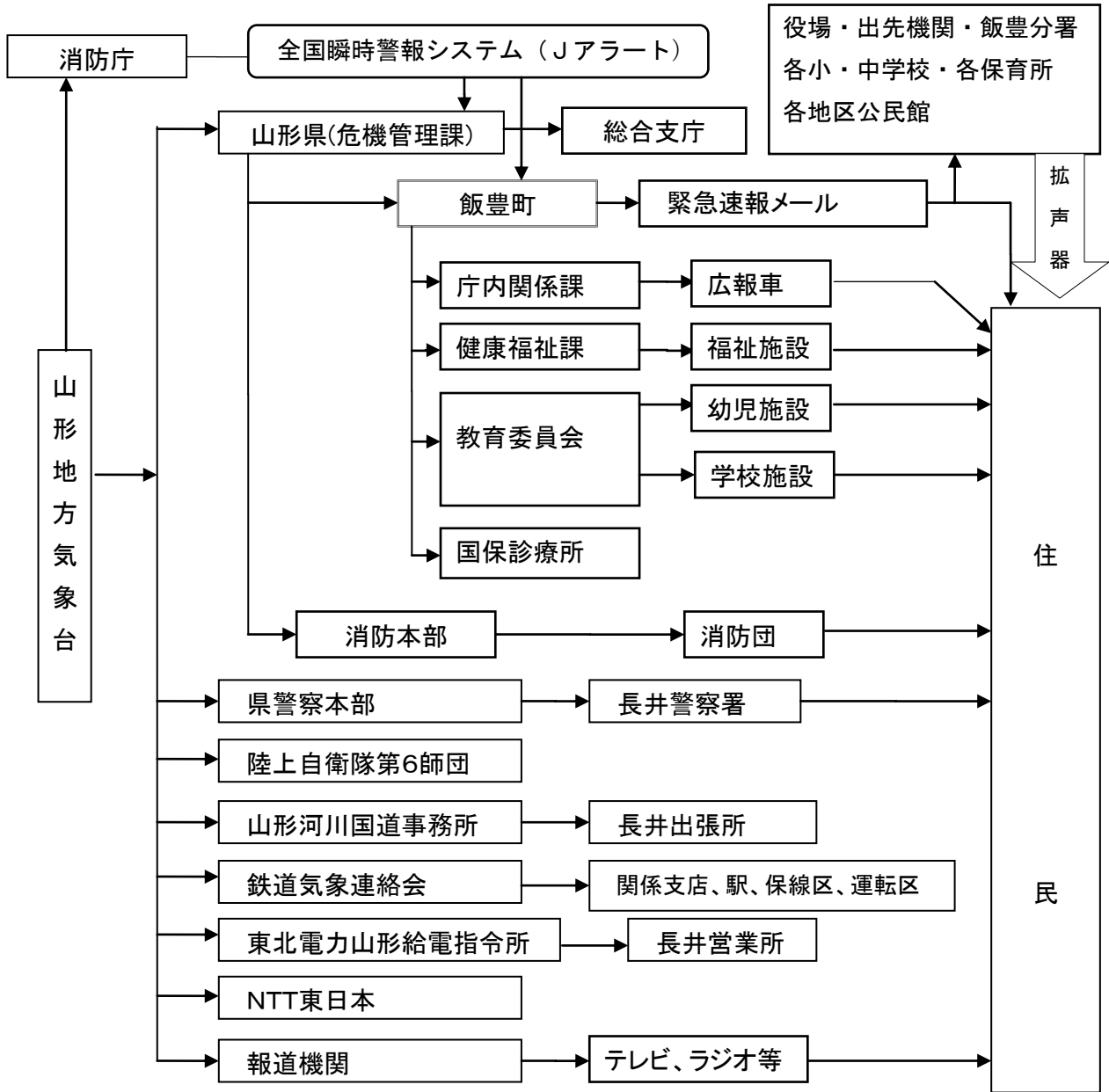
山形県に関わる地震に関する情報については、気象業務法第15条に基づき、気象庁又は仙台管区気象台から発表され、山形地方気象台を経由して、山形県、関係機関、各市町村及び住民へと伝達されるが、その経路については次のとおりである。

また、緊急地震速報は、気象庁が平成19年10月1日から広く一般に向けて発表を始めた新しい防災情報であり、地震直後に震度や震源を予測して情報を発表するものである。最大震度5弱以上の強い揺れが予測された場合に、震度4以上が予測される地域を発表するもので、テレビとラジオ、携帯電話において速報される。

テレビと携帯電話では、チャイム音とともに地震が起きた場所と強い揺れが予測される地域を地図と文字で伝え、ラジオではチャイム音に続いてテレビと同じ内容を音声で速報する。

役場庁舎においては、全国瞬時警報システム(通称：J-アラート)において受信し、全町エリアに緊急速報メールを発信するとともに、庁内放送を通して来庁者へ伝達するものとする。

【地震に関する情報の伝達系統図】



第 1 1 節 災害情報等の収集・伝達計画

地震による災害発生時において被災情報の収集・伝達及びその集約は、災害応急対策の基幹となるものであり、その後の災害対策の成否を決定することから、町及び関係機関は、相互連携の下、迅速かつ的確な情報の収集と情報の共有化に努め、関係機関への伝達と、住民への情報伝達を行う。

1 各主体の役割

(1) 町・消防本部の役割

地域や自主防災組織、消防団等の協力を得て、災害発生直後の概括的な被害情報を収集する。なお、災害発生初期において、住民の死傷、火災発生、建物倒壊、土砂災害発生等、被害程度を概観する上で重大な情報を把握した場合は、被害の「第一報」を県危機管理課へ報告する。また、収集した情報については、住民、防災関係機関に効果的に情報伝達するものとする。

(2) 県の役割

被災地の市町村及び県出先機関を通じて被害情報を収集し、被害規模等の把握に努める。また、必要に応じて消防防災ヘリコプターを出動させ、上空から被災状況を調査する。

(3) 県警察本部の役割

警察署、駐在所は、パトカー及び警察ヘリコプター等を通じて被災地の情報を収集する。

(4) 防災関係機関の役割

災害により被害が発生した場合、それぞれの機関において被災地情報を収集し、町と連絡体制を確立し、情報の共有化を図るものとする。

2 災害情報の収集・伝達（資料 5 参照）

(1) 災害発生直後における情報収集・伝達

① 収集する情報の内容

災害発生直後には、次の事項を中心に情報を収集する。

区 分	主 な 内 容
地震情報	・ 地震情報の発表状況
人的被害情報	・ 死者、負傷者、行方不明者の情報 ・ 生き埋め等要救助者の情報 ・ 要配慮者に関する情報
危険発生状況	・ 火災の発生状況 ・ 土砂災害、河川災害の発生情報 ・ 危険物の漏えい、ガス漏れ情報
生活関連情報	・ 公共施設の被害情報 ・ ライフライン情報 ・ 道路など応急対策活動上重要な施設の被害状況

② 情報収集の方法

ア 町災害対策本部は、災害が発生した場合、防災関係機関、自主防災組織等の協力のもと、直ちに災害情報等の収集活動を開始し、全町的な被害の状況、その他災害対策に必要な情報の収集に努めるものとする。

イ 災害情報及び被害状況の調査にあたっては、長井警察署及び関係機関と密接な連携をとることとする。

ウ 町災害対策本部本部班並びに各班は、それぞれの事務分掌に応じて、災害発生直後における上記①の災害情報を次により収集する。

(ア) 町災害対策本部行政管理班

- a 県、長井警察署、消防本部及びライフライン関係機関等からの電話、メール、FAX等による通報、聴取
- b 住民、自主防災組織等からの通報、聴取
- c 町災害対策本部各班からの報告
- d 職員が参集途上に収集した情報(勤務時間外の場合)
- e テレビ、ラジオ、インターネット等のモニタリング

(イ) 町災害対策本部各班

- a 所管施設の被害確認
- b 住民等からの通報
- c 職員が参集途上に収集した情報(勤務時間外の場合)

エ 町災害対策本部各部長は、それぞれの事務分掌に応じて調査した内容並びに連絡を受けた事項等について総務企画部長に報告する。

オ 町災害対策本部総務企画部長は、収集した状況及び情報等を総括して本部長に報告する。

③ 収集した被害情報等の報告責任者及び報告要領

ア 本部長は、災害情報等の統括責任者を選任するものとし、町地域防災計画に定める災害報告の責任者は総務企画部長とする。

イ 総務企画部長は、震度4以上の地震が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災及び土砂災害の発生状況等を置賜総合支庁(総務課)に報告する。

ウ 緊急を要する場合には、県本部(危機管理課)に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括状況を報告する。

(2) 被害状況等の収集・報告

① 被害状況等の収集

被害の状況等について、町災害対策本部の各班は、それぞれ災害時の事務分掌に応じ、次表のとおり情報の収集に当たるものとする。

情報区分		収集する情報内容	
被害	人的被害	・被災者数、被災者の住所、氏名、年齢、性別等	死者・行方不明者・負傷者

情報		・負傷者の負傷程度及び収容先	
	建物被害	・被災棟数及び被害の程度	住家・非住家
		・建物の名称及び所在地 ・罹災世帯及び罹災者数	企業・事業所等
	町管理 施設被害	・被災棟数及び被害の程度	福祉施設
		・建物の名称	教育施設
		・利用者の被災状況及び避難状況	その他施設
町管理 土木施設 被害	・被害箇所と被害の程度 ・応急措置等の対応状況 ・道路の通行止め箇所	道路・橋梁・公園	
農林水産 施設被害	・被害箇所と被害の程度	農林水産関係	
ライフライン情報	・被害箇所と被害の程度 ・応急措置等の対応状況 ・断水状況	上・下水道関係 電気・電話関係	
公共交通機関情報	・公共交通機関の運行状況、乗客の安否、支障箇所等		
避難情報	・避難情報の発令状況 ・避難世帯数及び避難者数 ・避難所において必要な食糧及び日常生活物資等の状況		
町職員被災状況	・本人、家族及び家屋等の被災状況		
その他情報	・被害箇所と被害の程度	土砂災害	
		その他	

② 収集した被害状況等の報告

ア 総務企画部長は、把握した被害状況、応急対策活動状況及び災害対策本部の設置状況等について県支部(置賜総合支庁)を通じて県本部(危機管理課)に報告する。

イ 報告は、山形県防災行政無線等を使用し、山形県災害報告取扱要領及び被害判定基準の定めによるものとする。

ウ 被害内容については、警察、消防等の関係機関と連絡調整のうえ、報告するものとする。

エ 報告の種類等については次の表のとおりとなる。

報告の種類	提出期限	様式	摘要
災害速報	即時	様式第1号	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した被害(状況)が把握できないとき

災害情報	即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次	様式第2号 ～第13号	災害が発生したとき
災害中間報告	危機管理課が指示するとき以降順次	様式第14号	
災害確定報告	応急対策終了後10日以内		
災害年報	毎年2月15日まで	様式第15号	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年1月31日現在で明らかになったものとする。

3 ヘリコプター等による情報収集

町は、災害による被害が発生したとき、又は通信の途絶等により被災状況の収集が困難な場合には、県消防防災航空隊に対し速やかに被害状況の収集活動を要請する。

*連絡先：山形県消防防災航空隊 TEL 0237-47-3275・3276

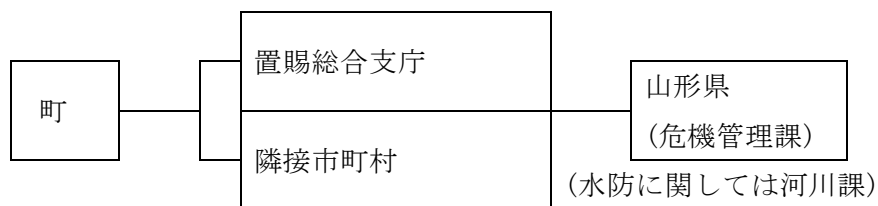
要請する主な調査事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害の発生状況
- (2) 火災の発生状況（消火活動）
- (3) 道路・橋梁被害状況
- (4) 建築物被害状況
- (5) 公共機関及び施設の被災状況
- (6) その他災害発生場所の把握

4 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合等の通報伝達に関しては、次のとおりとする。

- (1) 災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町又は警察に通報するものとする。
- (2) 異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は直ちにその旨を町に通報するとともに、それぞれ警察署に通報するものとする。
- (3) 上記(1)、(2)によって異常現象を承知した町は、次の系統により必要な連絡を実施するとともに、適切な措置を講ずるものとする。



5 災害情報の伝達

町は、災害関係情報等を集約し、報道機関、防災関係機関に逐次情報を還元するものとし、住民等に対しては、「第12節 広報活動」により、それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達を実施するものとする。

- (1) ホームページ、登録制メールの活用
- (2) 広報誌、回覧板、掲示板による情報伝達
- (3) 放送・通信事業者の活用

6 自主防災組織等と連携した情報収集・伝達

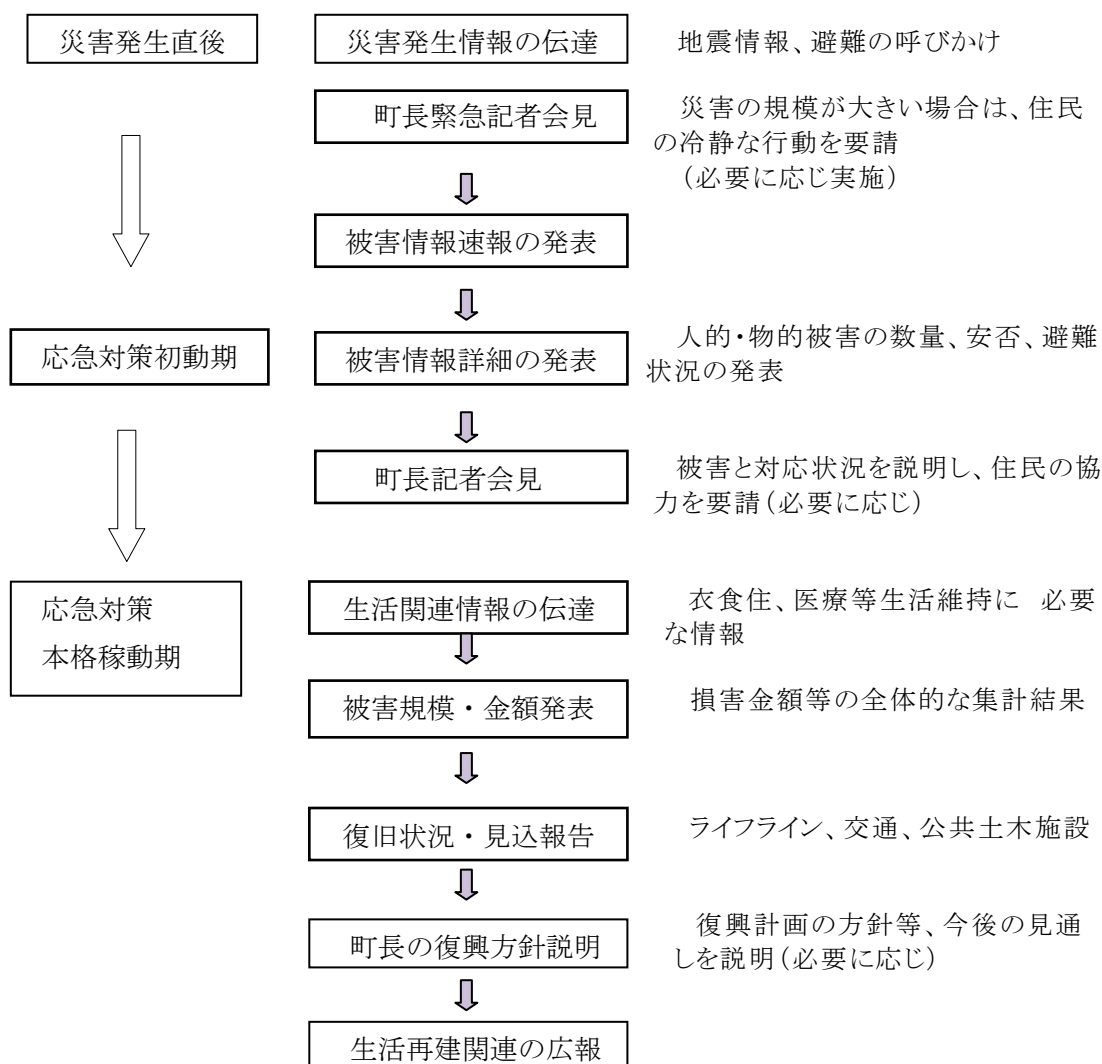
町は、自主防災組織と連携し、災害情報収集・伝達を行う。

- (1) 避難情報
- (2) 人的被害
- (3) 住民避難状況
- (4) 住家被害状況
- (5) ライフライン被害状況

第 1 2 節 広報計画

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、町、防災関係機関及び報道機関等が協力して行う広報活動について定める。

1 広報計画フロー



2 基本方針

(1) 広報活動の目的

災害発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業への社会的な協力を促進する。

(2) 広報活動の対象者

被災地の住民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開するものとする。

3 広報活動における各機関の役割分担

防災関係機関は、災害時に情報のニーズに応えるため、多様な手段を活用して、次により広報活動を行う。

(1) 町

① 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

② 手段

- ア 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- イ 自治組織を通じた情報伝達
- ウ 住民相談所の開設
- エ 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- オ 地域防災行政無線、緊急通報メール、コミュニティ放送局等のメディア及びインターネットの活用

③ 項目

- ア 安否情報
- イ 避難、医療、救護及び衛生に関する情報
- ウ 給水、炊き出し及び物資配給の実施状況
- エ 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報
- オ 被災地支援に関すること（支援物資やボランティア情報）
- カ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

(2) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道及び電気通信事業者）

① 役割

被災地域の利用者に対する直接的な広報を行う。

② 手段

- ア 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- イ 利用者相談窓口の開設
- ウ 報道機関へ報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- エ 地域防災行政無線、緊急通報メール、コミュニティ放送局等のメディア及びインターネットの活用

③ 項目

- ア 被災区域及び被害状況
- イ 設備が使用可能な場合は、使用上の注意
- ウ 復旧の状況及び見込み

(3) その他の行政機関

住民等に伝達が必要な事項を、報道機関を通じて公表する。

4 放送機関、通信事業者等による災害時の情報提供

放送機関、通信事業者等は、被害情報、被災者の安否情報等の災害に関する情報について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるとともに、災害に関する情報を入手したときは、それぞれの計画に基づいて速やかに災害に関する報道又は通信を行う。

- (1) 県は、緊急を要し、かつ放送以外に有効な通信、伝達手段が取れない場合は、「災害対策基本法第57条」及び「災害時における放送要請に係る協定」に基づき、放送機関に対して放送要請を行う。
- (2) 町は、県又は公共コモンズ等を通じて放送機関に対して放送要請を行う。
- (3) 要請は、放送依頼の理由、内容及び日時等を明らかにし、誤報防止のため極力文書で行う。

【各放送機関の連絡先】

機 関 名	所 在 地	電 話	F A X
NHK山形放送局	山形市桜町 2-50	023-625-9515	023-633-2842
山形放送(YBC)	山形市旅籠町 2-5-12	023-622-6260	023-632-5942
		023-622-6161	(夜間電話)
山形テレビ(YTS)	山形市城西町 5-4-1	023-643-2821	023-644-2496
テレビユー山形(TUY)	山形市白山 1-11-33	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン(SAY)	山形市落合町 85	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	山形市松山 3-14-69	023-625-0804	023-624-1460

5 地震発生後の各段階における広報

- (1) 地震発生直後（地震発生後おおむね3～4時間以内）
 - ① 山形地方気象台は、気象庁及び県の観測した地震データを、各放送機関に情報提供装置等で速やかに配信する。
 - ② 放送機関は、配信された地震情報を速やかに放送する。
 - ③ 県は、入手した被害状況等の情報を速やかに各放送機関に提供する。
 - ④ 各放送機関は、提供された情報を「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、速やかに放送する。
- (2) 災害応急対策所動機（地震発生おおむね2日以内）
 - ① 町の広報事項
 - ア 安否情報
 - イ 住民に対する避難勧告等
 - ウ 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報
 - エ 避難所の開設状況
 - ② ライフライン関係機関
 - ア 被災による使用不能状況
 - イ 使用可能な設備については、使用上の注意

(3) 災害応急対策本部稼働期（地震発生後おおむね3日目以降）

① 町の広報事項

- ア 消毒、衛生及び医療救護情報
- イ 小中学校の授業再開予定
- ウ 被害認定・罹災証明の発行
- エ 応急仮設住宅等への入居に関する情報

② ライフライン関係機関の広報事項

- ア 復旧見込み
- イ 災害発生時の特例措置の実施状況

(4) 復旧対策期

① 町の広報事項

- ア 罹災証明の発行
- イ 生活再建資金の貸付け
- ウ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等
- エ その他生活再建に関する情報

6 安否情報の提供

(1) 町は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。

なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表するものとする。

(2) 町は、死亡者の情報を、報道機関を通して公表する。

(3) 災害の発生により、通信がまひした場合、安否等の情報を円滑に伝達できるようNTT東日本は、災害用伝言ダイヤル「171」を速やかに開設する。

また、各移動通信事業者においては、「災害用伝言板」を開設する。

7 広報活動実施上の留意点

(1) 町は、避難所等において視覚・聴覚障がい者等にも情報が十分に伝わるよう、必要に応じて、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、手話通訳者、誘導員等の配置等、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(2) 町は、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、日本語と外国語による表示・放送等の措置に努めるものとする。

(3) 町は、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努めるものとする。

(4) 自主防災組織や地域住民等は、高齢者や障がい者等地域の要配慮者に災害に関する情報を伝達するものとする。

8 広聴活動

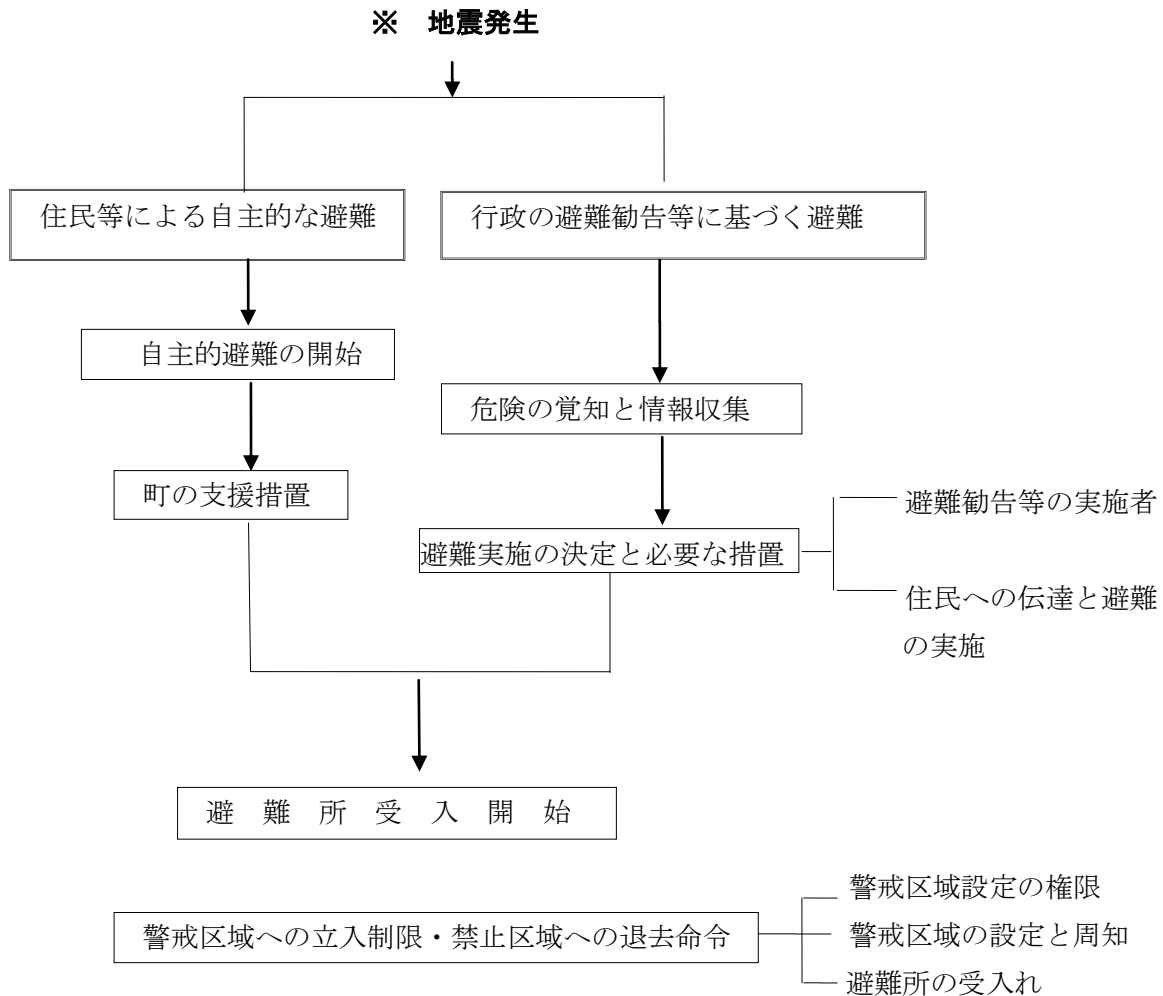
(1) 町は、被災者のための住民相談所を開設し、被災住民の相談、要望、苦情等の聴取に努めるものとする。

- (2) 住民相談所を開設した場合は、住民への周知を図るものとする。
- (3) ライフライン関係機関は、被災者のための利用者相談窓口を設置するものとする。

第 1 3 節 避難計画

地震後さらに続いて起こる地震、地震による二次災害等から地域住民の生命・身体等を保護するため、町及び防災関係機関が実施する避難活動等並びに住民の自主的な避難について定める。

1 避難勧告・指示応急対策フロー



※避難勧告等：避難勧告、避難指示

2 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等に心掛ける。

(2) 町の支援措置

町は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地

あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び避難所予定施設の開放等の措置を行う。避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに収容できるようにしておく。

3 行政の勧告及び指示に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

- ① 町及び防災関係機関は、地震等の情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化し、危険箇所の把握に努めることで、避難勧告・避難指示を適切なタイミングで発令するよう留意する。
- ② 町は余震による建築物等の倒壊及び宅地の崩壊に関して、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行う。
また、災害発生のおそれある場合は、速やかに避難対策を実施するものとする。
- ③ 土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切な避難指示等の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に提供する。町は、その情報を基に速やかに避難指示等を実施するものとする。ただし、立退き避難の余裕がない場合や立退き避難を行うことが危険な状態となっている場合は、急傾斜地等の反対側の土階に屋内避難することも視野に入れ指示するものとする。

(2) 避難勧告等の実施者

区分	実施者	発表・発令基準及び根拠法令	報告・通知等
避難勧告	町長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき(災害対策基本法第60条第1項)	知事に報告
	知事	当該災害の発生により、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき(災害対策基本法第60条第5項)	公示を要する
避難指示	町長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき(災害対策基本法第60条第1項)	知事に報告
	警察官	町長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は町長から要請があったとき(災害対策基本法第61条)	町長に通知 町長は知事に報告
		重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれがある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる(警察官職務執行法第4条)	公安委員会に報告
	災害派遣を命じられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る(自衛隊法第94条)	町長に通知

知 事	当該災害の発生により、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき(災害対策基本法第 60 条第 5 項)	公示を要する
知事又はその命を受けた県職員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき(地すべり等防止法第 25 条)	警察署長に通知
知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水のはん濫により著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき(水防法第 29 条)	警察署長に通知

(3) 避難勧告等の発令基準

区分	基準(発令時の状況)	住民に求められる行動
避難勧告	1 地震火災の延焼拡大、又は有毒ガスの危険物資等の流出拡散等により、住民に生命の危険が及ぶと認められる場合 2 がけ崩れ等が発生し、又は発生するおそれがあり、住民に生命の危険が認められる場合 3 その他災害の状況により住民等の生命又は身体、財産を災害から保護するため、本部長(町長)が必要と認める場合	発令された地域住民は、指定避難場所等へ避難行動を開始する。
避難指示	避難勧告の基準において、いずれかの状況が切迫し、急を要する場合	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。 まだ避難していない対象地域の住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その時間に余裕がない場合は生命を守る最低限の行動を開始する。

(4) 避難情報の発令

避難情報の発令は、次の事項を明示して行う。

避難対象地域 ・ 避難先 ・ 避難路 ・ 避難理由 ・ 避難時の注意事項

(5) 避難勧告の周知

町は、避難勧告を発令した場合は、次に掲げる方法により住民等に対し情報の周知を図るものとする。

① 防災信号

町長は、危険地域内の住民に、警鐘、サイレン等により避難のため立ち退くべきことを知らせるものとする。

② 各自主防災組織への連絡による周知

町長は、各自主防災組織へ電話連絡し、避難情報を周知するものとする。

③ 緊急速報メールの配信による周知

町長は、携帯電話事業者の緊急速報メール配信により、町域に対し避難情報の周知を図るものとする。

④ 広報車・巡回車等による周知

町長は、消防本部等と協力して広報車あるいは巡回車を速やかに現地に配置し、住民への指示の徹底を図るものとする。なお、観光客等の滞留者についても同様の措置を講ずるものとする。

⑤ 放送等による周知

上記①から④の方法をもってしても万全を期し難い場合、またはこれらの方法よりもラジオ・テレビ放送による周知の方が効果的である時、町長は、知事に対して放送を要請し、知事は関係放送機関に連絡してラジオ・テレビによる放送を要請する。

⑥ 要配慮者に対する伝達

町は、要配慮者への勧告又は指示にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、民生・児童委員、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達するものとする。

(6) 避難の勧告又は指示を実施した場合の報告

① 知事への報告

町長は、避難の勧告又は指示を発令したときは速やかにその旨を知事に報告する。また、警察が単独で避難の指示を実施したときは、町長はその旨の通知を受け、速やかに知事に報告する。

② 長井警察署への連絡等

避難の勧告又は指示は、長井警察署と緊密な連絡をとりながら行うものとする。

4 避難の誘導

(1) 避難誘導體制

① 住民等は相互に協力して、可能な限り各地区、職場、学校等を単位とした集団で避難を行うこととする。

② 避難誘導は、町、長井警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等が協力し行うものとし、避難場所及びその周辺等に避難誘導員(町職員、消防団員)をその都度配置し、避難に対して万全を期することとする。

なお、誘導にあたっては次の点に留意することとする。

ア 要配慮者の避難誘導等が避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。

イ 誘導経路は、出来る限り危険な橋・堤防・その他災害発生の恐れのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地点には、標示・縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

③ 消防本部は、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる避難方向を町及び警察署に通報することとする。

④ 長井警察署は、避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行の確保にあたるものとする。

- ⑤ 町は、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼することとする。
- (2) 避難路の安全確保
- ① 町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員を派遣し、道路管理者及び警察官の協力を得て、避難路上にある障害物の除去に当たるものとする。
- ② 町は、必要に応じて、県に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請することとする。
- (3) 避難の順位
- 避難の順位は、妊産婦、傷病者、高齢者、障がい者及び幼児等の要配慮者を優先し、防災活動に従事できる者を最後とする。
- (4) 避難の手段
- ① 避難者は徒歩による避難を原則とする。ただし、避難者の自力による避難が困難な場合は、自主防災組織が協力して避難を行うこととする。
- ② 町は、必要に応じて、車両等を活用し、住民を迅速かつ安全に避難させるものとする。
- (5) 携帯品の制限
- 避難にあたっての携帯品については、地勢、天候、季節等により異なるが、その状況に応じて最小限に止めるよう指導し、円滑な避難が実施されるよう努めるものとする。
- (6) 避難勧告・指示の解除
- 災害による危険が解消されたときは、避難勧告及び指示を解除する。その場合においては、解除の伝達は、避難勧告又は指示と同様の方法により行うものとする。

5 学校等における避難

- (1) 計画及び実施者
- 避難の計画及び実施者は、学校にあつては校長とし、保育所等にあつては施設長とする。
- (2) 避難誘導
- 引率者は校長の指示を的確に把握して、校舎配置別または学年別を考慮し、あらかじめ計画に定められた避難順序に従って正しく誘導するものとする。

6 医療機関等における避難

- (1) 避難誘導
- 医療機関等の管理者は、あらかじめ患者を担送患者と独歩患者について適当な人数ごとに、重症者、老幼婦女子を優先して誘導するものとする。
- (2) 移送方法
- 医療機関等の管理者は、患者を避難させる必要があると認める時は、医師、看護師等を引率者として直ちに患者の移送を行うものとする。
- (3) 避難場所等の確保
- 医療機関等の管理者は、災害時における患者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、移送に要する担架、車両等を確保し、保管場所を定めておくものとする。

7 警戒区域への立ち入り制限、禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認められたとき、本部長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事するもの以外のものに対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

災害種別	設定権者	実施の基準	根拠法令
災害全般	本部長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条第 1 項
	警察官	本部長又はその委任を受けて本部長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第 63 条第 2 項
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	本部長又は本部長の職権を行うことができる者がその場にいないときに限る。	災害対策基本法第 63 条第 3 項
火 災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定	消防法第 23 条の 2
	消防職員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定	消防法第 28 条
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。	消防法第 28 条
水 害	水防団長・水防団員 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場合において、警戒区域を設定	水防法第 21 条
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	水防法第 21 条

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードやロープ等で実施する。

また、警戒区域内への立ち入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図るものとする。

警察官又は自衛官が、本部長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を

本部長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、本部長は必要に応じて避難所を開設し、これらの者を受け入れることとする。

8 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

町及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するように努めるものとする。

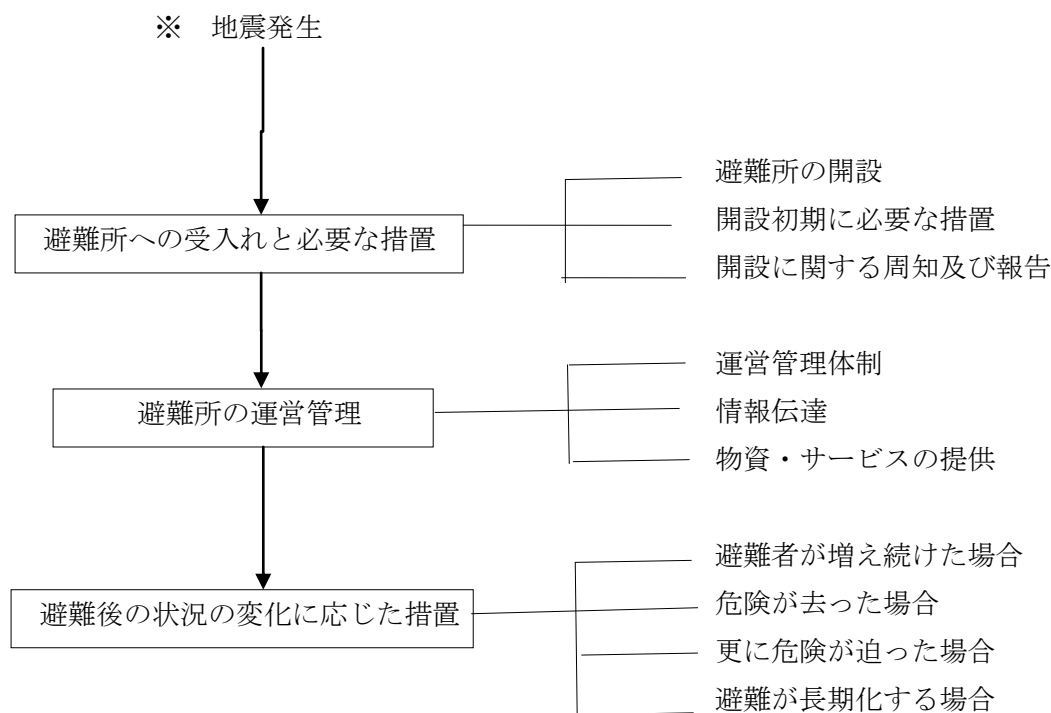
(2) 外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

町及び公共機関は、地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するように努めるものとする。

第14節 避難所運営計画

地震による災害発生時において、迅速な避難所開設を行うため、町、施設管理者、地域住民等により可能な限り早期に避難所を開設し、避難者を受け入れるとともに、避難所の的確かつ円滑な運営に努める。

1 避難所運営計画フロー



2 避難所への受入れと必要な措置

(1) 避難所の開設（資料9参照）

町は、住民に避難を勧告又は指示した場合、及び避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により収容が必要となった場合は、あらかじめ指定した避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受け入れるよう指示するとともに、速やかに町職員を避難所に派遣し、円滑な受入と運営に努めるものとする。

施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のために福祉避難所（社会福祉施設）を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げる等、多様な避難所等の確保に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、避難所を設置・維持することの適否を検討する。

なお、災害救助法が適用された場合の開放時間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き（知事は、厚生労働大臣の同意を得たうえで期間を定める。）をとる必要がある。

(2) 避難初期に必要な措置

① 避難者数の把握

町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。また、避難所以外で生活している被災者も想定されるため、これら被災者に係る情報の把握に努める。

② 避難所の運営リーダーの選出

町は、避難所の避難住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

③ 物資等の調達

町は避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資としては、次のようなものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所毎に必要な最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

また、避難所以外で生活している被災者に対しても、状況を把握のうえ必要な物資等の確保に努める。

ア 食料品

イ 毛布

ウ 日用品（紙コップ、紙皿及び割り箸）

エ 医療品（常備薬、救急箱等）

オ 生理用品

カ 暖房器具、カイロ（冬期の場合）

キ 簡易トイレ（トイレットペーパー）

ク 飲料水

ケ 燃料

④ 通信手段の確保

町は、避難所と役場庁舎との通信をトランシーバー等により行うとともに、NTT東日本山形支店の特設公衆電話により避難者の通信手段を確保するものとする。

⑤ 避難所以外で生活している被災者への配慮

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(3) 開設に関する周知及び報告

町は、速やかに長井警察署及び消防本部に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

また、避難所解説に係る次の事項を県に速やかに報告する。

① 避難所開設の日時及び場所

② 開設箇所数及び避難所の名称

③ 避難者数

3 避難所の運営管理

町は、避難所となった施設の管理者の協力を得て、次により避難所が円滑に運営されるよう管理するものとする。

(1) 運営管理体制の確立

町は、避難施設の管理者及び避難所の運営リーダーと協議し、女性を含めた避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼するものとする。

(2) 情報伝達

町は、避難所の運営管理チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、テレビ、ラジオの設置することなどにより情報を提供する。また、NTT東日本に対し特設公衆電話の設置を要請し、避難所における通信手段の確保に努めるものとする。

また、相談窓口等を設置するなど、避難者からの相談等の聴取に努めるものとする。

(3) 物資・サービス等の提供

町は、避難所の運営管理チームを通じて避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。また、日本赤十字社も、奉仕団を避難所に派遣し、物資・サービスの提供に努める。

(4) 避難所開設後の業務

① 避難所開設後24時間以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
町 施設管理者 自治組織等	1 避難所開設(～3時間)	施設管理者 介護事業者等 施設管理者
	① 職員配置、避難所開設報告	
	② 福祉避難所の開設、要配慮者受入れ	
	③ 施設の安全確認	避難者 避難者 避難者
	2 避難者の状況把握(～6時間)	
	① 避難者数の把握及び報告(避難者名簿作成)	
	② 避難者ニーズの把握及び報告	
	③ 避難所運営委員会の設置	町 町災害ボランティアセンター 町 町 町 町
	3 外部からの応援受入開始(～12時間)	
	① 避難所運営応援職員の受入れ	
	② ボランティアの派遣	
	③ 食料・生活必需品提供の開始	
	④ 仮設トイレ設置	
	⑤ 暖房器具、燃料の手配(冬期)	
	⑥ 医療救護班の受入れ	町、医師会、日赤 町、医師会、日赤
	⑦ 要配慮者支援要員の配置	
4 要配慮者の移動(～24時間)	消防本部 福祉施設	
① 傷病者等の医療機関への搬送		
② 福祉施設等への緊急入所		

② 避難所開設後3日目以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
町 施設管理者 自治組織等	避難所の拡充・充実 ・避難所環境の改善 (緩衝材、間仕切り等の設置)	町

③ 避難所開設後 4 日目以降の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
町 施設管理者 自治組織等	避難者サービスの充実 ① 入浴機会の確保 ② 避難所での炊飯の開始 ③ 臨時公衆電話等の設置要請 ④ ラジオ、テレビ等情報収集機器の確保と強化	自衛隊 ボランティアセンター 電気通信事業者 民間事業者等

4 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続けた場合

町は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の受け入れ可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、収容人員に余裕のある他の避難所又は新たに開設する避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配することとする。また、町の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を町外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、他市町村に被災者の受入れを要請し、又は県にあっせんを依頼することとする。

(2) さらに危険が迫った場合

町は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び警察等に避難者移動用の車両、舟艇及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を安全な避難場所へ再避難させることとする。

(3) 危険が去った場合

町は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営委員会を通して避難者に連絡するとともに、避難勧告・指示を行っていた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断するものとする。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の運営委員会に届け出ることとし、届出を受けた運営委員会は、避難者の退去状況を町に連絡するものとする。

(4) 避難が長期化する場合

町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めるものとする。

5 避難所運営に係る留意点

(1) 町のとるべき措置

町は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し特に、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の処遇に配慮する。

① 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品(下着、生理用品等)の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。特に高温多湿期や寒冷期においては、冷暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。

② 衛生、給食及び給水等対策

- ア 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。
- イ 炊き出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。
- ウ 配食等にあつては、管理栄養士の関与に努める。
- エ トイレの確保及び衛生面に十分配慮する。

③ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策

被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。

④ 要配慮者への配慮した運営、環境整備

- ア 掲示板、チラシ、通訳者の配置等、要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
- イ 食料や救援物資が平等に配分されるように配慮する。
- ウ 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用のスペースの確保について配慮する。
- エ 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。

⑤ 男女のニーズの違いへの配慮

町は、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。特に女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

⑥ 機関への協力要請

町は、避難所の運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、栄養士会及びボランティア団体等関係機関の協力について要請を行う。

(2) 住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心がけるものとする。

- ① 避難所運営委員会を中心とした組織の結成と中心となるリーダーへの協力
- ② ごみ処理、洗濯、トイレ利用及び入浴等生活上必要なルールの遵守
- ③ その他、避難所の秩序維持に必要な事項の遵守

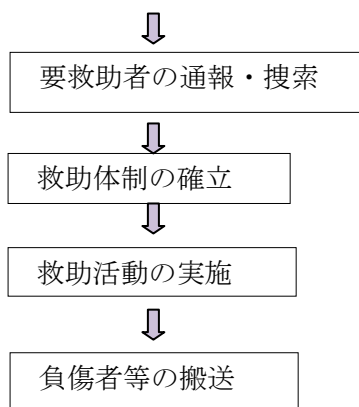
第 15 節 救助・救急計画

大規模な地震による被災者に対し、自治組織、自主防災組織、町、消防機関、県、県警察及び医療機関等が連携して行う救助・救急活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

1 救助・救急計画フロー

※ 地震発生



2 要救助者の通報・捜索

(1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等の災害現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手は、生き埋めや行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに消防本部、警察に通報するよう努めなければならない。特に生き埋め者の救助のために重機等が必要となる場合は、その旨も併せて連絡する。

(2) 要救助者の捜索

消防本部及び警察等は必要に応じ消防団、自治組織、自主防災組織等の協力を得て、被災地内の生き埋め者を捜索する。

【通報時の連絡先】

機 関 名	担当部署	所在地	電話番号
飯豊町役場	総務企画課	飯豊町大字椿 2888	0238-72-2111
長井警察署	地域課	長井市小出 3473-3	0238-84-0110
西置賜行政組合消防本部飯豊分署	通信指令室	飯豊町大字萩生 617	0238-72-2222

3 救助体制の確立

(1) 救助隊の編成等

消防機関は、消防計画の定めるところにより、直ちに救助隊を編成する。

その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住民又は自主防災組織の協力の活用等を考慮する。

町は、直ちに長井市西置賜郡医師会と協力して、学校等に医療救護所を開設するものとする。

る。

必要な場合は知事に対し、自衛隊による医療救護所開設のための派遣要請を依頼するものとする。

(2) 医療機関の状況の確認

町及び県は、医療機関の被災状況や負傷者の受入れ可否等の状況確認し、消防等関係機関に連絡する。また、消防署は、最寄の救急病院等の重傷者等受入の可否を直接確認する。

(3) 応援要請

町及び県は、災害が大規模で自らの組織力のみで対処できないと判断する場合は、関係機関に応援要請する。

① 消防機関への要請

町長及び消防長は、「山形県広域消防相互応援協定」により、近隣又は他ブロック地域の消防本部へ応援を要請する。

要請を受けた消防本部は、可能な限り直ちに出動する。また、大規模な災害発生時には、自主的に出動準備し、必要と判断する場合は、要請を待つことなく出動する。

② 民間組織への要請

町長は、必要と判断する場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作して、生き埋め者の救助活動に協力するよう要請する。

③ 総合調整等

県は、被災市町村の被害状況及び救急・救助活動状況を把握するとともに、関係機関との総合調整を積極的に行い、迅速な救助・救急活動の実施体制を確立する。

4 救助活動の実施

(1) 救助隊の誘導

被災地の消防機関及び県警察は、自主防災組織の協力を得ながら、被災以外からの救助活動の応援に派遣された自衛隊、消防機関及び警察の部隊を災害現場に誘導する。

(2) 救助活動の実施

① 県は、町又は消防本部等からの要請を受け、若しくは自らの判断により必要と認めた場合は、消防防災航空隊を派遣する。この際、消防防災航空隊は、派遣先の消防本部の指揮下に入って救助活動に当たる。

② 消防機関、県警察及び自衛隊の部隊は、自主防災組織の協力を得ながら、連携して救助活動を展開する。県は、現地調整所を設置して関係機関の円滑な連携を図る。また消防団員は、器具置場（車庫）等への参集途上に要救助者を発見した場合は、地域住民や自主防災組織の協力を得て救助活動を実施する。

③ 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。

④ 災害現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り生き埋め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。また、災害の現場で消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれ

に応ずるよう努めなければならない。

(3) 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

5 負傷者等の搬送

(1) 搬送先

消防機関は、救助活動の初期における、被災地内の医療救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を最寄りの救急病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療機関に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た傷病者等のうち重症者等については、搬送先の調整を行った上で、災害拠点病院等に搬送する。

※トリアージ：限られた人的物的資源の状況下で、最大多数の傷病者に最善の医療を施すため、患者の緊急度と重傷度により優先度を定めること。

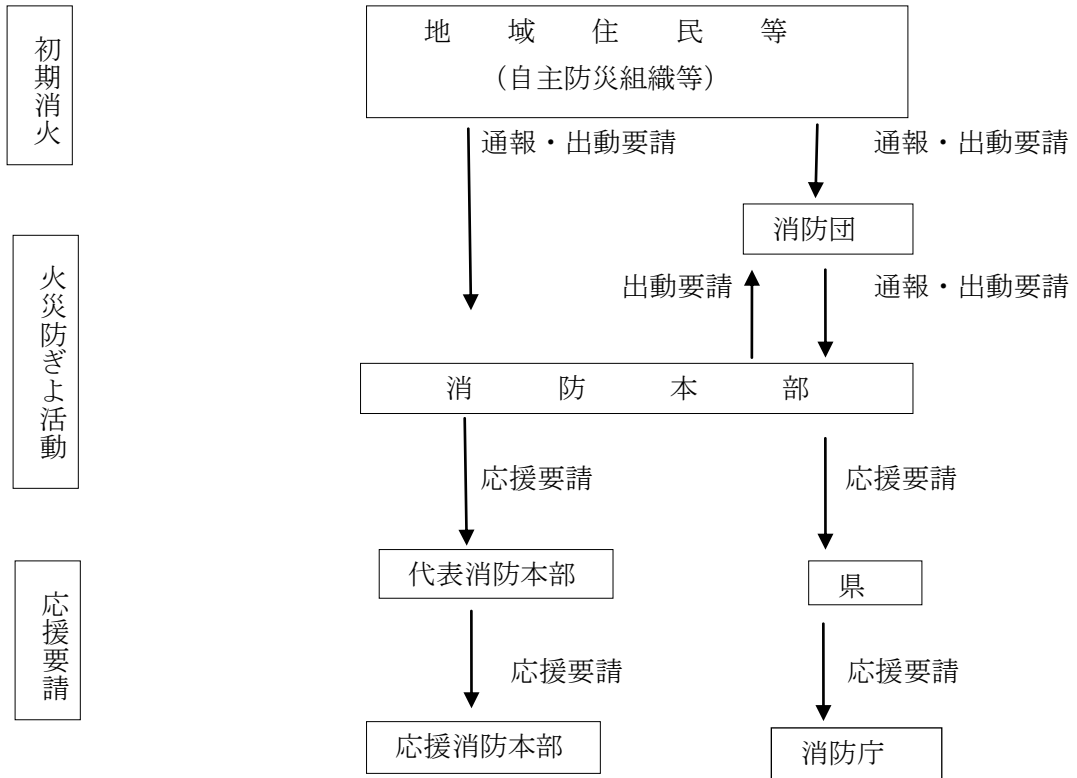
(2) 搬送における留意点

消防機関は、重症者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難でヘリコプターの利用を必要とするときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき、県が設置する「ヘリコプター等運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

第 1 6 節 消火活動計画

地震発生時の火災による被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、住民、自主防災組織及び消防機関等が自身の安全を十分確保しながら、実施する消防活動について定める。

1 消火活動計画フロー



2 初期消火活動

(1) 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、地震が発生した場合は、コンロや暖房器具等の火を消す等、出火を防止するとともに、出火した際は次により対処する。

- ① 消防本部へ速やかに通報(電話、駆け込み)するとともに、自身の安全を確保しながら、近隣住民等に協力を求めて消火に努める。
- ② ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等により、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織による活動

地域の自主防災組織及び職場等の自衛消防組織は、消防機関が到着するまでの間、自身の安全を確保しながら、防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

3 火災防ぎよ活動

(1) 消防本部による活動

- ① 消防職員は、地震が発生した場合は、消防計画に基づき各部署に速やかに参集し、消防資機材等を準備する。

② 次の方法等により火災情報の収集に当たる。

ア 広報車等の巡回監視

イ 119番通報及び駆け込み通報

ウ 消防職員の参集途上における情報収集

エ 消防団及び住民等からの電話又は無線等による連絡

③ 消防本部は、県警察及び道路管理者等の情報を基に、火災現場までの交通路を確保するとともに、必要に応じて県警察に対して交通規制を要請する。

また、消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、通行の妨害となる車両等の所有者等に対し必要な措置命令を行う。

④ 火災防ぎょ活動にあたり、次の事項に留意する。

ア 火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切に配置して、消火活動を行うとともに延焼の防止に努める。

イ 火災現場において要救護者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。

ウ 火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、当該建物の人命検索及び残留者の避難誘導を行う。

エ 上水道施設が被災した場合でも、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保するよう努める。

オ 地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定して、住民等を退去させ又は出入りを禁止若しくは制限する。

(2) 消防団による活動

① 消防団員は、地震が発生した場合は、出動規定に基づき速やかに参集し、消防資機材等を準備する。この際、参集途上において周囲の被害状況等の情報を可能な限り収集するよう努める。

② 出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。

③ 現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を消防本部等へ連絡する。

④ 火災布施ぎょ活動に当っては、地域住民や自主防災組織などと協力すると共に、常備防の部隊が到着した場合は、消防長又は消防署長の所轄のもと、協力して活動する。

4 広域応援要請

大規模な地震により災害が発生した場合には、火災及び負傷者の同時多発等により出動対象が激増する一方、被災地域の消防機関は、職員や施設・資機材の被災、通信・交通の遮断等によりその機能が低下し、火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。このような場合、町長は他の市町村長に対して広域応援を要請する。また、被災地以外の消防本部は、大規模な地震の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

(1) 県内市町村等への応援要請

町長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎよし得ないと認めるときは、「山形県広域消防相互応援協定」、「緊急消防援助隊運用要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」等に基づき、知事又は市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 他都道府県への応援要請

知事は、本部長から応援要請を受けた場合又は県内の消防力のみでは対応しきれないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して、「緊急消防援助隊運用要綱」に基づく緊急消防援助隊の出動要請や「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

(3) 応援受入体制

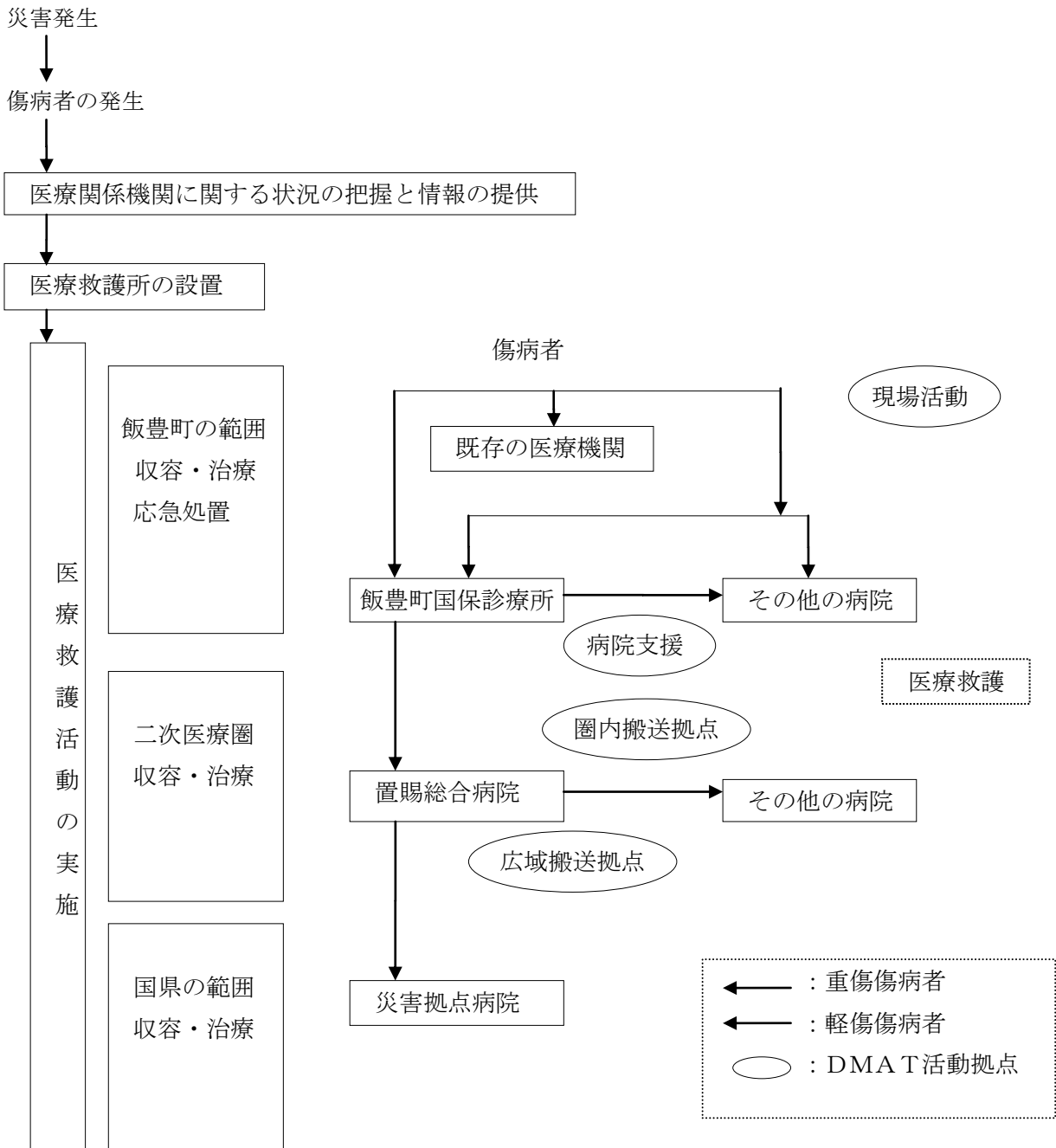
知事又は町長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。

- ① 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
- ② 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- ③ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

第 1 7 節 医療救護計画

大規模な地震が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命することを最優先の目的とし、多数の傷病者にその時々状況下における最大限の医療を提供するために町及び医療機関等が実施する医療救護活動について定める。

1 医療救護計画フロー



2 医療機関情報の把握（資料 1 1 参照）

町は、災害発生時、又は災害の発生が予想されるときにおいては、迅速かつ的確な医療救護活動を行うため、医療機関から次の事項について情報収集を行うものとする。

- (1) 医療機関の施設、設備の被害状況
- (2) 被災地内外の医療機関の診療状況、患者搬送医療スタッフの状況
- (3) 医療救護所の設置状況

3 医療救護所の設置（資料 1 1 参照）

町は国保診療所を中心に、災害の様態から予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、町内の適当な場所に医療救護所を設置する。また、医療救護所に必要な医療従事者については、町自らの協定等に基づき確保するほか、必要に応じ、県に対して、日本赤十字社や自衛隊による医療救護班の派遣要請並びに自衛隊による医療救護所開設の派遣要請を行うものとする。

4 医療救護体制

(1) 医療救護班の編成

医療救護活動が必要となった場合、町は直ちに国保診療所と連携をとり医療救護班の編成を依頼し、応急医療の実施にあたるものとする。

医療救護班の編成は、次のとおりとする。

医師	保健師・看護師	事務職員	自動車運転手	計
1名	3名	1名	1名	6名

(2) 応援要請

災害の規模が大きく、上記医療救護のみでは対応できない場合、町長は、県を通じて「災害派遣医療チーム(DMAT)」の派遣要請や「広域応援計画」による医療救護班の派遣を要請するものとするほか、長井市西置賜郡医師会を通じて町内開業医等に対し、時間外診察等、災害時の医療体制についての協力を要請するものとする。

5 医療救護活動

(1) 各医療関係施設等における活動

① 医療救護所

医療救護所は、救急救命期（発災から概ね3日間程度）においては、傷病者に対してトリアージを行い、傷病の程度に応ずる応急処置を施すとともに、重篤・重症等の傷病者をその緊急度に応じ後方支援病院に搬送する窓口となる。

また、救急救命期以降においては、収容避難所等においての内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、町は、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

② 被災地内の一般の医療機関

ア 患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止したうえで、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施、又は自らの医療機関への収容等の対応を図る。

イ 自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、町災害対策本部を通じて町の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

ウ 歯科診療所においては、歯科口腔外科等に係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。

③ 町国保診療所

被災地の災害医療の中核として、他の病院、開業医及び医療救護所と有機的に連携して次により傷病者に対する医療を提供する。

ア 24 時間緊急対応し、重篤な傷病者に救命医療を提供すること

イ 重症傷病者等の広域搬送の窓口となること

ウ 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと

(2) 要配慮者への対応の調整

町は、関係医療機関と連携し、人工透析患者及び難病患者が継続して必要な医療を受けられるよう調整を行う。

(3) 医薬品・医療資器材等の確保（資料 1 1 参照）

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を調達し、必要な場合は県に支援要請を行う。

(4) 傷病者等受入れ及び搬送の調整

① 傷病者等の緊急度に応じた後方支援病院への搬送については、消防機関に傷病者の搬送を依頼するものとする。

② 救急車両が不足する場合は、町災害対策本部で確保する車両及び県、日本赤十字社山形県支部で確保する車両等により搬送するものとする。

③ 災害対策本部において対応が困難な場合には、「山形県消防広域応援隊に関する覚書」に基づき応援を要請するものとする。

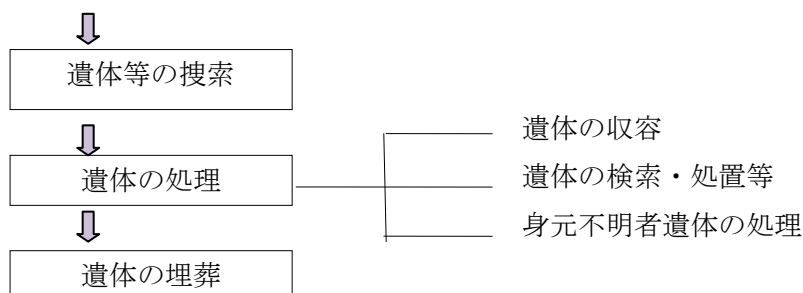
④ 道路の寸断等により、負傷者の搬送が速やかに実施できない状況と判断される場合は、ヘリコプター等による空輸を県及び関係機関に要請するものとする。

第18節 遺体の搜索・処理・埋葬計画

大規模な地震による建物の倒壊や火災等により発生する多数の死者について、その遺体の搜索、処理及び埋葬するため、主として町が実施する災害応急対策について定める。

1 遺体の搜索・処理・埋葬計画フロー

※ 地震発生



2 遺体等の搜索

- (1) 町は、県警察及び関係機関の協力を得て、遺体等（災害により被災して行方不明の状態であり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。）の搜索を行うとともに、県に対して搜索の対象人員、搜索地域及び搜索状況を報告する。この際、必要により自衛隊による搜索活動への応援要請を行うよう依頼する。
- (2) 県は、県内の被害状況の把握を行うとともに、市町村からの依頼がある場合は自衛隊に派遣要請を行う。
- (3) 県警察は、行方不明者の届出を受理するとともに、関係情報の収集を行う。

3 遺体の処理

- (1) 遺体の収容
 - ① 町は、遺体安置所を確保・設置し、遺体を搬送・収容するとともに、県及び警察署と連携のうえ、検視(死体見分)・検案(医師による死因等の医学的検査)業務を行える体制を整備する。この際、遺体の搬送車、棺、ドライアイス等必要な資機材が不足する場合は、広域的に在庫情報を収集し確保するよう努める。
 - ② 遺体安置所の設置にあたり、以下の事項に考慮する。
 - ア 避難所、医療救護所とは別の場所とする。
 - イ 可能な限り、水、通信及び交通手段を確保できる場所とする。
 - ウ 検視・検案業務のほか、身元不明遺体収容所、身元確認のためのDNA鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所、膨大な数になる可能性を考慮し選定する。
 - エ 遺体安置所に適当な場所がない場合は、天幕、幕張等の設備を設けるものとする。
 - ③ 町は、県及び警察署と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等について、報道機関等を通じ住民に対する広報に努めるものとする。
- (2) 遺体の検案・処置等

- ① 警察官は、収容された遺体について、関係法令等に基づき検視を行う。
 - ② 町は、警察官の指示に基づき、日本赤十字社山形県支部及び山形県医師会、長井西置賜郡医師会等の協力を得て、遺体の検案(医師による死因その他の医学的検査)を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。
- (3) 身元不明遺体の処置
- ① 身元不明の遺体について、町は、警察署その他関係機関に連絡し、その取扱いについて協議する。
 - ② 町は、身元確認の結果として身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うものとし、被災地域以外に漂着した遺体(例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の市町村に漂着したような場合)で、身元が判明しない場合も行旅死亡人として取り扱うものとする。

4 遺体の埋葬

- (1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て速やかに遺体の埋葬を行う。
- (2) 町は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援するものとし、埋葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は、町が埋葬を行うものとする。
- (3) 死亡者が多数のため、通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、町は火葬許可手続き等の簡略化について、県を通じて厚生労働省と協議するものとする。
- (4) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給するものとする。

5 広域応援体制

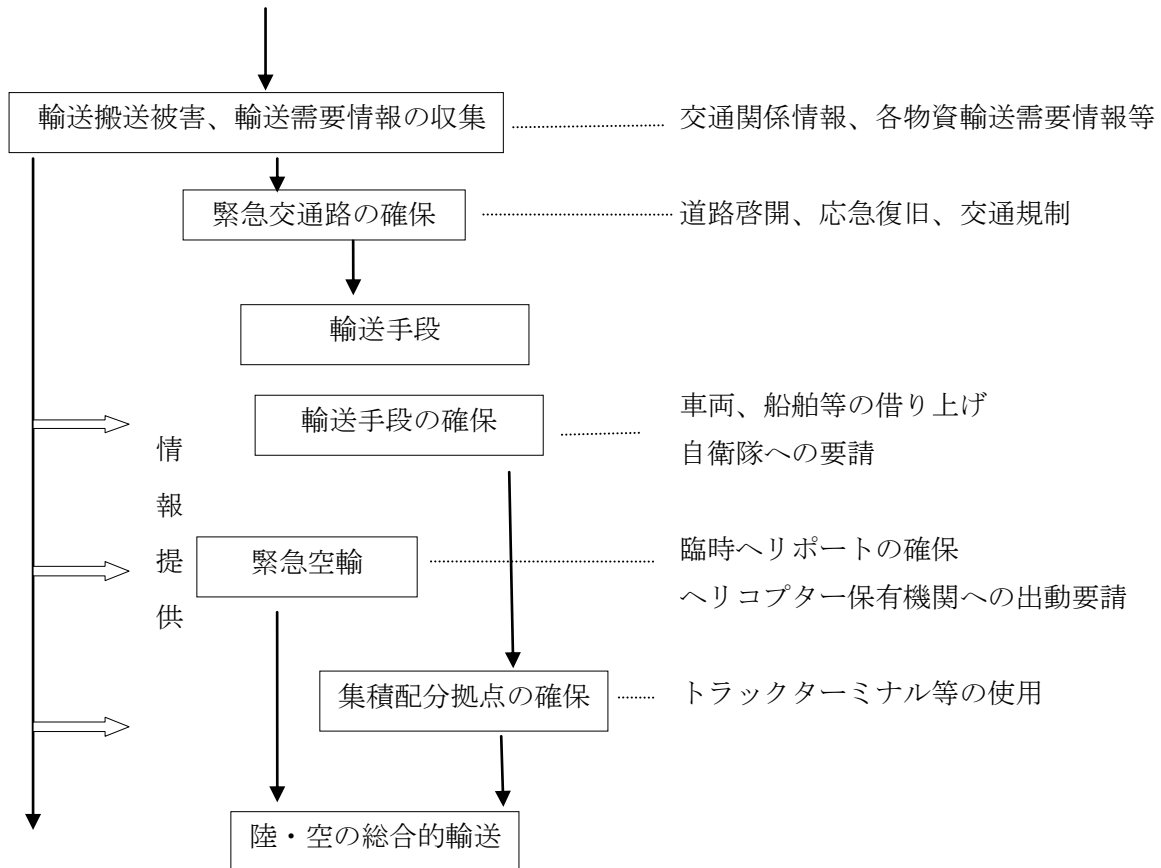
町だけでは、遺体の搜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、町は、近隣市町村又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請するものとする。

第 19 節 輸送計画

地震時における救急・救助、医療救護、消火活動等の応急活動及び災害応急復旧に要する資機材、物資、人員並びに被災者に対する水、食料及び生活物資等の供給等を迅速かつ効果的に展開するための対策について定める。

1 輸送計画フロー

※ 地震発生



2 優先すべき輸送需要

応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は次のとおりとする。

(1) 応急対策活動期

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員・物資
- ② 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員・物資
- ③ 被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者
- ④ 食料、水等避難生活に必要な物資
- ⑤ 傷病者及び被災者の被災地外への移送
- ⑥ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等及び関連物資
- ⑦ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資

(2) 復旧活動期

- ① 上記(1)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員・物資
- ③ 生活用品
- ④ 郵便物
- ⑤ 廃棄物の搬出

3 防災関係機関による輸送車両等の確保と輸送の実施

町及び防災関係機関は、人員及び物資等の緊急輸送に必要な車両、航空機を調達し、緊急輸送を実施する。

町は、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして他の市町村又は県に調達のあつせんを依頼する。

- (1) 輸送区間及び借上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集積場所及び日時
- (5) その他必要事項

4 初動期における緊急輸送と臨時ヘリポートの確保（資料10参照）

被害規模が甚大で、道路輸送路として機能しない地域への輸送は、緊急輸送手段として防災関係機関が保有するヘリコプターを集中的に投入し緊急交通路啓開までの緊急輸送を空輸により実施する。

町は、県と連携して臨時ヘリポートを早期に確保し、受入体制を整える。

5 物資の集積場所と配分

- (1) 物資(医薬品、復旧用資機材、食料、生活必需品等)は、道の駅いで・めぎみの里観光物産館等の一次集積配分拠点を確認し、集積するものとする。
- (2) 集積物資は、その受払いを明確にしておくものとし、配分の必要な地区に応じて、関係地区公民館、又は災害現地に輸送するものとする。

第 20 節 道路交通計画

地震時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員や使用する資機材、被災者に対する生活物資等の迅速かつ効率的な輸送を確保するため、必要に応じ交通規制を実施するなど道路交通の確保に努める。

1 災害の未然防止

道路管理者は、災害等により被災するおそれがあると認めるときは、危険箇所等を主に点検実施し、危険性が高いと認められた箇所については、道路法第 46 条に基づき管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

2 発災直後の被災地の交通確保

道路管理者は、道路の啓開について、県警察、消防機関及び道路啓開に関する協定締結者の協力を得、通行上の障害となる道路上の障害物を除去し、交通路を確保する。

3 情報の収集・伝達

道路管理者は、道路情報を収集し、県災害対策本部に伝達する。この際、緊急輸送道路の情報については、その応急対策業務を実施する関係機関にも伝達する。

道路管理者は、管理する道路について緊急輸送道路を優先に点検して被災実態を把握する。この際、CCTV（監視カメラ）等を活用して幅広く情報を収集するとともに、応援協定等により関係団体から協力を得られる場合は、連携を図りながら点検を実施する。

4 道路法に基づく緊急措置

道路管理者は、管理する道路が損壊等により通行が危険な状態であると認める場合は、道路法第 46 条に基づき、管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。また、通行制限を行った場合は、県及び関係機関に報告・情報提供をする。

5 緊急輸送道路の啓開

(1) 道路管理者は、あらかじめ定められた緊急輸送道路について、県警察及び消防機関の協力を得て、次により 2 車線（やむを得ない場合は 1 車線）を啓開する。

- ① 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去
- ② 通行の障害となる路上放置車両等の障害物の除去
- ③ 仮設橋の架橋

(2) 国道、県道及び町道の各管理者は、あらかじめ定めた「災害発生時の緊急啓開と啓開作業分担」に基づき啓開作業を推進する。この際、啓開作業に長時間を要して緊急輸送に重大な支障となる箇所がある場合は、当該箇所の迂回路を指定する。

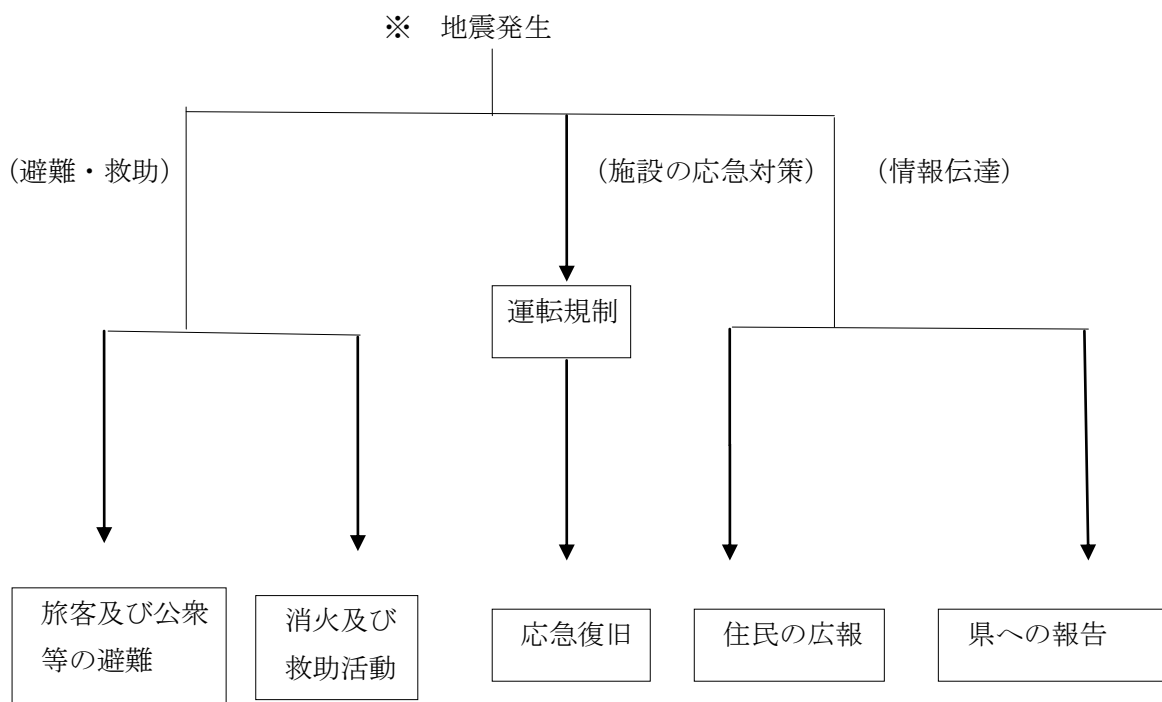
6 道路施設の応急復旧

道路を啓開した後、施設の重要性や被災状況等を勘案して順次実施する。

第 2 1 節 鉄道路災害応急計画

地震による被害を最小限にとどめ、早期に復旧するため、東日本旅客鉄道株が実施する災害応急対策及び復旧対策について協力するものとする。

1 鉄道路災害応急計画フロー



2 災害対策本部の設置

災害が発生し又は発生が予想される場合は、鉄道業者は、その状況に応じて、次により応急対策及び復旧対策を推進する組織を設置する。

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

① 新潟支社対策本部

ア 本部長は新潟支社長とし、新潟支社対策本部の業務を統括する。

イ 副本部長は総務部長とし、本部長を補佐するとともに、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

② 現地対策本部

現地対策本部長は、地区駅長又は地区駅長が指定する者又は営業所長とし、現地対策本部の業務を統括する。

本部付は関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

3 情報の伝達

- (1) 施設指令は、気象台帳から地震発生に関する情報の伝達を受けたときは、速やかに関係箇所伝達する。
- (2) 輸送指令は、SI 値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び係箇所長に指令する。

4 旅客及び公衆等の避難

駅長等は、地震の発生に伴い、建物の倒壊、火災その他二次災害が発生する恐れがある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客及び公衆等を誘導案内する。

町長等から避難勧告等があった場合又は自駅の避難場所も危険な状態となる場合は、駅長等は町長等と協議、調整のうえ、最寄りの適切な避難地へ旅客及び公衆等を誘導案内する。

5 消火及び救助活動

- (1) 地震その他の原因により火災が発生した場合、鉄道事業者は通報及び避難誘導を行うとともに、延焼拡大を防止するため消火体制を整える。
- (2) 災害等により負傷者が発生した場合、鉄道事業者又は消防機関、警察、県、町その他の防災機関に連絡するとともに、負傷者の救出・救護に努める。
- (3) 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、鉄道業者又は県、町その他防災関係機関に対し応援要請を行う。

6 運転規制の実施

鉄道事業者は、地震が発生した場合の運転規制を「運転規制等取扱い」に基づき実施する。

7 応急復旧

鉄道事業者は、災害の復旧にあたっては、災害工事を実施して早急に運転を再開させるとともに、その終了後速やかに本復旧計画を確立し、復旧工事を推進する。

8 住民に対する広報

鉄道事業者は、運転の状況及び復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て住民への周知を図る。

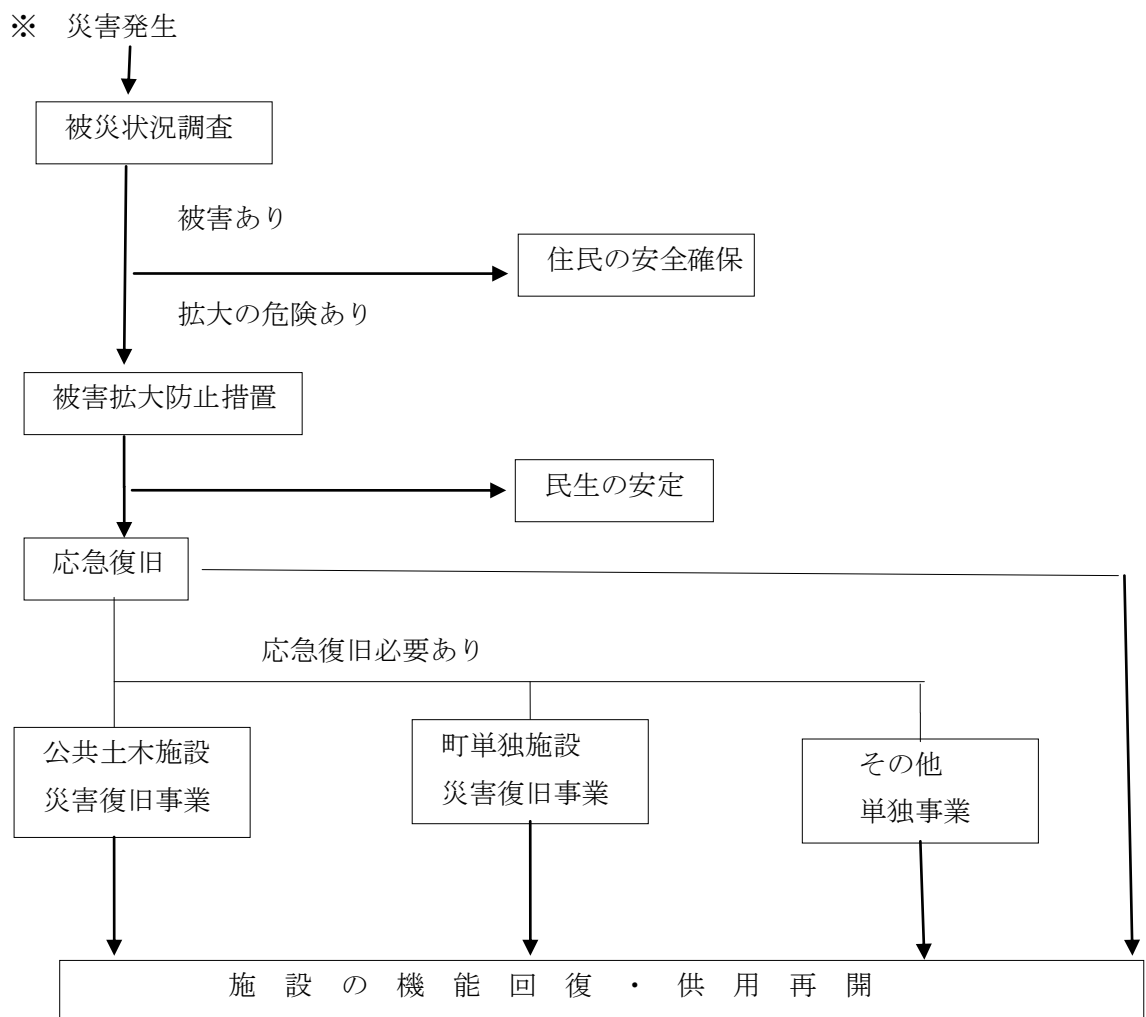
9 県への報告

鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況及び復旧見込み等を速やかに県へ報告する。

第 2 2 節 土砂災害防止施設応急対策

治山、砂防等の管理者は、地震により被災した土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るため、関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 地盤災害防止施設災害応急計画フロー



2 被災状況調査

土砂災害防止施設の管理者（以下この節において「施設管理者」という。）は、震度4以上を観測する地震が発生した場合、防災関係者と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

3 住民の安全確保

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、家屋及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民へ自主的に避難するよう促す。

4 被害拡大防止措置

現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合は、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、二次災害による住民への被害を防止するため、施設の機能回復に努めるものとする。

(1) 二次災害の予防

余震情報に配慮するとともに、大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報に注意して応急対策を進めるものとする。

① 危険箇所の応急対策

施設管理者は、地震に伴って発生する地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難を勧告するとともに、必要な応急対策を実施するものとする

② 監視の継続

地震直後のみならず、発生以後に新たな土砂崩壊が発生することもあるため、施設管理者は関係機関と連携して、地震発生後の監視を一定期間継続するほか、住民に注意を呼びかけるとともに、避難場所や避難経路等を周知徹底するものとする。

(2) 施設の応急措置

① 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

② 地すべり防止施設

地震により地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して、地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供や状況に応じて、避難のための立ち退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押え盛り土、蛇籠の設置等を行う。

③ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

④ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、その程度に応じて、巡回パトロールや河川の濁りの変化及び水量変化を観測する等の監視を行う。

砂防堰堤に生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。

また、流路や護岸に異常堆積や侵食がある場合は、流水の方向が変わらないよう修正を行う。

⑤ 土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所

山腹において、表面流が亀裂に流入することをぼうしするため、シート張りや排水路工事を行う。渓流においては、崩落土砂等により災害の危険性がある場合は、水位低下や土砂流出防止のため、開削、排土、その他必要な対策を実施する。

⑥ 規制誘導

応急措置で対応できない場合は、住民が被災箇所に立ち入ることができないような、バリケード等で規制誘導を行う。

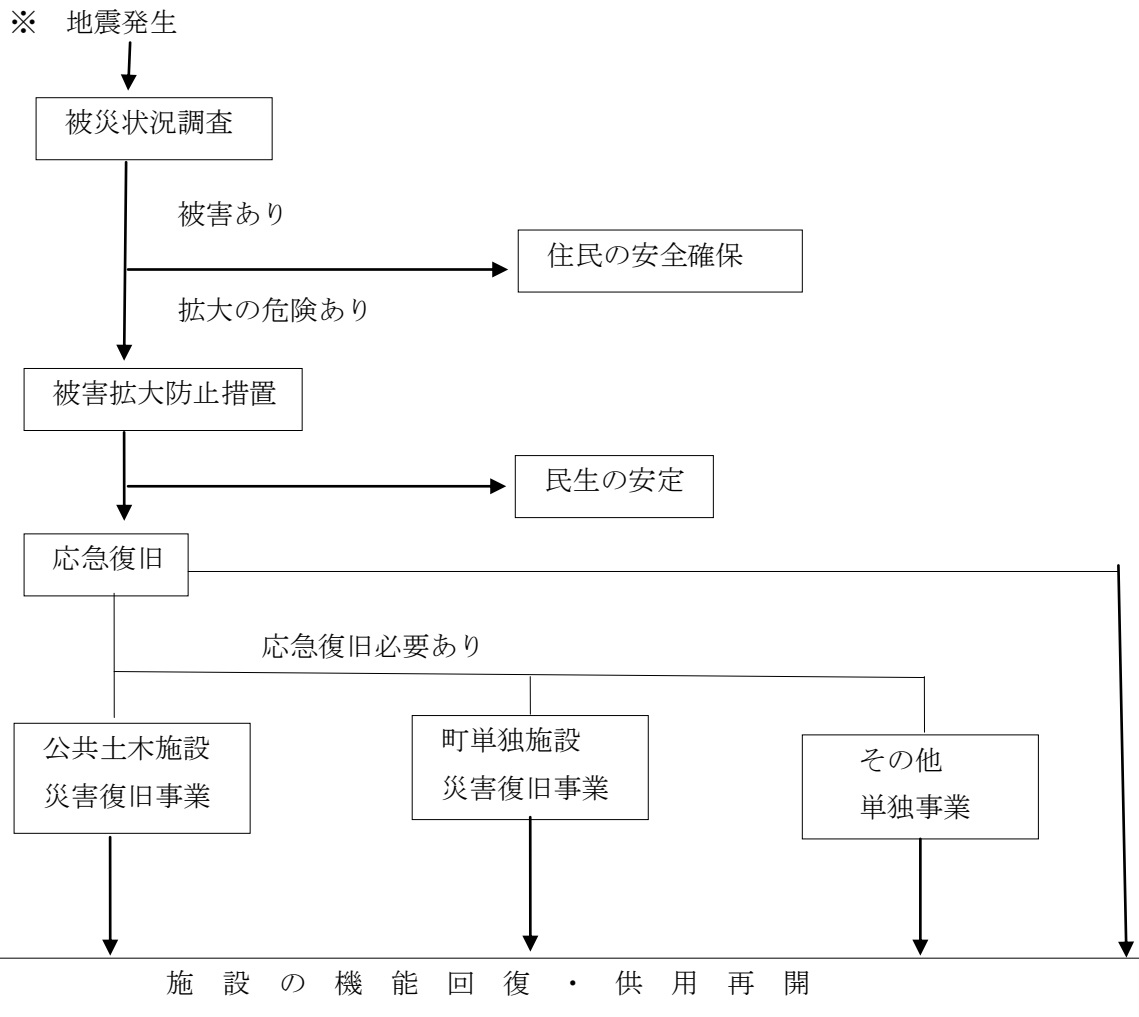
5 応急復旧

施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施するものとする。

第 2 3 節 河川施設災害応急計画

管理者は、震災時は施設の損壊箇所機能回復を図るための応急体制をとるとともに、関係機関の緊密な連携の下、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 河川施設災害応急計画フロー



2 被災状況調査

施設の管理者は、震度4以上を観測する地震が発生した場合、直ちに巡回等を実施し、管理施設の被災状況を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所の緊急点検を実施する。

3 住民の安全確保等

施設の管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、家屋及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有者への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

4 被害の拡大防止措置

施設の管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合は、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間業務協定業者等と密接な連携のもと、必要な応急措置を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

① 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し、適切な応急措置を実施する。

② 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所は人的な事故の発生を防止するため、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。

③ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期するために必要な指導及び助言を行う。頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺の施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

④ 危険物、油流出等の事故対策

地震により発生した危険物等の流出や油流出等の事故については、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民に周知し、汚染拡大防止対策を実施する。

⑤ その他河川管理に関する事項の調整

震災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整に時間を要することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

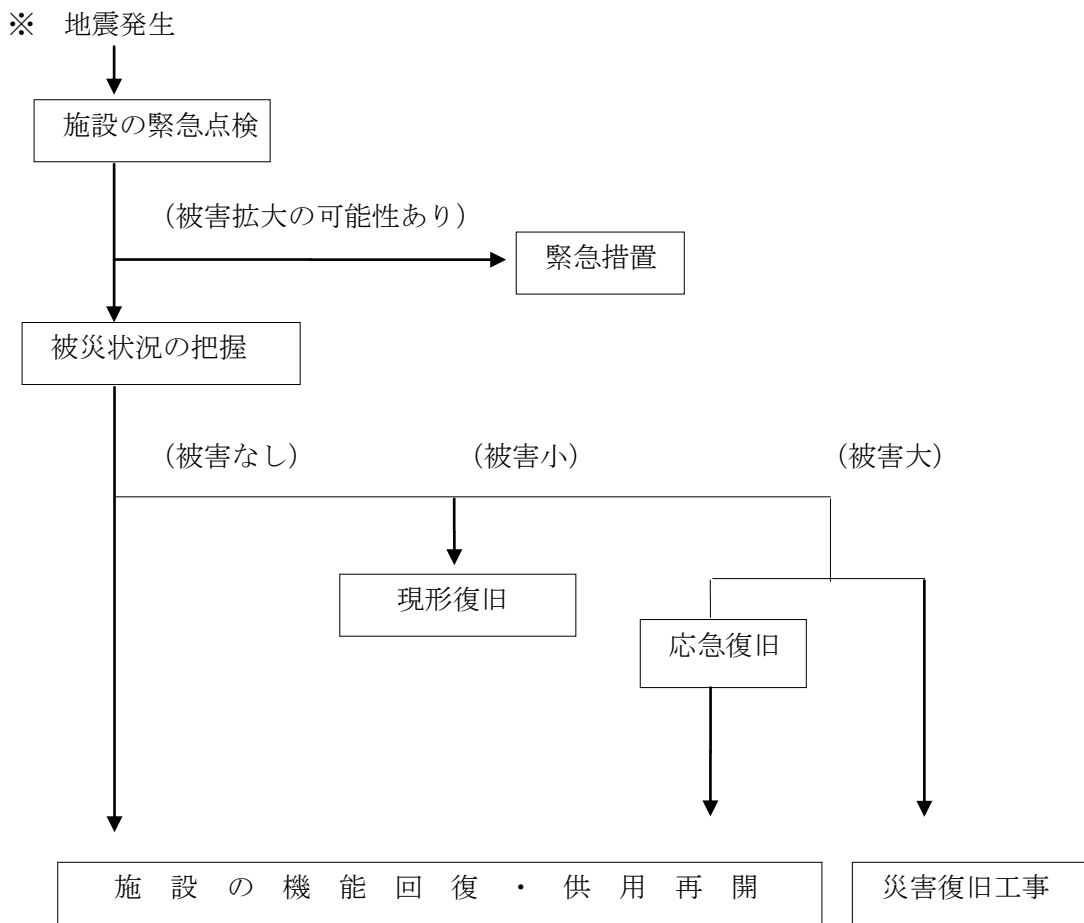
5 応急復旧

施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材並びに機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施するものとする。

第24節 農地・農業用施設の応急計画

震災時においては、農地及び農道、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の被災が予想されることから、施設の管理者は、地震により被災した施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るため、関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

1 農地・農業用施設災害応急計画フロー



2 施設の緊急点検

施設管理者は、震度4以上を観測する地震が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、町、警察及び消防機関等の関係機関へ通報するとともに、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

3 被災状況の把握

町は、関係土地改良区等と連携して、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、県に報告する。

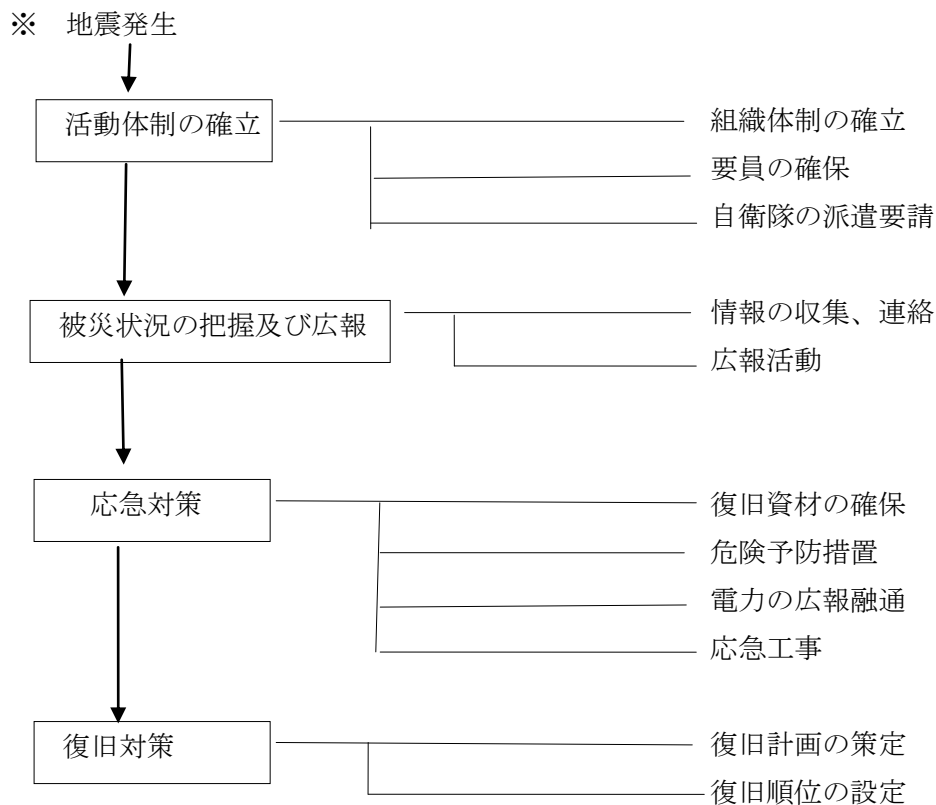
4 応急対策及び応急復旧対策の実施

- (1) 町は、農地・農業用施設の被害が拡大するおそれがあると認められる場合は、土地改良区等に対し応急措置の指導を行う。
- (2) 各施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施する。
 - ① 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、町、県、警察等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。
 - ② 排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行うものとする。
 - ③ 施設管理者は、必要に応じ、本震後の余震や被災後の降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知し、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事を行うとともに、適切な警戒避難体制をとる。
 - ④ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずるものとする。
 - ⑤ 応急工事は、被害の拡大防止に重点を置き、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模及び資機材の確保を考慮し、適切な工法により実施する。
- (3) 町は、農地・農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事を着手する。

第 2 5 節 電力供給施設災害応急計画

電力供給施設の被害を早期に復旧するために、東北電力株式会社が実施する災害応急対策及び復旧対策について協力するものとする。

1 電力供給施設災害応急計画フロー



2 活動体制の確立

(1) 組織体制の確立

東北電力株式会社は、地震が発生した場合は防災体制に入ることを発令し、速やかに災害対策組織を設置するとともに、社外関係機関に連絡する。

(2) 要員の確保

- ① 災害対策組織の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意して防災体制の発令に備え、発令された場合は、速やかに出動する。
- ② 震度6弱以上を観測する地震が発生し、自動的に防災体制に入る場合は、社員呼称を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。
- ③ 山形支店のみで対応が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し、要員を確保する。更に被害が甚大な場合は、他電力会社及び電源開発株式会社に要員の派遣を要請する。

(3) 自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援隊

を必要とすると判断される場合は、知事に対して、自衛隊法第83条第1項に基づく自衛隊の派遣要請を依頼する。

3 被災状況の把握及び広報

(1) 被災情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、電力施設等の被害、停電による影響、気象情報その他災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害対策組織に集約するとともに、関係機関へ連絡する。また、必要に応じて、県又は町の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

(2) 広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について、テレビ・ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

4 応急対策

(1) 復旧資材の確保

① 災害対策組織は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達の必要な資材は、次のいずれからの方法により速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 災害対策組織相互の融通

ウ 他電力会社からの融通

② 災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両及びヘリコプター等を実施可能な運搬手段により行う。

③ 災害発生時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難な場合は、県又は町の災害対策本部に依頼して、迅速に確保する。

(2) 危険予防措置

電気供給は、原則として災害発生時にも継続するが、二次災害の危険が予想され、県、町、県警察及び消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 電力の広域融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行う。

(4) 応急工事

災害に伴う応急工事は、恒久的復旧工事との関連や緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を利用して、早期に送電する。

5 復旧対策

(1) 復旧計画の策定

電力設備ごとに被害状況を把握し、次の事項を明らかにした復旧計画をたてる。

① 復旧応援要員の必要の有無

- ② 旧要員の配置状況
- ③ 復旧資材の調達
- ④ 復旧作業の日程
- ⑤ 仮復旧の完了見込み
- ⑥ 宿泊施設、食料等の手配
- ⑦ その他必要な対策

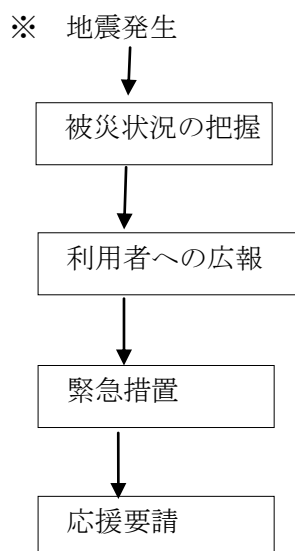
(2) 復旧順位の設定

電力の供給を優先する施設は、原則として、病院、公共機関及び避難所等の重要施設とするが、災害状況、各電力設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、効果の最も大きいものから復旧を行う。

第 2 6 節 ガス供給施設災害応急計画

ガスの漏えいによる二次災害を防止し、早期に復旧するために、ガス供給事業者が実施する災害応急対策及び復旧対策について協力するものとする。

1 液化石油ガス施設災害応急計画フロー



2 液化石油ガス供給施設における災害応急計画

(1) 被災状況の把握（資料 1 6 参照）

液化石油ガス販売事業者（以下「事業者」という。）及び液化石油ガス認定保安機関は、充填施設及び販売施設（容器置場）並びに消費者の供給設備及び消費設備を巡回して、ガス漏洩検知器等による調査・点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、一般社団法人山形県LPガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会（以下「関係協会」という。）に緊急連絡を行う。

また、災害が発生した場合は、消防機関、県警察及び総合支庁へ直ちに通報する。

(2) 利用者への広報

事業者は、近隣の住民や販売先の消費者に対し、二次災害の防止について広報を行う。

また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、近隣の住民に、災害の状況、避難の必要性の有無及び応急対策の実施状況等について広報する。被害が拡大するおそれがある場合は、必要により関係協会、町、県及び報道機関の協力を得て広報を行う。

(3) 緊急措置の実施

被災状況調査の結果、ガス設備が危険な状態にあると判断された場合は、容器を撤去し、爆発や流出等のおそれがない安全な場所へ一時保管するとともに、状況によりガス漏れや火災にも対応する。

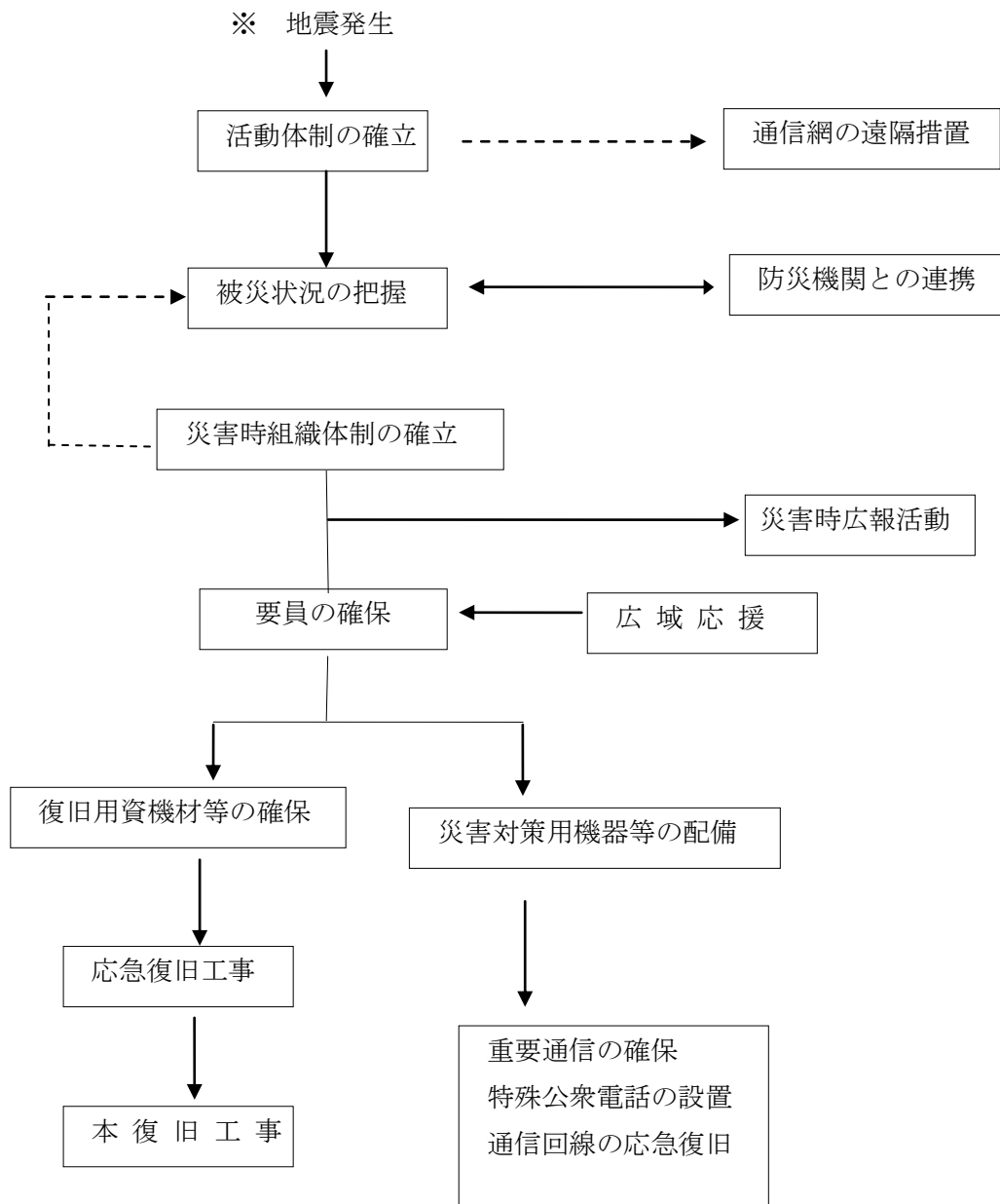
(4) 応援要請

事業者は、自らによって応急措置の実施が困難と判断される場合は、他の事業所や関係協会に応援を要請し、又は県に対して要員の確保について応援を要請する。県は、応援要請があった場合、応急措置に関し指導するとともに、他の事業所に対し緊急応援を要請する。

第 2 7 節 電気通信施設災害応急計画

地震発生時に、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るために、町は、電気通信事業者（N T T 東日本山形支店）が実施する災害応急対策及び復旧対策に協力するものとする。

1 電気通信施設災害応急計画フロー



2 応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔装置

電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握するとともに、通信を確保するため、遠隔切替制御、通信規制及び音声案内などの措置を行う。

(2) 災害時組織体制の確立

地震等により災害が発生し又は発生するおそれのある場合は、組織の体制を確立し迅速かつ適切な応急活動を実施する。

(3) 要員の確保

防災業務の運営及び応急復旧に必要な要員を確保するため、次の措置をとる。

- ① 全社体制による応急復旧要員等の非常招集
- ② 関連会社等による応援
- ③ 工事請負会社の応援

(4) 被災状況の把握

被災の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

(5) 災害時広報活動

災害が発生した場合、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(6) 災害対策用機器等の配備

災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、必要に応じて機器及び車両を配備する。

- ① 非常用衛星通信装置
- ② 非常用無線通信装置
- ③ 非常用電源装置
- ④ 応急ケーブル
- ⑤ その他応急復旧用諸装置

(7) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧資機材を確保するとともに、予め定めた輸送計画に従い、資機材及び物資等の輸送を行う。

3 復旧計画

(1) 応急復旧工事

被災した電気通信設備等を早急に復旧するため、災害対策用機器、災害対策用資機材を設置して行う。

(2) 復旧順位

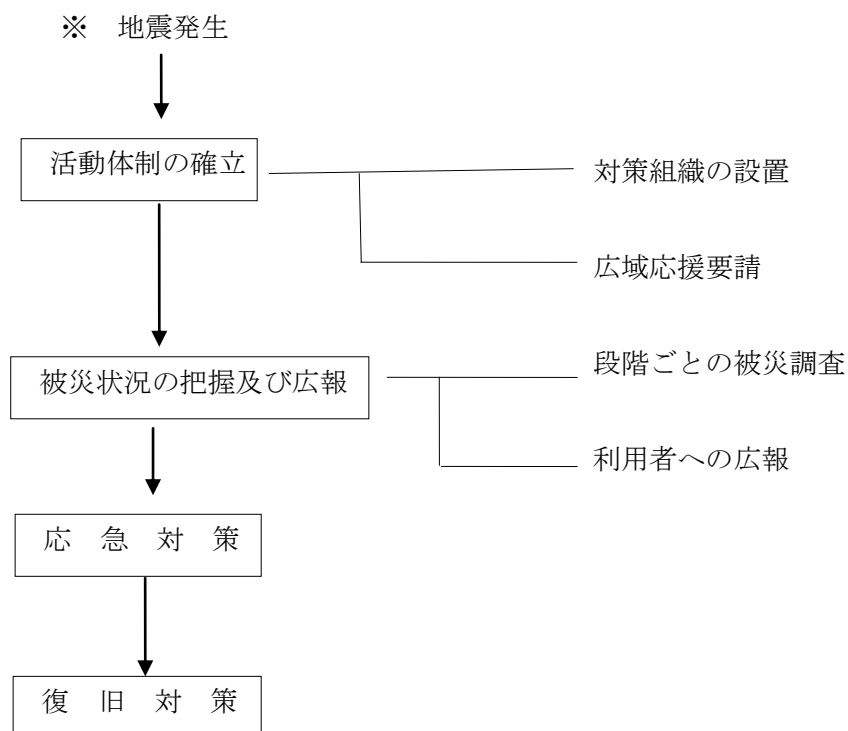
通信の途絶解消及び重要通信を確保する。

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事計画、設計、実施する。

第28節 下水道施設災害応急計画

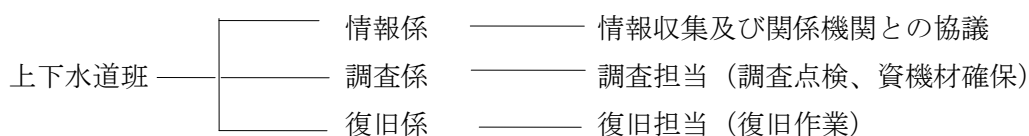
1 下水道施設災害応急計画フロー



2 活動体制の確立

(1) 対策組織の設置

下水道管理者は、町災害対策本部の中に、次の下水道対策組織を設ける。



(2) 広域応援要請

地震による被害の規模が大きく、町内の下水道管理者のみでは対応できない場合は、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定書」に基づき、広域応援を要請する。

3 被災状況の把握及び広報

(1) 段階ごとの被災調査

下水道管理者は、地震による被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

① 第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場及びポンプ場について被害の概要を掌握し、大きな機能障害や人的被害につながる

二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠及びマンホールについては、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

② 第2段階（応急調査）

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまでの対象を広げる。）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

③ 第3段階（本復旧のための調査）

管渠について、マンホール内目視、揚水試験を行う。

（2）利用者への広報

被災状況、復旧方針及び復旧状況を地域住民に理解してもらうことは、住民生活を安定させるとともに、復旧に対する支援を得るために極めて重要である。このため、被災状況や復旧見通しをできるだけ分かりやすく地域住民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請する。

また、下水道施設の汚水排除機能の停止や処理場の処理機能の低下に対し、復旧作業の長期化が予想差列場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。さらに、利用者が下水道施設の異常を発見した場合は下水道関係機関へ通報するよう、併せて呼びかけを行う。

4 応急対策

調査結果をもとに、下水道施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行う。応急復旧は、本復旧までの間、一時的に処理及び排除機能を確保することを目的に行う。

処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行う。管渠及びマンホールについては、可搬式ポンプや吸引車による下水の排除、管内清掃及び仮設配管の布設等を行う。

5 復旧対策

処理場及びポンプ場の本復旧は本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路施設の本復旧も原形に回復することを目的として行う。

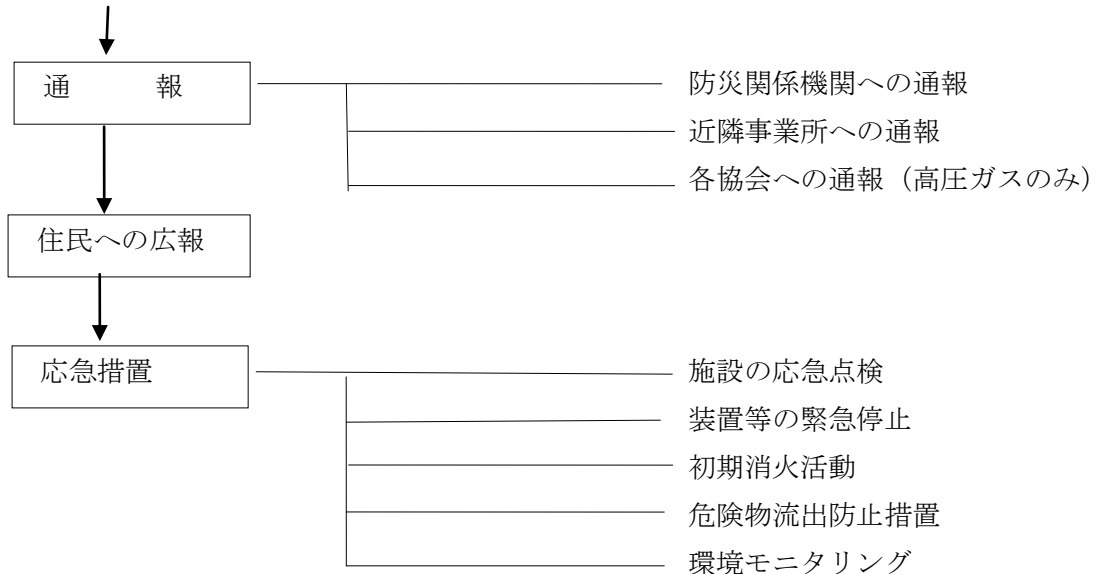
復旧は、原則として被害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する必要がある。しかし、地震被害の再発防止又は将来計画を考慮して施設の改良を行う場合は、新規に計画している別の施設へ変更することも考えられるので、構造物や設備の重要度等を検討の上実施する。

第 29 節 危険物等施設災害応急計画

地震に伴う危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

1 危険物等施設災害応急計画フロー

※ 地震発生



2 共通の災害応急対策（資料 16 参照）

それぞれの危険物等施設に共通する災害応急対策は次のとおりとする。

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、地震により被災した場合、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に対し、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立するものとする。

(2) 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要に応じ、県、及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

(4) 危険物等施設の応急措置

① 施設所有者等の応急措置

ア 危険物等取扱事業所は、地震発生時には、危険物等の取扱作業を中止し、設備の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。また、危険物施設等に損傷等異常が発見されたときは、当該施設を補修し又は危険物等の除去を行う等適切な措置を行うものとする。

イ 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、吸着剤及び油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行うものとする。

ウ 危険物の移送中に地震が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難等の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び県警察等に連絡する。

② 町の応急措置

ア 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や関係機関と連絡をとり、立入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。

イ 流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ危険物の排除作業を実施させるものとする。

3 個別の災害応急対策

前項に掲げた災害応急対策以外の各危険物等施設に係る災害応急対策は次のとおりとする。

(1) 火薬類

① 消費場所における応急措置

消費事業者は、地震による土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合には、火薬類の存在する可能性のある場所を赤旗等で標示し、見張り人を置き、関係者以外を立入禁止とする。なお、土砂等を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収又は廃棄するものとする。

② 運搬中における応急措置

運転者は、運搬作業中に地震による事故等が発生した場合には、安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両が損傷を受ける等により火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収して一般人の取扱いによる事故を防止するとともに、盗難防止等のため警戒監視を行いながら、運搬事業者等の指示を受けて対処するものとする。

(2) 高圧ガス（資料17参照）

高圧関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の応援を受け、高圧ガス性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

① 高圧ガス製造施設、貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設等が危険な状態になったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。ガスが漏洩した場合には、緊急遮断等の漏洩防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。

なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ警察に連絡して交通規制等の措置を講じるものとする。

② 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。

なお、必要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させるものとする。

③ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防本部に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかけるものとする。

④ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に地震による災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏洩した場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難の勧告を行うとともに、県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

(3) 放射線使用施設等

地震の発生に伴う放射線使用施設及び放射線同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関と連携し、現況に即した応急対策を講じる。

また、被害の拡大防止するため、放射線施設等の管路者は、次の応急対策を講じ、迅速かつ適切に被害の防除に努める。

- ① 施設の破壊により放射源の露出、流出等が発生し又はその危険がある場合は、被害拡大を防止に努めるとともに、消防、警察、町及び県関係機関や文部科学省に通報する。
- ② 放射線被害を受けた者又は受けるおそれのある者が居る場合は、速やかに救出し、付近に居る者に対し避難するよう警告する。
- ③ 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕があるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移す。また、周辺を危険区域に設定してその旨を表示するとともに、見張り人を置いて関係者以外の立入りを禁止する。

4 危険物等流出応急対策

河川等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合は、次により迅速かつ適切に被害の防止に努めるものとする。

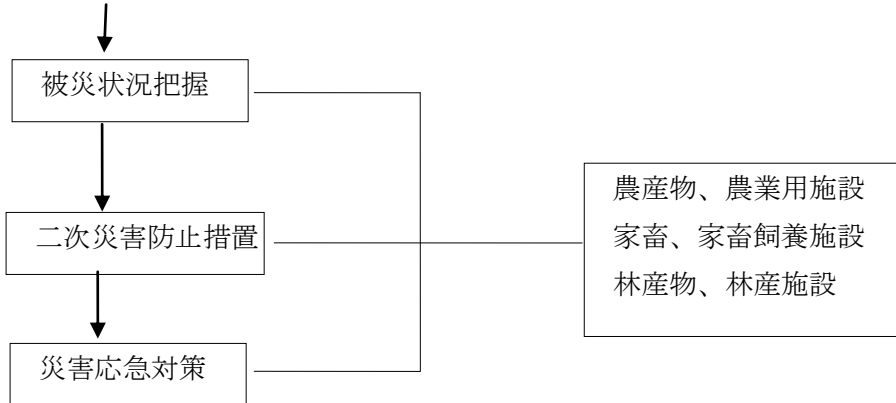
- (1) 事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに町、消防本部、警察署、河川管理者等関係機関に通報又は連絡するものとする。
- (2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。
 - ① 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。
 - ② オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を回収するとともに、必要により化学処理剤により処理する。
 - ③ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。
- (3) 飲料水汚染の可能性がある場合は、被害のおそれのある水道用水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずるものとする。

第30節 農林業災害応急計画

地震による農林作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜被害、飼養施設の損壊等に対応するため、町が実施する災害応急対策について定める。

1 農林業災害応急計画フロー

※ 地震発生



2 被害状況の把握

町は、関係農林業団体等と連携のうえ、農林作物・農林業用施設及び家畜・家畜飼養施設被害の状況を把握し、県及び防災関係機関に報告するものとする。

3 二次災害防止措置

町は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

(1) 農作物及び農業用施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(3) 林産物及び林産施設

森林組合等に対し、林産施設の倒壊防止措置並びに林業用燃料、電気及びガス等の漏出防止措置を講ずるよう指導又は指示を行う。

4 災害応急対策

町は、農林業関係団体と連携し、次の応急対策を講じ又は関係者を指導する。

(1) 農作物及び農業用施設

町は、農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。また、被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬及び種苗等

の供給・確保について、関係団体に協力を要請する。

- ① 農作物の病虫害発生予防措置
- ② 病虫害発生予防等薬剤の円滑な供給
- ③ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給
- ④ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- ⑤ 種苗の供給体制の確保

(2) 家畜及び家畜飼養施設

町は、農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。

- ① 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
 - ア 家畜死体の受け入れ体制の確保
 - イ 家畜死体の埋却許可
 - ウ 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査
 - エ 家畜廃用認定
 - オ 家畜緊急輸送車両の確保
- ② 家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
 - ア 家畜飼養農家に対する指導
 - イ 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒
 - ウ 家畜伝染病予防接種体制の確保
- ③ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給
- ④ 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給

(3) 林産物及び林産施設

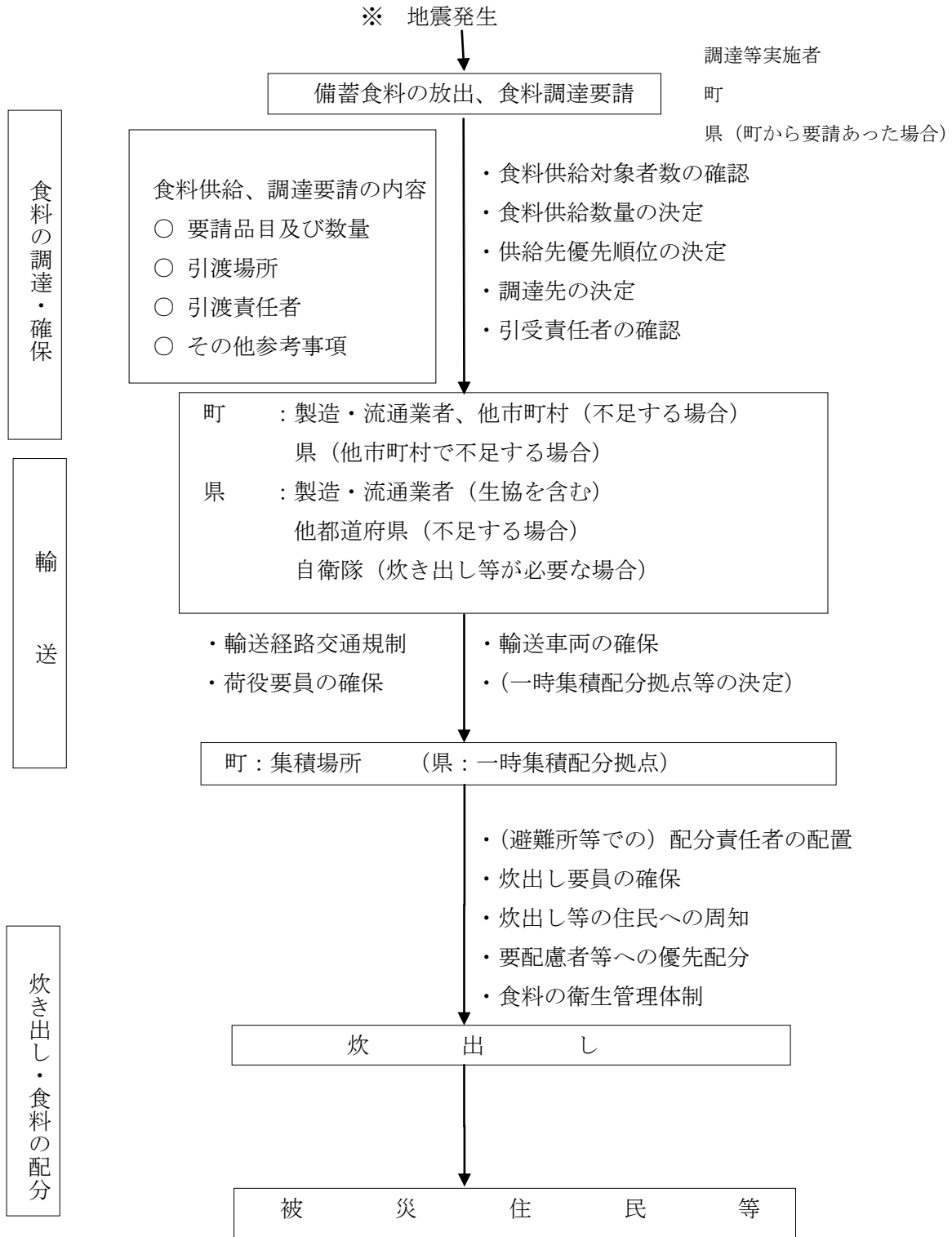
① 町は、森林組合等と連携し、林産物及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行う。

- ア 林産地に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大を防止する措置
 - イ 苗木、立木及び林産物等の病虫害発生予防措置
 - ウ 病虫害発生予防用薬剤の円滑な供給
 - エ 応急対策用資機材の円滑な導入
 - オ 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導
- ② 林産施設の被害状況により必要があると認めた場合は、復旧用資機材等の供給・確保及び火災の拡大防止等について関係機関に対し協力を要請する。

第 3 1 節 食料供給計画

地震により食料を確保することが困難となった場合において実施する災害応急対策について定める。

1 食料供給計画フロー



2 食料の調達

(1) 調達（資料1 2 参照）

町は、町地域防災計画に基づき、食料供給対象者数を確認し食糧供給数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合はあらかじめ町内協力店から調達を実施する。被災して対応しきれない場合は、以下の手順で対応する。

- ① 山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市町村を通じて応援要請を行う。
- ② 応援要請をする際は、次の事項を明示して行う。

ア 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

イ 炊出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

- ③ 被害が広範囲に及び応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、町は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

(2) 調達食料品目例

町は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

- ① 弁当、米穀、食パン、乾パン、即席麺類、飯缶
- ② 乳幼児ミルク、牛乳
- ③ 副食品(缶詰・漬物・佃煮・野菜)、調味料(味噌・醤油・塩・砂糖)

3 炊き出し（資料1 2 参照）

- (1) 炊き出しは、原則として避難所又は災害現場等に近い調理室等を有する町内小中学校又は地区公民館等を利用して行うものとし、この他、状況に応じ学校給食施設へ依頼するものとする。

- (2) 炊き出しは、福祉班長が、赤十字奉仕団、自主防災組織、婦人団体等のボランティアの協力により実施するものとする。

- (3) 福祉班長は、炊き出しを開始した場合、健康医療班と連絡のうえ、炊き出しの状況(場所及び場所別給与人員)を県に報告し、食品衛生について指導をあおぐものとする。

- (4) 炊き出しの実施場所には福祉班の班員が立ち会い、その実施に関して指導を行うとともに、次の帳簿並びに書類を整備保存しておくものとする。

- ① 炊き出し実施記録日計表
- ② 炊き出し給与状況簿
- ③ 物資受払状況簿
- ④ 炊き出し用物品借用簿
- ⑤ 炊き出しその他による食料給与のための食料購入代金等の支払証拠書類
- ⑥ 炊き出し協力者及び奉仕者名簿

- (5) 炊き出しの実施期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要と認められる場合はこの限りではない。

4 炊き出しへの応援要請

- (1) 被害が甚大で、町及び町内の関係期間や関係団体による炊き出し等の実施が対応しきれない場合は、山形県市町村広域応援協定並びに、本章第3節「広域応援体制」、本章第4節「自衛隊災害派遣要請」に基づき、応援要請を行うものとする。
- (2) 応援要請する場合は、次の事項を明示のうえ要請するものとする。
 - ① 食料の応援要請
品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項
 - ② 炊き出し用具等の応援要請
人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項
- (3) 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、町は県に対して必要な食料の供給応援要請を行うものとする。

5 配分

- (1) 食料給与の担当
災害時における食料の給与については、福祉班長が主管するものとする。
- (2) 食料給与対象者
 - ① 避難所に収容された者
 - ② 住家の被害等により炊事ができない者
 - ③ 食料品を喪失し、給与の必要があると認められる者
 - ④ 被災地の災害応急対策に従事する者
 - ⑤ 町内旅行者及び一時滞在者等で、町長が特に必要と認めた者
 - ⑥ 他の被災地より避難した被災証明書等を有する者
- (3) 食料給与の方法
 - ① 配布
調達した食料の輸送方法、集積場所は、本章第20節「輸送体制整備計画」によるものとし、食料品は各避難所等で配布するものとする。
 - ② 食料の配分
被災住民の食料配分にあたっては、次の事項に留意するものとする。
 - ア 避難所等における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
 - イ 住民への事前周知等による公平な配分
 - ウ 要配慮者への優先配分
 - エ 避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等への配分
 - ③ 給与基準及び供給数量
供給数量は、1人当たりの給与基準に応じて、受配者及び供給の日数に相当する数量とする。

【1人当たりの給与基準の目安】

品 目	量		
米穀(炊き出し)	1食当たり	小学生未満	1人100g
	1食当たり	小学生以上	1人200g
パン、即席麺類	1食当たり	1包	
粉ミルク	1日当たり	2歳以下	1人200g
副食品(缶詰)	1食当たり	小学生未満	1人半缶程度
	1食当たり	小学生以上	1人1缶程度
〃(肉、魚、野菜)	適量		
調味料	適量		

④ 給与期間

給与の実施期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りでない。

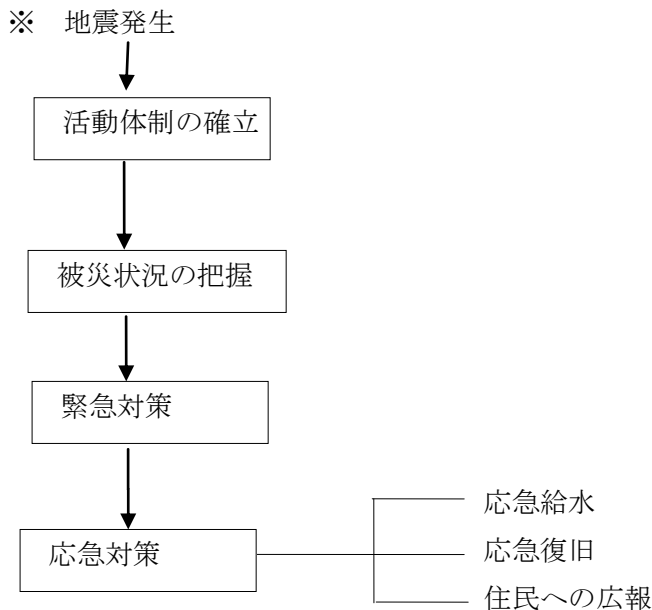
6 食料の衛生管理、栄養指導

食料の衛生管理体制及び栄養指導については、本章第34節「保健衛生計画」の食品衛生対策及び栄養指導対策による。

第 3 2 節 給水・上水道施設応急対策計画

地震による災害が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、町、水道事業者（水道用水供給事業者を含む。以下「水道事業者」という。）が実施する災害応急対策について定める。

1 給水・上水道施設応急対策フロー



2 活動体制の確立（資料 3、14 参照）

町、水道事業者は相互に、連絡調整を図りながら、必要に応じて関係機関に応援協力を要請し、応急体制を確立する。

水道事業者は関係機関と連絡調整を図り、必要に応じ応援協定に基づき、次により関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を組織する。

- (1) 動員計画に基づき迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合もあるため他部局の職員も動員し、必要な職員数の確保に努める。
- (2) 水道事業者のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき人員及び資機材の応援要請を行う。
- (3) 応援部隊数を的確に指揮できる体制を確立する。
- (4) 応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。
- (5) 必要な場合は、水道工事事業者等に応援協力を依頼する。

3 被災状況の把握

水道事業者は、次により迅速かつ的確に上水道施設、道路等の被災状況を把握する。

- (1) テレメータ監視システム等による運転状況の把握
- (2) 職員等の巡視点検による被災状況の把握
- (3) 住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

4 緊急対策

水道事業者は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

(1) 二次災害の防止対策

- ア 浄水場等で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
- イ 水道用薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講じる。
- ウ 緊急遮断弁を全閉し、排水地で浄水を確保する。

(2) 被害発生地区の分離

被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水地からの浄水の漏出防止を図る。

5 応急対策

町、水道事業者は、被災施設や被災住民数等を的確に把握し、地区別に考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定のうえ、速やかに応急対策を実施する。

(1) 応急給水

町、水道事業者は、衛生対策、積雪等の気候条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じた地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

① 応急給水の準備

- ア 既存水源及び緊急代替水源の確保
- イ 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保
- ウ 配水地の貯水施設の確保
- エ 給水車等による応援給水の確保
- オ 水質の衛生確保
- カ 備蓄飲料水の量の確認

② 給水方法

- ア 運搬給水
給水車、給水タンク及びポリタンク搭載車等にて飲料水を被災地に運搬し給水する。
- イ 仮設給水
応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。また、状況に応じて給水栓を増減させる。
- ウ 備蓄飲料水の供与
備蓄飲料水を避難所等において配布する。

③ 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難場所を優先的に行うものとする。

④ 飲料水及び応急給水用資材の確保

- ア 飲料水の確保
被災直後は配水地や耐震性貯水槽等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった上水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。

イ 応急給水用資材の確保

水道事業者が確保している応急給水用資材で不足する場合は、速やかに日水協県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水資材を調達する。

⑤ 飲用井戸及び受水槽等による給水

飲用井戸及び受水槽については、地震による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合していた場合に給水する。やむをえず飲用する場合は、煮沸消毒を実施しまたは滅菌剤を添加したうえで飲用する。

⑥ 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型滅菌設備又は塩素滅菌剤等により滅菌を徹底したうえで応急給水する。

⑦ 生活水の確保

水道事業者は、区域内の井戸水、工業用水等の水道水源以外の水及び雨水等に滅菌剤を添加した水を、生活水に利用する。

⑧ 地域性及び積雪期への配慮

山間地へは、必要により、飲料水の空輸、浄水装置による給水等を行う。

⑨ 要配慮者等に対する配慮

要配慮者への給水にあたっては、ボランティア活動の協力を得るなどにより、優先的な応急給水できるよう配慮する。

(2) 応急復旧

水道事業者は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等に十分配慮して関係機関と連絡調整を図りながら、次により、迅速に応急復旧を行う。

① 応急復旧計画の準備

ア 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備

イ 復旧用資材の調達。

② 応急復旧範囲の設定

町による応急復旧は、災害救助法が適用された場合を除き、配水管までを原則とし、給水装置の復旧は所有者が行う。

③ 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

④ 優先順位

医療施設、社会福祉施設、避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

⑤ 積雪期における配慮

積雪期の応急復旧作業には除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と連絡調整を行う。

⑥ 応急復旧後の衛生確保

復旧後の通水にあたっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう消毒を強化するものとする。

⑦ ライフライン関係機関相互の情報交換

電気、ガス及び下水道等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。特に、ガスの復旧に伴い水道水の需要が高まるため、復旧計画の策定にあたってはガスの復旧状況に十分配慮する。

(3) 住民への広報

町は、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

① 被災直後の広報

ア 町が主体となり、局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報をチラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報する。

イ ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多角的に広報するよう努める。

② 長期的復旧計画の広報

町は、長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報紙、報道機関及びインターネット等を利用して広報する。

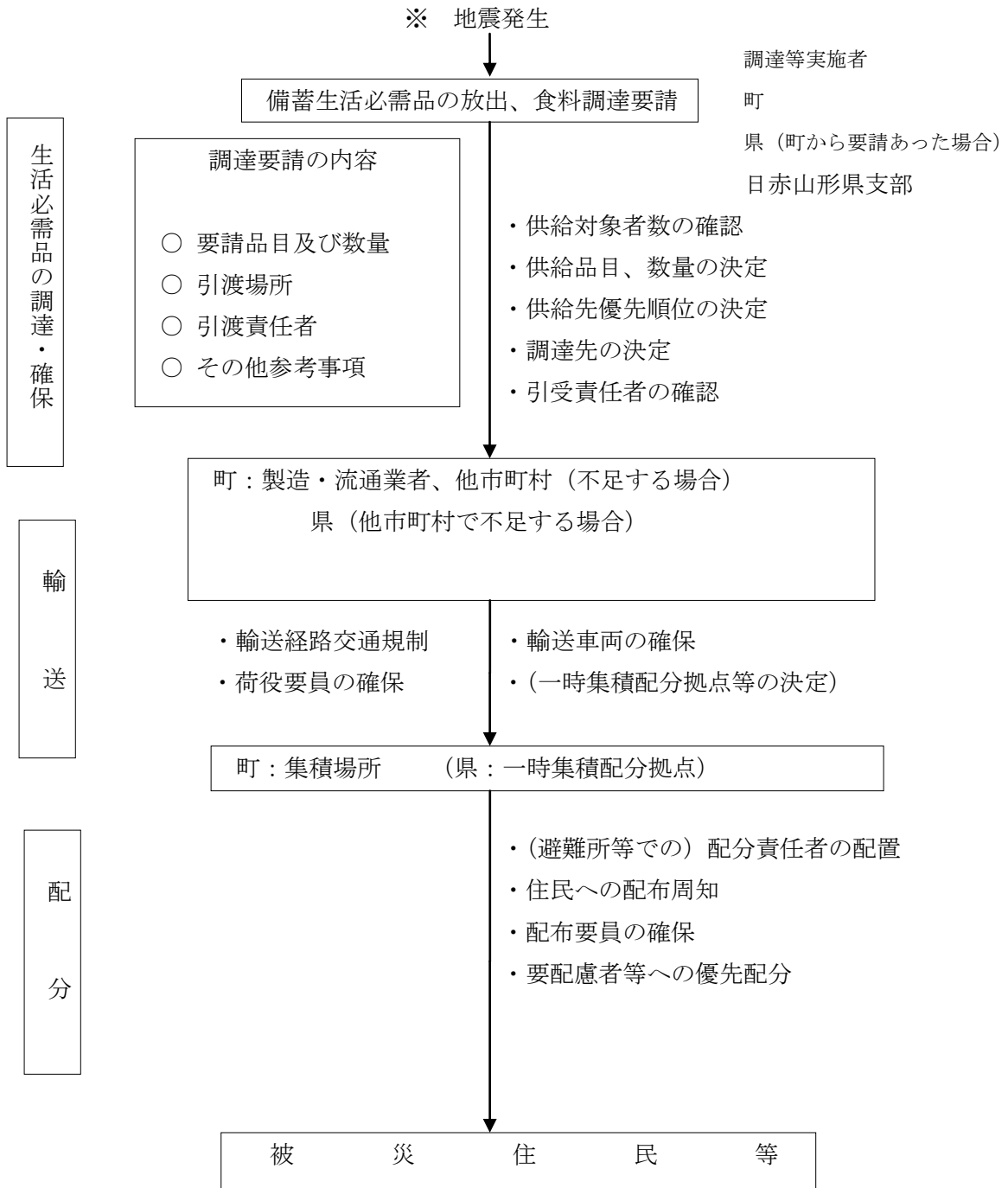
③ 情報連絡体制の確立

町及び水道事業者は、被害状況、応援要請及び住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、相互の連絡体制を確立する。

第 3 3 節 生活必需品等物資供給計画

災害により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、町が生活必需品等の物資を確保し、供給を行うための対策について定める。

1 生活必需品等物資供給計画フロー



2 生活必需品の供給方法

観光交流班は、住宅に被害を受けて日常生活に欠くことのできない被服寝具その他生活必需品を喪失またはき損し、これらの家財道具を直ちに入手できない状態を把握した場合は、被害状況に基づき救助物資購入計画を定め、世帯構成人員に応じた必要な生活必需品を調達し、供給するものとする。

(1) 生活必需品供給の基準

① 供給の対象者

ア 災害により住家に被害を受けた者(半壊、半焼に満たないもの及び床下浸水は対象としない。)

イ 被服寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

ウ 被服寝具その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

② 供給品目

供給品目は避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し、次の品目を参考に調達する。

ア 寝具(毛布、布団等)

イ 被服(肌着等)

ウ 炊事用具(鍋、炊飯器、包丁等)

エ 食器(茶碗、皿、はし等)

オ 保育用品(ほ乳瓶、紙おむつ等)

カ 光熱用品(マッチ、ローソク、懐中電灯、電池等)

キ 日用品(石けん、タオル、トイレットペーパー、生理用品、歯ブラシ、歯磨き粉等)

③ 供給期間

生活必需品の供給期間は災害発生の日から10日以内(最終的に物資が災者の手に渡るまでの期間)とする。ただし、必要と認められる場合はこの限りではない。

3 調達の方法(資料12参照)

生活必需品の調達は、原則として町内調達とする。

なお、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

ただし、被災状況等により、町において十分な量が確保できない場合は、県又は他の市町村に調達、供給を依頼し調達するものとする。

4 配布の方法

(1) 集積場所及び配布場所

調達した生活必需品等の輸送方法、集積場所は、本章第19節「輸送計画」によるものとし、各避難所等で配布するものとする。

(2) 保管

生活必需品等の保管は厳重に行う。

(3) 配布手続き

生活必需品等の配分に当たっては、次の事項に留意するものとし、配布に当たっては、ボランティア等の協力を得て、公平かつ円滑に配布するものとする。

- ① 避難所等における物資の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
- ② 住民への事前周知等による公平な配分
- ③ 要配慮者への優先配分
- ④ 避難所で生活せず生活必需品のみ受け取りに来ている被災者等への配分

5 物資確保への応援要請

(1) 応援要請する場合は、次の事項を明示のうえ要請するものとする。

生活必需品等の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項

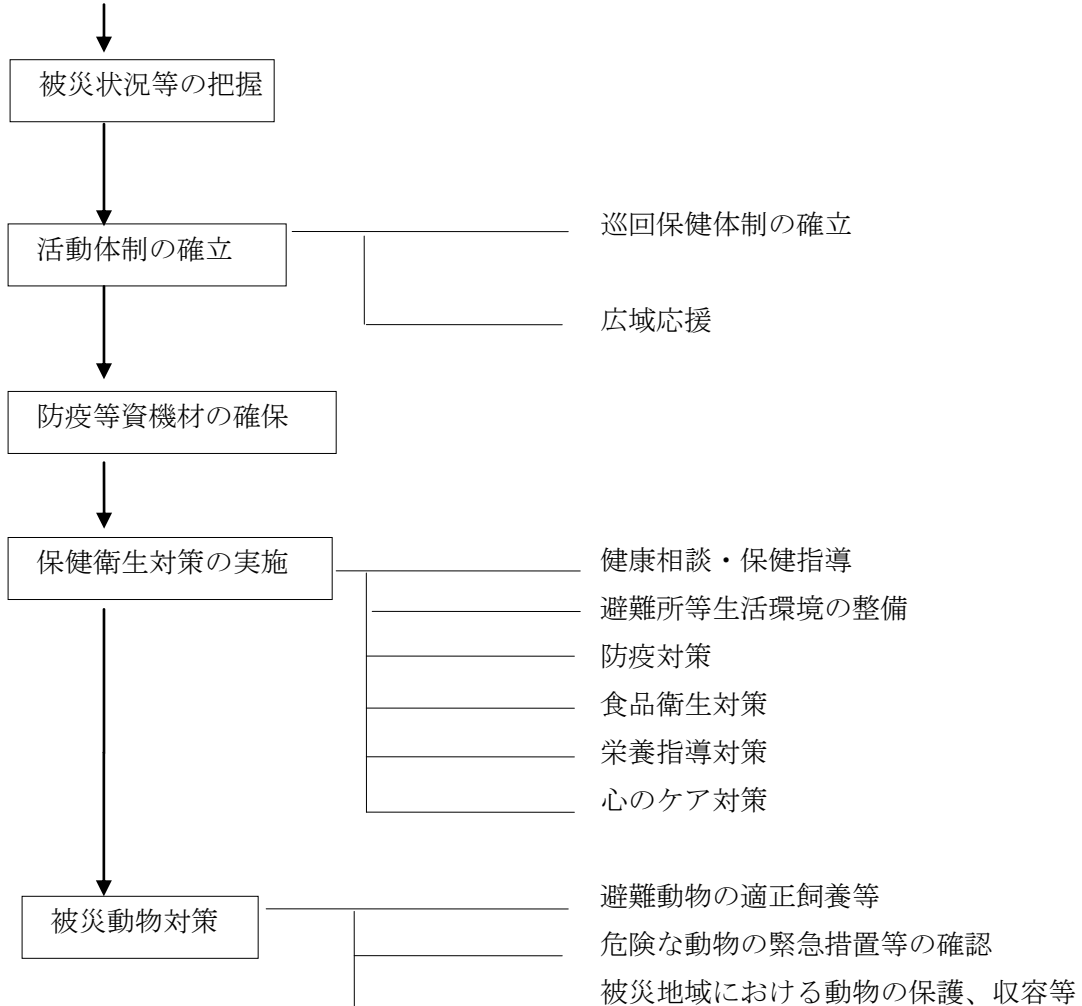
(2) 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、町は県に対して必要な物資等の供給応援要請を行うものとする。

第34節 保健衛生計画

地震が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つため、町が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

1 保健衛生計画フロー

※ 地震発生



2 被災状況等の把握

災害発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、町は以下の事項について被害状況を把握するものとする。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- (5) 特定給食施設の被害状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況

3 活動体制の確立

巡回保健体制の確立

健康医療班長は、福祉班長、生活環境班長、置賜保健所等の関係機関の協力を得て、保健師を中心とし必要に応じ医師、栄養士、精神保健福祉相談員等を加えて巡回体制を確立する。

4 防疫等資機材の確保

町は、防疫及び保健衛生資機材（以下「防疫等資機材」という。）が不足する場合は、保健所に確保を要請する。

5 保健衛生対策の実施

(1) 健康相談・保健指導

健康医療班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅を巡回し、健康相談や保健指導を行う。

巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、適切な処遇を行うため必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

- ① 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等の要配慮者の健康状態の把握と保健指導
- ② 結核患者、難病患者、精神障がい者等への保健指導
- ③ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導
- ④ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
- ⑤ 不安除去等メンタルヘルスへの対応
- ⑥ 口腔保健指導

(2) 避難所等生活環境の整備

健康医療班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに適切な生活環境を確保する。

- ① 食生活の状況(食中毒の予防)
- ② 衣類、寝具の清潔の保持
- ③ 身体の清潔の保持
- ④ 室温、換気等の環境
- ⑤ 睡眠、休養の確保
- ⑥ 居室、トイレ(仮設トイレを含む)等の清潔
- ⑦ プライバシーの保護

(3) 防疫対策

① 感染症発生予防対策

町は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染予防対策を実施する。

ア パンフレット等を利用して、飲み水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導す

るとともに、台所、トイレ、家の周りの消毒を指導する。

イ 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒を実施する。なお、消毒の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

② 疫学検査・健康診断の実施

置賜保健所は、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、必要に応じ疫学検査及び健康診断を実施する。

③ 感染症発生時の対策

被災地において感染症患者又は無症状病原体保有者（以下「感染症患者等」という。）が発生した場合は、次の対策をとる。

ア 被災地において感染症患者が発生した場合、町は直ちに置賜保健所に報告し、その指示に従うものとする。

(4) 食品衛生対策

町は、被災地における食品の衛生確保を図るため、災害の状況に応じて、井戸水等の水質検査や炊き出し施設、食品関係営業施設の監視、指導を行う職員の派遣を置賜保健所に要請するものとする。

(5) 栄養指導対策

町は、置賜保健所の協力を得て、定期的に避難所、炊き出し現場、給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施するものとする。

6 防疫及び保健衛生用資器材の調達

町は、防疫及び保健衛生用資器材が不足する場合は、置賜保健所に確保を要請するものとする。置賜保健所は、管内市町で資器材を賄うことができない場合は、県に確保を要請する。

7 精神保健相談（メンタルヘルス）

避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスカケアを実施する。また、大規模災害後においては、被災者等が生活再建への不安による精神的不調を引き起こすことが想定されるため、長期的なメンタルヘルスカケアを視野に入れるものとする。

8 被災動物対策

町は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し、県に対して支援要請を行うものとする。

(1) 避難動物の適正飼養等

町は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。

(2) 危険な動物の緊急措置等の確認

町は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

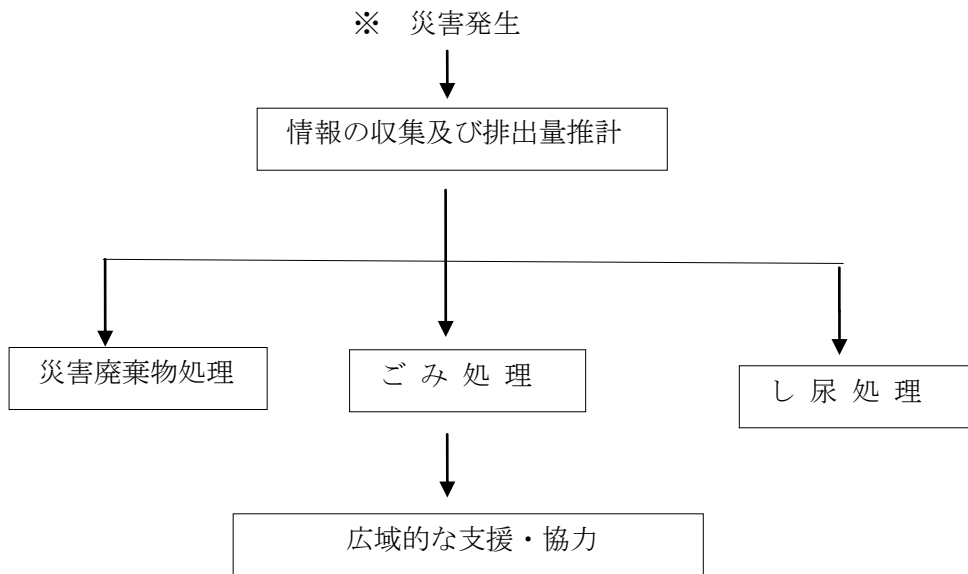
(3) 被災地域における動物の保護、収容等

町は、保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。

第 3 5 節 廃棄物処理計画

災害に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、町が実施する廃棄物処理対策について定める。

1 廃棄物処理計画フロー



2 災害廃棄物処理

町は、次により災害廃棄物処理を実施する。

- (1) 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。
- (2) 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が町の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、町がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。
また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動するものとする。
- (3) 災害廃棄物の処理に長時間を要する必要があることから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別、保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。
町は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (4) 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や地元の建設業協会に応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

3 ごみ処理

町は、置賜広域行政事務組合の協力を得て、次によりごみ処理を実施するものとする。

- (1) 避難所等の避難人員及び場所を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。
- (2) 避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。
- (3) 生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行うものとする。
- (4) 生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、近隣市町村等に対し応援要請を行う。また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請するものとする。

4 し尿処理

町は、置賜広域行政事務組合の協力を得て、次によりし尿処理を実施するものとする。

- (1) 情報の収集及び排出量の推計
避難所等の避難人員及び設置場所を速やかに確認し、被災地域におけるし尿の排出量を推計する。
- (2) し尿の処理
 - ① 必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行うものとする。
 - ② し尿の収集は、次の収集順位により実施するものとする。
 - ア 浸水地域等の悪条件の地域
 - イ 避難施設等の重要性の高い施設
 - ウ 緊急的に応急対策を実施する施設
 - エ その他、優先的に必要とする施設
 - ③ 収集したし尿は、置賜広域行政事務組合の協力を得て処理するものとする。
- (3) 避難所等への仮設(簡易)トイレの設置
上水道、下水道及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設(簡易)トイレを設置するものとする。なお、仮設(簡易)トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。
- (4) 県、近隣市町村等への応援要請
 - ① し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、近隣市町村等に対し応援要請を行うものとする。
 - ② 近隣市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請するものとする。

5 農業集落排水処理区域の排水及び屎尿処理

(1) 使用制限

災害により農業集落排水施設又は排水処理場に被害が生じたときは、使用者に対し、その使用の制限を要請し、必要な場合は共同仮設トイレ等を設置するものとする。

(2) 排水施設、排水処理場

災害により排水施設、排水処理場に被害が生じたときは、早急に被害状況を調査し、関係業者と密接な連携をとりながら応急的な措置を講ずるものとする。

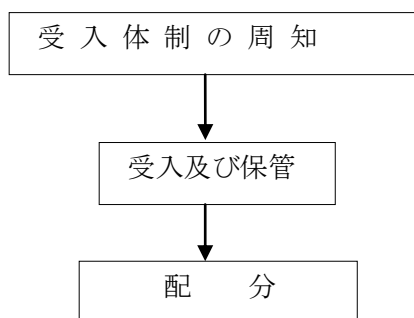
6 死亡獣畜の処理方法

災害時において死亡獣畜の処理を必要とする場合は、原則として保健所と協議のうえ、死亡獣畜取扱場に搬送し処理するものとする。処理できない場合は、環境衛生に支障のない場所で埋却又は焼却することとする。

第36節 義援金の受入れ・配分計画

大規模な災害の被災者に寄せられる義援金品を円滑かつ適正に受け入れ、また配分するために実施する対策について定める。

1 義援金の受入れ・配分計画フロー



2 委員会の設置

福祉班長は、災害発生に際し、被災者に対する義援金品の募集及び配分を必要と認めたときは、次の機関をもって委員会を設置し、協力を依頼するものとする。

自主防災会、町議会、教育委員会、飯豊町災害対策本部、飯豊町社会福祉協議会、日本赤十字山形県支部

3 義援金

(1) 義援金の受入通知

福祉班長は、委員会の募集方針に基づき、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて、住民及び各種団体に呼びかけを行うものとする。また、状況によっては、県及び日本赤十字社山形県支部に対し協力を求め、呼びかけを行うものとする。なお、募集期間は災害の状況により決定する。

受け入れにあたっては、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座を公表する。

(2) 義援金の受入

- ① 一般からの受入窓口を開設する。
- ② 一般から直接受領した義援金については、領収書を発行する。

(3) 義援金受入帳簿の整備

寄託された義援金は福祉班長において受け付け、義援金受入帳簿を整備する。

(4) 配分

- ① 寄託された義援金は、委員の中から町長の指名により配分委員会を設置し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分率等の配分基準を定め、適切かつ速やかに配分するものとする。

なお、町長が必要と認めた場合、被災者の中から配分委員を選出するものとする。

- ② 義援金の配分については、福祉班長が担当するものとし、配分に関する帳簿を備えるものとする。

第 3 7 節 義援物資の受入れ・配分計画

大規模な災害の被災者に寄せられる義援物資を円滑かつ適正に受け入れ、また配分するために実施する対策について定める。

1 義援物資の受入れ・配分計画フローは前節義援金の受入れ・配分計画に同じ

2 委員会の設置

福祉班長は、災害発生に際し、被災者に対する義援金品の募集及び配分を必要と認めたときは、次の機関をもって委員会を設置し、協力を依頼するものとする。

自主防災会、町議会、教育委員会、飯豊町災害対策本部、飯豊町社会福祉協議会、日本赤十字山形県支部

3 義援物資

(1) 義援物資の受入通知

福祉班長は、委員会の募集方針に基づき、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて、住民及び各種団体に呼びかけを行うものとする。また、状況によっては、県及び日本赤十字山形県支部に対し協力を求め、呼びかけを行うものとする。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。受け入れにあたっては、支援を要請する品目及び送り先等の必要事項を公表する。また、受け入れを必要としなくなった場合も、必要に応じてその旨を公表するものとする。

(2) 義援物資の受入及び保管

- ① 受入・照会窓口を設置する。
- ② 受入要員を確保する。
- ③ 義援物資は町民総合センターに一時集積を行い、輸送については、本部班長に所要の車両数を要請し、被災地へ輸送するものとする。

(3) 義援物資受入帳簿の整備

寄託された義援物資は福祉班長において受け付け、義援物資受入帳簿を整備する。

(4) 配分

① 寄託された義援物資は、町災害対策本部が調達した物資とともに調整し、効果的な配分を行うものとする。配分にあたっては、委員の中から町長の指名により配分委員会を設置し、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかに配分するものとする。

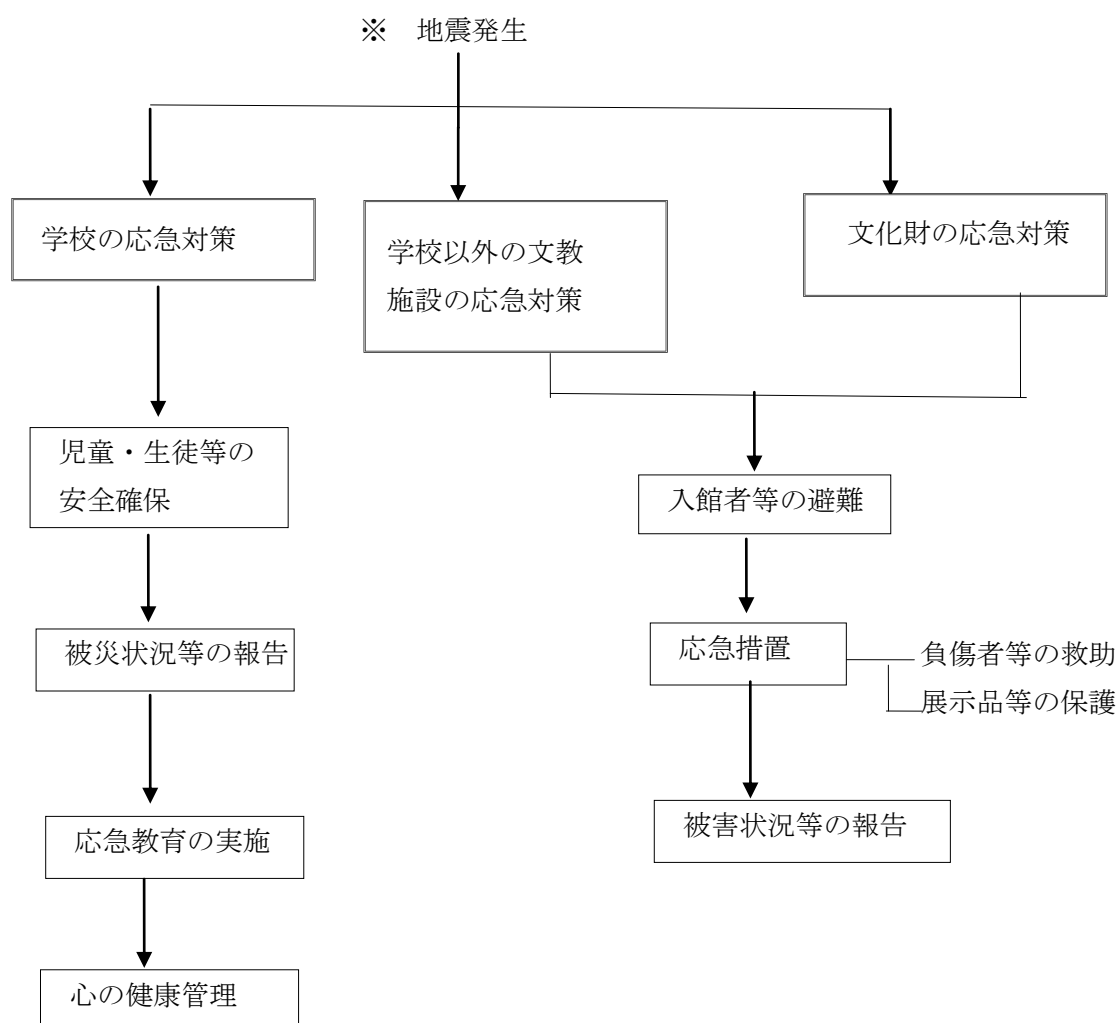
なお、町長が必要と認めた場合、被災者の中から配分委員を選出するものとする。

② 義援物資の配分については、福祉班長が担当するものとし、配分に関する帳簿を備えるものとする。

第38節 文教施設における災害応急計画

地震発生時における児童・生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るため実施する災害応急対策について定める。

1 文教施設における災害応急計画フロー



2 学校の応急対策

災害発生時における学校の基本的役割は、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、町が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童・生徒等の安全確保

① 在校時の措置

地震発生後、直ちに全教職員で児童・生徒等を掌握し、状況に応じ、安全と判断される場所に避難させる。児童・生徒等が避難・集合次第人員の点呼を行い、負傷者の手当て等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生き埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・捜索活動等を行う。また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う。

② 登下校時の措置

登下校中の児童・生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童・生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童・生徒等の情報を得たときは、直ちに消防機関及び県警察等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

③ 勤務時間外の措置

校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危険管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

④ 下校及び休校の措置

児童・生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえで、児童・生徒を速やかに下校させる。幼稚園、小学校については、できる限り緊急連絡先に連絡を取り、保護者に迎えに来てもらう。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童・生徒等引き渡さず、保護者とともに安全が確保される学校に留まることや、避難行動を促す等の対応を行う。

また、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の情况及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

(2) 被災状況等の報告

校長は、児童・生徒及び職員の負傷状況並びに施設、設備の被害状況を調査し、次の連絡経路により速やかに報告するものとする。



(3) 応急教育の実施

① 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講ずるものとする。

- ア 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施
- イ 校区の通学路や交通手段等の確保
- ウ 児童・生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導
- エ 学校給食の応急措置

災害救助法が適用される町で、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

② 町教育委員会等は、被災状況により次の措置を講ずるものとする。

- ア 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）
 - 例 公民館、体育館等、応急仮設校舎の建設
- イ 授業料の免除や奨学金制度の活用

- ウ 災害発生時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用
- エ 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

- (ア) 複式授業の実施
- (イ) 昼夜二部授業の実施
- (ウ) 近隣県及び市町村等に対する人的支援の要請
- (エ) 非常勤講師又は臨時講師の発令
- (オ) 教育委員会事務局職員等の派遣

③ 災害救助法に基づく措置

町は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

ア 学用品給与の対象者

住家の全壊(全焼)、半壊(半焼)、流出又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む)により学用品等を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童・生徒。

イ 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品(運動着等)

ウ 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書(教材を含む)は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する。

エ 学用品給与の方法

町教育委員会は、校長と密接な連携を図り、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、支給を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象児童・生徒に支給するものとする。また、保護者から受領書を徴するものとする。

オ 学用品の調達

町教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品等の品目を決定し、次により調達するものとする。

(ア) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店、又は教科書供給所から調達するものとする。

(イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、関係業者から調達するものとするが、それが不可能な場合は、県教育委員会にあっせんを依頼し、確保するものとする。

④ 学校給食対策

ア 校長及び町教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設、設備等について、町長と協議して速やかに復旧措置を講ずるものとする。

イ 学校給食用物資は、財団法人山形県学校給食会及び関係業者の協力を得て確保するものとするが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対してあっせんを依頼し、確保するものとする。

ウ 学校給食はできる限り継続実施するものとするが、次のような事情が発生した場合においては、一時中止する措置も考慮しておくものとする。

- (ア) 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食共同調理場を使用することが必要不可欠となったとき。
- (イ) 学校給食共同調理場が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間。
- (ウ) 伝染病その他の危険が発生し、又は発生するおそれがあると予想されるとき。
- (エ) 給食物資の調達が困難なとき。その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でない認められる。

(4) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関や関係機関との連携を図るものとする。

3 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- (1) 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、消防本部及び警察署に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当等を行う。
- (3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- (4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに施設の管理者等に報告する。

4 文化財の応急対策

- (1) 国、県及び町指定文化財等の所有者又は管理者は、地震が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。

① 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置なものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

② 搬出可能な文化財

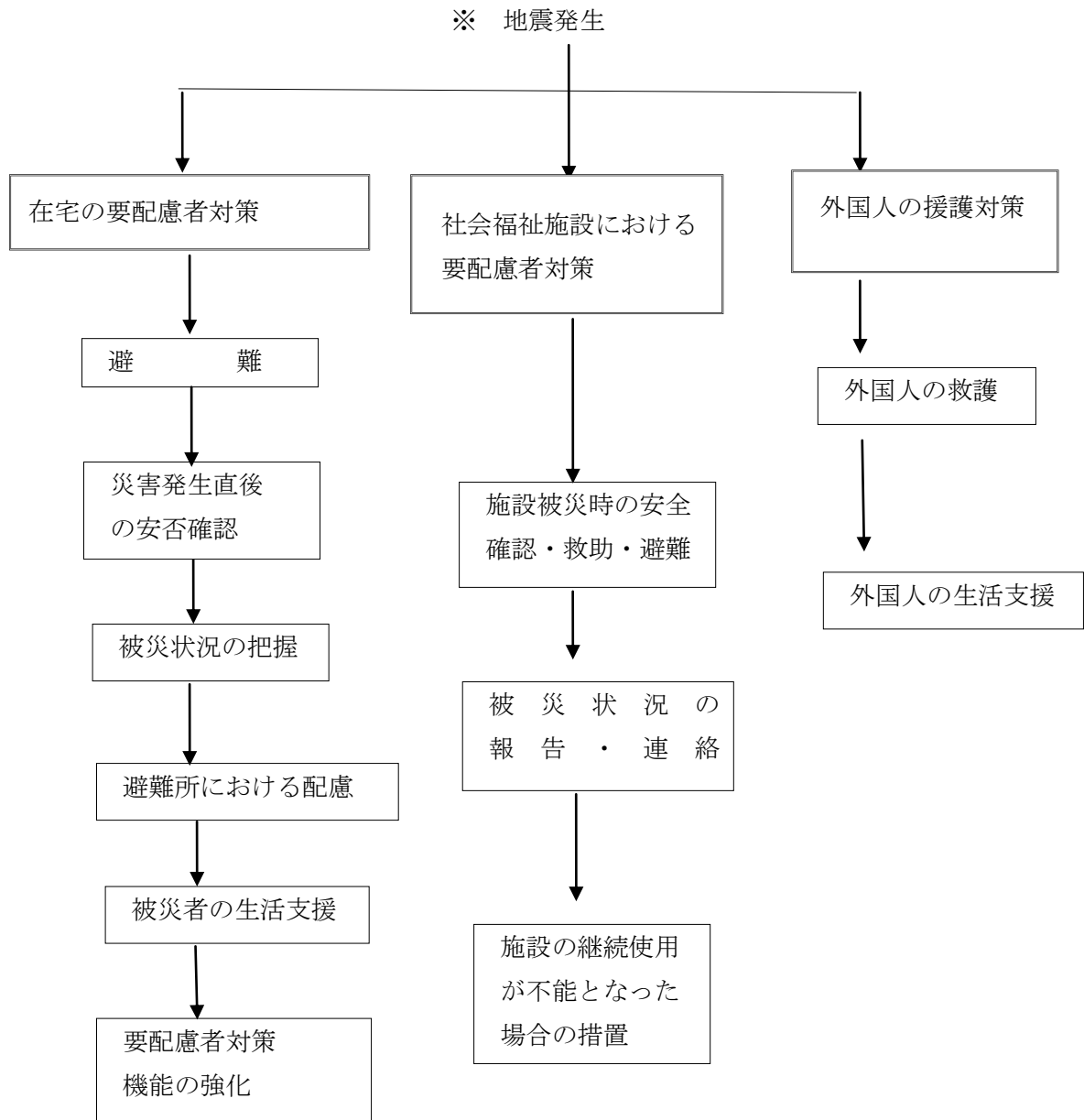
指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難場所に搬出するものとする。

- (2) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- (3) 被害が発生した場合は、直ちに町教育委員会を經由して、県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

第 3 9 節 要配慮者の応急対策計画

地震等による災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るため、町及び社会福祉施設等の管理者が地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める

1 要配慮者の応急対策計画フロー



2 在宅の要配慮者対策

(1) 避難誘導等

① 町は、地震による災害が発生して住民の避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難誘導等が、避難行動要避難支援プラン(個別計画)に基づき、適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。

また、自治組織、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の、避難行動に協力し、避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

② 災害発生直後の安否確認

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について、避難所への収容状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努めるものとする。

③ 被災状況等の把握

町は、避難所や要配慮者の自宅等に地域包括支援センター職員や保健師、ホームヘルパー等を派遣し、次の事項を把握するものとする。

ア 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況

イ 家族(介護者)の有無及びその被災状況

ウ 介護の必要性

エ 施設入所の必要性

オ 日常生活用具(品)の状況

カ 常時服用している医薬品等の状況

キ その他避難生活環境等

④ 避難所における配慮

町は、福祉施設職員等の応援体制や、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、町は、可能な限り福祉避難所を設置し、要配慮者を避難させる。

⑤ 被災後の生活支援

町は、高齢者や障がい者等のうち社会福祉施設等への緊急入所や緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講ずる。

⑥ 相談体制の整備

町は、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

⑦ サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅の要配慮者の被災状況等に応じて、地域包括支援センターの職員や保健師、ホームヘルパー等の派遣、必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努めるものとする。

また、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努めるものとする。

3 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 施設被災時の安全確認・救助・避難

- ① 施設が被災した場合、施設長は直ちに自衛消防隊を編成して入(通)所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努めるものとする。
- ② 入(通)所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急対策を実施するとともに、必要に応じ消防本部へ救助を要請するものとする。
- ③ 施設長は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所(屋内、屋外、避難所等)を選択し、避難誘導を行うものとする。
- ④ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少ないときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努めるものとする。

(2) 被害状況の報告及び連絡

施設長は、入(通)所者及び施設の被災状況を町に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼するものとする。

(3) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、町を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じるものとする。

また、町は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設を斡旋するものとする。

4 外国人の援護対策

(1) 外国人の救護

町は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努めるものとする。

(2) 外国人の生活支援

① 外国人への情報提供

町は、報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行うものとする。

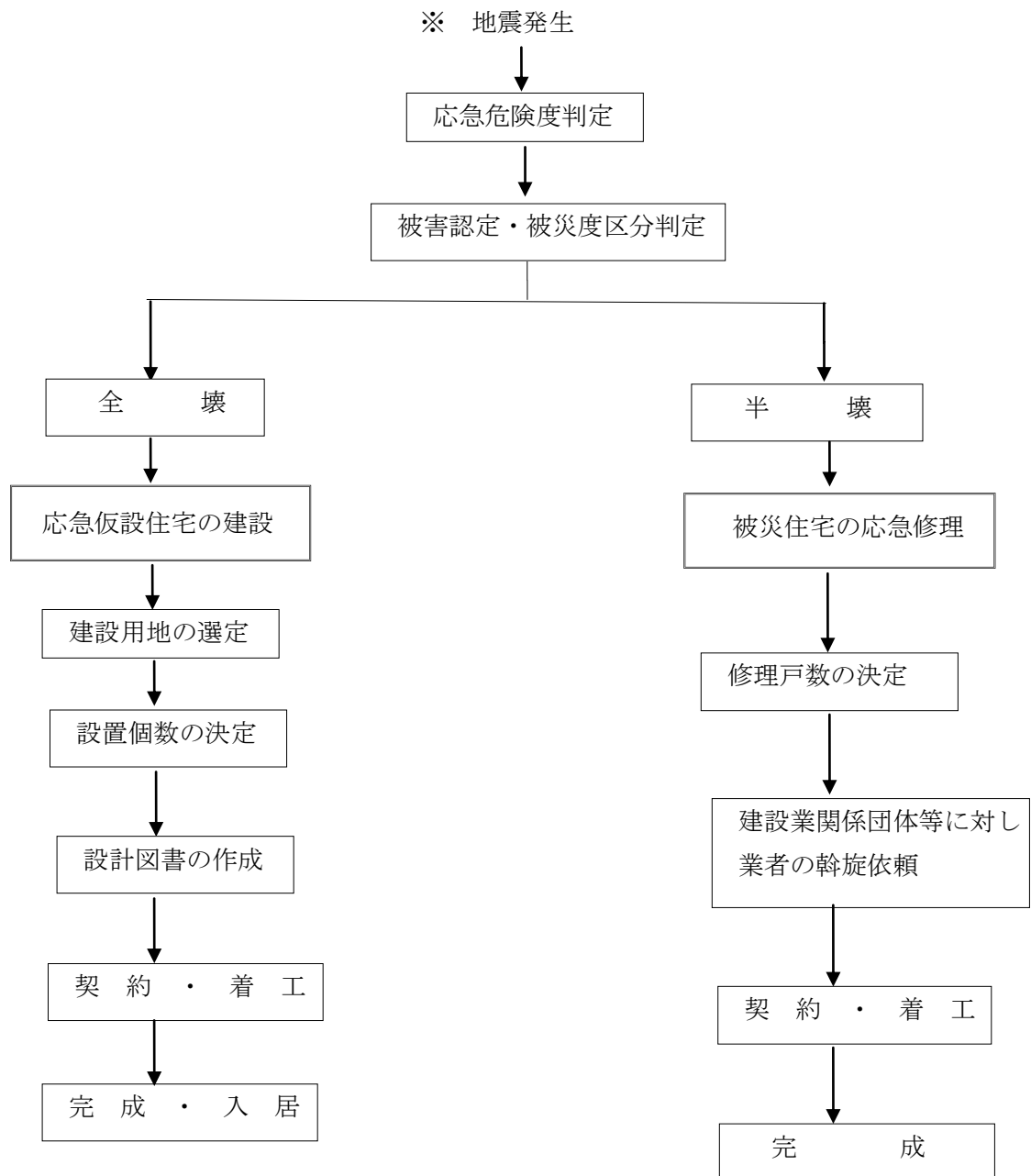
② 相談体制の整備

町は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備するものとする。

第40節 応急住宅対策計画

大規模な地震により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者に対する応急仮設住宅の建設、損壊住家の応急修理、公営住宅の活用等の住宅対策について定める。

1 応急住宅対策計画フロー



2 住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

町は、地震等の災害により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な下記事項について、早急に調査を実施する。

- ① 被害状況
- ② 避難場所の状況
- ③ 被災住宅に関する緊急対応状況（予定を含む。）
- ④ 被災建築物応急危険度判定
 - (ア) 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」及び「山形県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」等に基づき、基本的に町が実施し、県には必要な各種の支援を受ける。
 - (イ) 町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。
 - (ウ) 判定の実施にあたっては、収容避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。
- ⑤ 災宅地危険度判定
敷地の被害の状況により、町は宅地の危険度判定を行う。
- ⑥ 被害認定
町は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。
- ⑦ 被災度区分判定
建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行なう。
- ⑧ 当面の応急仮設住宅の必要戸数
- ⑨ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数
- ⑩ 被災住宅に関する県への要望事項
- ⑪ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

3 応急仮設住宅の確保

町は、住家に被害を受けた被災者の収容対策として、次により応急的な住宅を確保し、暫定的な住生活の安定を図る。

(1) 応急仮設住宅

応急仮設住宅の供給は下記によるものとする。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、被災市町村の住宅事情等により下記により難しいと知事が認める場合はこの限りでない。

- ① 民間賃貸住宅の借上げ
 - ア 借上げ方法
 - a 県では、社団法人山形県宅地建物取引業協会、社団法人全日本不動産協会山形県本

部及び公益社団法人全国賃借住宅経営者協会連合会（以下「関係団体等」という。）の協力を得て借上げ住宅を供給するものとする。

b 関係団体等は、借上げる住宅の選定、賃借住宅等の取りまとめに関する事務を行うものとする。

イ 借上げ住宅の入居者資格等

a 入居の資格

借上げ住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

(a) 住家が全壊(全焼)、流出した者であること。

(b) 居住する住家がない者であること。

(c) 自らの資力をもっては、住宅の確保することができない次の者であること。

(イ) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

(ウ) 全各号に準ずる者

b 入居者の選定

(a) 借上げ住宅の入居者の選定及び申込み受付は、町が行う。

(b) この場合、障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮し、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。

(c) 県は、当該町からの入居申込みの報告を受け、入居の許可及び借上げ住宅の契約締結等を行う。

c 供与の期間

借上げ住宅を被災者に供与できる期間は、入居可能日から2カ年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

ウ 入居者への配慮

町は、住民のニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配慮に努める。

県では、借上げ住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮する。

② 応急仮設住宅の建設

ア 建設用地の選定

応急仮設住宅の建設地は、その都度町長が定めた場所とするが、次の事項に十分留意して建設用地を選定するものとする。

a 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮する。

b 降雨等による二次災害を受けることがないよう、土石流危険渓流等の災害危険箇所を避ける。

c 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者と十分に協議の上、正規の2カ年程度の土地使用契約書を取り

交わすものとする。

イ 規模及び費用

- a 応急仮設住宅一戸当りの規模及び費用の限度等の建設条件は、県災害救助法施行規則に定める基準による。
- b ただし、世帯の構成人数により基準運用が困難な場合は、厚生労働大臣と協議し、規模及び費用の限度等の建設条件に関する調整を行うことができる。
- c また、建設資材を県外調整し、限度額内で施工することが困難な場合は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該輸送費を別枠とすることができる。

ウ 建設の時期

- a 応急仮設住宅は、災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。
- b ただし、大災害等の事由により期間内に着工することができない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

エ 応急仮設住宅の建設方法

- a 応急仮設住宅は、所定の基準により、県が直接建設業者に請け負わせて建設する。
- b 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、あらかじめ協定を締結した社団法人プレハブ建築協会等の建設業関係団体等に対し協力を要請する。また、必要に応じ、県内建設業者による建設を要請する。
- c この場合、建築場所、設置戸数、規格、規模、構造、単価、暑さ・寒さ対策のための必要な装備・備品・計器等の設置、必要に応じたバリアフリー化やその他必要な要件を協議したうえで建設に着手する。

オ 応急仮設住宅の入居者選定

a 入居の資格

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。
ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

- (a) 住家が全壊(全焼)、流出した者であること。
- (b) 居住する住家がない者であること。
- (c) 自らの資力をもっては、住宅を確保することができない者であること。
 - (イ) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (イ) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
 - (ウ) 全各号に準ずる者

b 入居者の選定

- (a) 応急仮設住宅の入居者の選定は、町が行う。また、選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮するものとする。
- (b) この場合、身体障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等関係者の意見を参考にする。
- (c) 県は、当該市町村から入居者の選定結果の報告を受け、被災市町村ごとに取りまとめて、入居予定者名簿を作成する。

c 供与の期間

応急仮設住宅を被災者に供与できる期間は、その建設工事が完了した日から2カ

年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

d 応急仮設住宅の管理

県は、町の協力を求めて、県営住宅に準じて応急仮設住宅の管理を行う。ただし、状況に応じて町に管理を委任することができる。

この際は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性をはじめ生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

町は、住民のニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

4 被災住宅の応急修理

町は、被災した住家について、居住のために必要最小限度の部分を応急的に補修する。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体に連携を図る。

(1) 修理の方針

① 範囲及び費用

ア 被災住宅の応急修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

イ 被災住宅の応急修理のために支出できる費用は、県災害救助法施行規則に定める範囲内とする。

② 修理の期間

ア 被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了する。

イ ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって1ヶ月期間内に修理を完了することができない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 修理の方法

被災住宅の応急修理は、応急仮設住宅の建設の方法に準じて、救助の実施機関である町が、現物支給をもって実施する。

(3) 修理の対象者

① 被災住宅応急修理の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ア 災害によって、住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力をもっては、住宅を確保することができない者であること。

a 生活保護法の被保護者及び要保護者

b 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

c 全各号に準ずる者

② 対象者の選定

町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

5 住宅建設資材等の確保

建設等の資材は、原則として請負業者が確保するものであるが、災害により現地調達が可能で、請負業者から資材のあつせん及び調達依頼があつた場合、建設班長はあつせん調達にあたるものとする。なお、業者において不足する場合は、県に対しあつせんを要請する。

6 建物関係障害物の除去

町は、災害により土石、竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活に著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

(1) 障害物除去の方針

① 範囲及び費用

ア 障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

イ 障害物除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行規則に定める範囲内とする。

② 障害物の除去の実施期間

ア 障害物の除去は、災害発生の日から、原則として10日以内である。

イ ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって10日以内に除去を完了することができない場合には、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 障害物除去の方法

障害物の除去については、応急仮設住宅の建設方法に準じて、救助の実施機関である町が、現物給付をもって実施する。

(3) 障害物除去の対象者

① 対象者の範囲

障害物の除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ア 災害によって住家が半壊又は床上浸水半し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力をもっては、住宅を確保することができない者であること。

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
- c 全各号に準ずる者

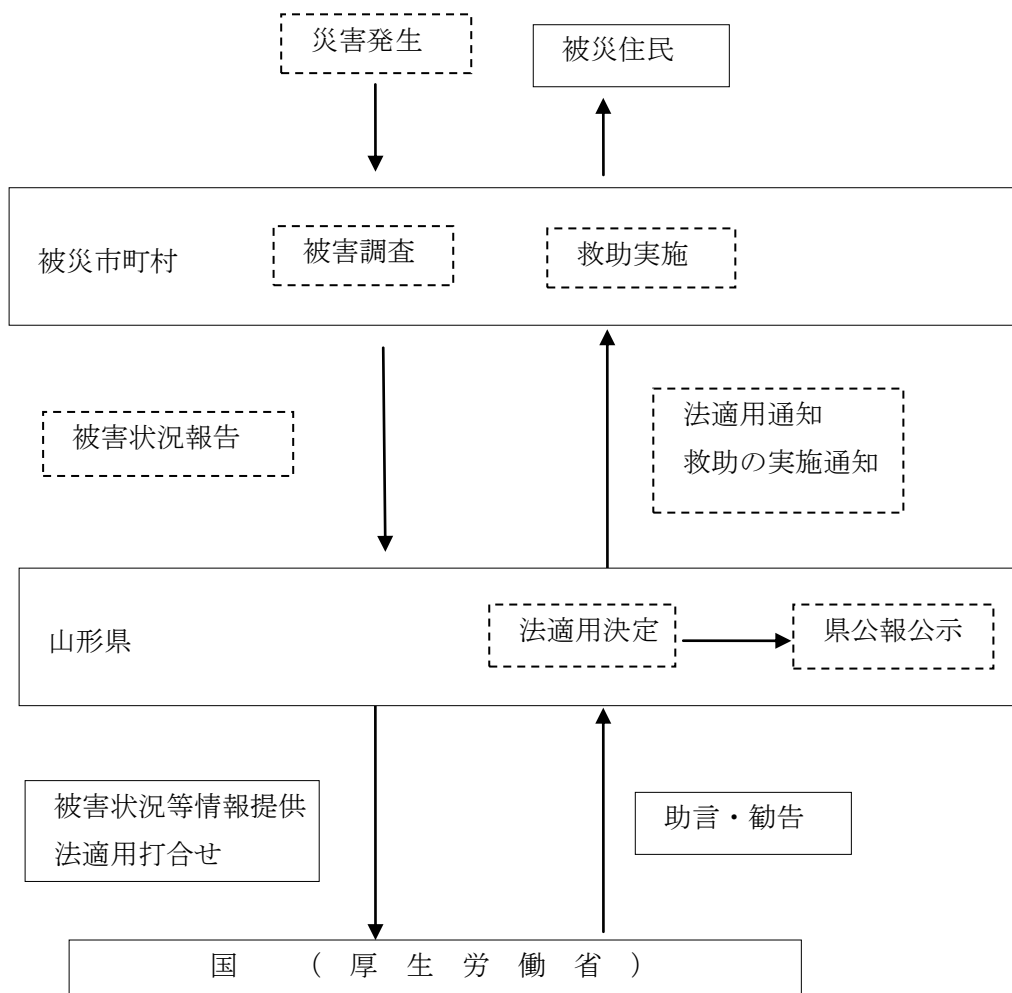
② 対象者の選定

町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

第 4 1 節 災害救助法の適用に関する計画

1 災害救助法による救助フロー

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法の運用について定める。



2 災害救助法の適用基準（資料 2 参照）

(1) 基準の内容

法による基準は、町の区域単位に原則として、同一原因の災害による町の被害が一定の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、次により行われる。

法第 2 条関係

- ① 適用単位は、町区域単位とする。
- ② 同一原因による災害によることを原則とする。

ただし、この例外として、

ア 同時又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合

イ 時間的に接近して、同一市町村内の別の地域に同種又は異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの

災害を一つの災害として取り扱う。

- ③ 町又は県の人口に応じた一定数以上の住家の滅失があること。
- ④ 被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

法の適用基準は、法施行令第1条第1項に定めるところによるが、本町における具体的適用基準は、次のとおりである。

- (ア) 住家の滅失した世帯数が、町の人口に応じ、別表の1号適用基準以上であるとき。
町では40世帯以上の滅失（法施行令第1条第1項第1号）。
- (イ) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が1500世帯以上に達した場合であつて、かつ、町の住家の滅失世帯数が別表の2号適用基準以上であるとき。
町では20世帯以上（法施行令第1条第1項第2号）。
- (ウ) 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県内の住家の滅失世帯の総数が7000世帯以上に達した場合であつて、かつ、町の住家の滅失世帯数が多数であるとき。（この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。）
（法施行令第1条第1項第3号前段）。
- (エ) 災害が隔絶した地域に発生したものであること等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であつて、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。（法施行令第1条第1項第3号後段）。
- (オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省が定める基準に該当するとき。（法施行令第1条第1項第4号）。

3 被害状況等の判定基準

(1) 滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が全壊、又は滅失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなし、適用基準上換算して取り扱う。

（法施行令第1条第2項）

滅失世帯数＝（全壊、全焼、流失）＋（半壊、半焼）×1／2＋（床上浸水等）×1／3

(2) 住家滅失の認定

① 住家の全壊、全焼又は流出したもの

ア 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの

イ 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

② 住家が半壊又は半焼したもの

損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであつて、次のものをいう。

ア 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの

イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

③ 住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもので、具体的には、②のア及びイに該当しない場合であって、次のものをいう。

ア 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの

イ 土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の認定

① 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。

ア 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。

イ マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取り扱う。

ウ 会社は、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認定できる。

② 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。

ア 炊事場、浴室、トイレ及び離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。

イ 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取り扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取り扱う。

4 災害救助法の適用

(1) 町の役割

町長は、上記(1)により町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。(法第30条第2項)

(2) 県の役割

知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、関係機関の協力のもとに応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る(法第2条)。また、知事は、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。(法第30条第1項)

(3) 国との連携等

法の適用に当っては、必要に応じて厚生労働大臣に技術的助言を求め、適用した場合は、県広報に公示するとともに、厚生労働大臣に情報提供するものとする。

5 災害救助法の適用手続き

町長は、本町における被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次により被害状況を知事に報告し、災害救助法の適用を要請するものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所及び災害の原因
- (2) 被害の概況
- (3) すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- (4) その他必要な事項

6 災害救助法による救助種類と実施体制

(1) 救助の種類

災害救助法適用時に県知事から委任される救助の種類は次のとおりである。

- ① 収容施設の供与(避難所の設置、応急仮設住宅の供与)
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にあった者の救助
- ⑥ 災害にあった住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 遺体の捜索及び処理
- ⑪ 障害物の除去(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石や竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

※⑦については、災害援護貸付金等の各種貸付制度が充実したことから、現在運用されていない。

- (2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。(法第23条第2項)

7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法、期間、経費等については、「県災害救助法施行細則」、及び「災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表」によるものとする。

8 実施状況の報告

- (1) 町長は、災害救助法適用時に県知事から委任された職権にかかる救助を実施した時は、直ちにその内容を詳細に県知事に報告しなければならない。
- (2) 報告に際しては、救助に係る各種関係書類の整備、保管に努めるものとする。
- (3) 関係書類の様式は、「県災害救助法施行細則」の定めるところによる。

9 罹災者台帳の整備及び罹災証明書の発行

- (1) 町は、災害が発生し、救助が必要であると認められる被災者があるときは、その被災状況を取りまとめ、罹災者台帳を作成、整備するものとする。
- (2) 町は、罹災者から罹災証明を求められたときは、罹災台帳に基づいて罹災証明書を発行するものとする。

第 2 編

震災対策編

第 3 章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

災害により被害を受けた住民の自主復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため町が防災関係機関の協力のもと実施する生活再建支援対策について定める。

1 被災者のための相談

(1) 相談所の開設、運営

町は、被災者からの幅広い相談に応じるため、庁舎内や避難所等に速やかに相談所を開設し、県及び防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

(2) 相談事項

相談所においては、設置地域の状況及び防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

- ① 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等
- ② 職業相談：雇用相談、職業の斡旋等
- ③ 金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用
- ④ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅

(3) り災証明書の発行

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

(4) 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付（資料17参照）

(1) 災害弔慰金

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

町は、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

(3) 被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害により其の生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、県が相互扶助の観点から拠出した資金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。町は、被災者生活支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

(4) 災害援護資金の貸付

町は、災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得

要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

(5) 生活福祉資金（福祉資金費）貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金（福祉資金福祉費）を貸し付ける。

(6) 母子寡婦福祉資金の償還猶予

(7) 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収

(8) 母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長

3 雇用確保等

町は、県及び国と連携し被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。

町は、山形労働局と連携し、被災者に対し以下の支援を行い、生活の再建等を図る。

(1) 臨時相談窓口の開設

被災地及び避難所の存する労働基準監督署、公共職業安定所に臨時相談窓口を開設し、労働条件や労働力確保等に向けた措置を講ずる。

(2) 離職者の早期再就職の促進

被災地域の公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講じる。

① 雇用維持等の要請

② 被災者のための臨時職業相談の実施

③ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険の失業等給付に関する特例

① 求職者給付の支給に関する特例

公共職業安定所長は、災害救助法適用地域に所在する雇用保険の適用事業所に雇用される被保険者が、災害により当該事業所が休業するに至ったため一時的な離職を余儀なくされた場合、当該被保険者に基本手当を支給する。

② 証明書による失業の認定

公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給する。

(4) 未払賃金立替払事業に関する措置

災害を原因とする事業所の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払立替払制度により迅速に必要な措置を講ずる。

(5) 労災保険給付等に関する措置

労災保険給付の請求に当たり、被災労働者が事業所の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、事業主の証明がなくとも請求書を受理する等弾力的な運用を行う。

(6) 労災保険料の納付に関する特例措置

災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができない事業主等に対して、必要があると認める場合は、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の

徴収免除又は保険料の納付の猶予を行う。

4 住宅対策

(1) 住宅資金の貸付（資料17参照）

① 住宅金融支援機構資金(災害復興住宅資金)の貸付

県及び町は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被災状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図るものとする。この場合において、町は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

② 住宅金融支援機構資金（一般住宅建設資金）の貸付

③ 生活福祉資金(住宅資金)貸付

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金(住宅資金)を貸し付ける。

④ 母子寡婦福祉資金(住宅資金)貸付

(2) 公営住宅の建設

町は、災害により滅失住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃借する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合は、災害住宅の状況を速やかに調査し、国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

5 町税等の減免等

町は、被災した納税義務者に対し、その状況に応じ、地方税法及び飯豊町町税条例の規定に基づき、町税等の納付期限の延長及び減免等を行うものとする。

6 公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

① 被災者に対する通常葉書・郵便書簡(折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる官製便せん)の無償交付

② 被災者の差し出す郵便物の料金免除

③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除。なお、被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた小包郵便及び現金書留に限る。

④ 被災者救援用寄附金送金のための郵便振替料金免除。なお、被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。

(2) 電気通信事業

① 避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免。なお、避難勧告の日から同解除の日までの期間(1ヵ月未満は日割り計算)とする。

② 被災者の電話移設工事費の減免。なお、災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移

転する契約者の移転工事費に限る。

(3) 電気事業

原則として、災害救助法適用地域の被災者を対象に、経済産業省の認可を受けて、次の措置が実施される。

- ① 電気料金の早取期間及び支払い期限の延伸
- ② 不使用月の基本料金の免除
- ③ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除。なお、被災前と同一契約に限る。
- ④ 仮設住宅等における臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- ⑤ 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除
- ⑥ 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除
- ⑦ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業及び簡易ガス事業

被害の状況を踏まえ、東北経済産業局の認可を受けて、次の措置が実施される。

- ① 被災者のガス料金の納期の延伸
- ② 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記①を適用

7 被災住民への各種措置の周知

町は、県及び防災関係機関と連携し、それぞれが行う前記の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努めるとともに、慢性疾患患者等に対しては、医療機関等と連携を図り、安定した生活を送ることができるよう支援体制づくりに努めるものとする。

8 被災者等のメンタルケア

- (1) 被災者は、災害に伴いさまざまな症状に陥ることがある。これらの症状に対し、被災者が精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう県や各関係機関との協力のうえ、的確な対策を講じるものとする。
- (2) 被災者が陥る心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、町は、県や各関係機関、専門医等の協力を得て、次のような対策を講じるものとする。
 - ① 精神科医師、保健師等による巡回相談
 - ② 保健所等による精神保健相談
 - ③ 広報誌やチラシ等による被災者への情報提供
 - ④ 避難所等における避難者向けの講演会の実施
 - ⑤ 小・中学校での子供への精神的カウンセリング
 - ⑥ 専門施設での相談電話の開設

第 2 節 金融支援計画

災害により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため実施する金融支援対策について定める。

1 農林漁業関係融資

(1) 天災融資制度による融資

① 天災資金の貸付

町は、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者(以下「被害農林業者」という。)に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの(以下「被害組合」という。)に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	貸付利率(年利)	償還期間	償還期間のうち据え置き期間
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(政令で定めるもの)等の購入費等農林業経営に必要な資金	被害農林業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、町の認定を受けた者	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6年以内 激甚災害の場合は 7年以内	— —
事業資金	天災により被害を受けたため必要とする事業運営資金	被害組合であって、その所有又は管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの	6.5%以内	3年以内	—

(注) 1 上記表の貸付利率については、其の都度適用時の金利情勢によって決定。

2 特別被害者：知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の、農業にあっては年収の5割(開拓者は3割)以上の損失額のある者又は5割以上(開拓者は

4割)以上の樹体損失額のある者をいい、林業にあつては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。

3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く。をいう。）

4 天災融資法が適用された災害が、さらに激甚法の適用も受け、かつ山形県が激甚災害対象県となった場合には、償還期間及び貸付限度額等の特例を受けることができる。

区分	貸付対象者		貸付限度額（単位：万円）	
			天災融資法適用	激甚災害法適用
経営資金	農業者	果樹栽培者 家畜等飼業者	500 (2,500)	600 (2,500)
		一般農業者	200 (2,000)	250 (2,000)
	林業者		200 (2,000)	250 (2,000)
事業資金	被害組合		個別組合2,500 連合会5,000	個別組合5,000 連合会7,500

(注) 1 経営資金の()内は法人に対する貸付限度額

② 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

町は、当該天災が町経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、当該災害により被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、低利の経営資金を融通する。

融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 据置期間
種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるもの）等の購入費等農林漁業経営に必要な資金	被害農林漁業者であつて、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、町の認定を受けた者	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6年以内 (天災融資法が適用された場合には、同法による経営資金の貸付実行日まで)	—

(注) 1 上記表の貸付利率については、其の都度適用時の金利情勢によって決定。

2 特別被害者：知事が指定する特別被害地域内の、農業にあつては年収の5割（開拓者は3割）以上の損失額のある者又は5割以上（開拓者は4割）以上の樹体損失額のある

者をいい、林業にあつては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。

- 3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く。をいう。）

（貸付限度額）

区分	貸付対象者		貸付限度額（万円） 個人、（ ）内は法人
経営資金	農業者	果樹栽培者 家畜等飼業者	500 (2,500)
		一般農業者	200 (2,000)
	林業者		200 (2,000)

（2）日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林業者に対し、農林業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資する。

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付相手方	貸付利率 (年利)	償還 期間	償還期間 のうち 措置期間
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の復旧	農業を営む者、農業振興法人、土地改良区、農協、農協連等	0.5% ～1.0%	25年 以内	10年以内
	農林業施設資金	(共同利用施設) (1)農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区、土地連、農協、農協連、農林業振興法人等	0.5% ～ 1.0%	20年 以内	3年以内
		(主務大臣指定の施設) (1)農業用施設の復旧	農業を営む者、農協、農協連等	0.5% ～ 1.0%	15年 以内	3年以内
		(2)災害を受け果樹の改植又は捕食		0.5% ～ 1.0%	25年 以内	10年以内

林業間関係資金	林業基盤整備資金	造林	復旧造林	林業を営む者、森組、森連、農協	0.5% ～1.0%	30年以内	20年以内
			樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森組、森連、農協	0.5% ～1.0%	15年以内	5年以内
		林道	林道の復旧	林業を営む者、森組、森連、農協等	0.5% ～1.0%	20年以内	3年以内
	農林施設資金	(共同利用施設) (1)林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧		農協、農協連、森組、森連等	0.5% ～1.0%	20年以内	3年以内
		(主務大臣指定の施設) 造林、林産物の処理加工等に必要な機械その他施設の復旧		林業を営む者	0.5% ～1.0%	15年以内	3年以内
農林関係資金	農林業セーフティーネット資金	不慮の災害により農林業経営の維持が困難になっている場合、経営の維持安定に必要な長期の運転資金	農林業者(農業所得が総所得の過半を占めるもの)	0.5%～0.65%	10年以内	3年以内	
<p>(申込方法) 日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業協同組合又は銀行</p> <p>(貸付限度)・農業基盤整備資金：貸付を受ける者の負担する額(以下「負担額」という。)に別に定める割合を乗じて得た額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林業セーフティーネット資金：600万円 ・農林業施設資金のうち主務大臣指定施設部分：負担額80%に相当する額又は1施設あたり300万円のいずれか低い額 <p>※金利は、平成26年1月23日現在のものであり、変動することがある。</p>							

(3) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

町は被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡素化、貸付けの迅速化及び貸付条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(4) 既貸付金の条件緩和

① 既貸付制度資金の条件緩和措置

町は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

町は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付金について、償還猶予の条件緩和を要請する。

(5) 農林漁業者への各種措置の周知

町は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林漁業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努めるものとする。

2 商工業関係融資の種類

(1) 災害復旧に係る商工業関係の融資制度としては、次の制度を活用することができる。

- ① 山形県商工業振興資金(災害対策資金)
- ② 日本政策金融公庫(国民生活事業)による災害復旧貸付
- ③ 日本政策金融公庫(中小企業事業)による災害復旧貸付
- ④ 商工組合中央金庫による災害復旧貸付

(2) 中小企業者への各種措置の周知

県及び町は、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るものとする。

3 被災地への相談窓口の設置

商工観光部及び農林振興部は、県及び商工関係団体、農林漁業関係団体、各融資機関と連携のうえ相談窓口を設置し、被災者に対する各資金の貸付条件その他を十分に説明し、次により最も適した資金の融通及び指導に当たるものとする。

- (1) 借入希望者の平常時における金融機関、系統機関の利用あるいは災害時における民間融資との関係等を考慮し、指導にあたるものとする。
- (2) 災害の程度、種別によって設定される資金の種別、あるいは貸付の条件が異なるため、その災害について適用される資金種別、融資条件等を的確に把握し、指導するものとする。
- (3) 貸付条件にこだわりすぎて、その効果が減少しないよう指導するものとする。例えば、融資期又はその決定が遅いもので借入希望時期に間に合わない資金、あるいは、資金の条件が低利長期融資等好条件であっても、資金枠が少ないため競争率が高く、否決されるおそれの多い資金等は、これらの条件も十分考慮して指導するものとする。

第3節 公共施設等災害復旧計画

災害により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

1 災害復旧計画

町は、災害後の住民生活の安定と生活環境の整備、社会経済活動の早期回復を図るため、災害復旧計画を速やかに策定し、実施するものとする。

(1) 事業計画の策定

災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を策定する。なお、計画の策定にあたっては、関係機関と連絡調整を図りながら、被災原因及び被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるとともに、災害復旧事業期間の短縮に努めるものとする。

(2) 事業の実施

町は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携を図りながら、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講じるものとする。

(3) 復旧事業計画の種類

公共施設の災害復旧計画は、概ね次の計画とする。

① 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 砂防設備災害復旧事業計画
- ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- カ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- キ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- ク 公園災害復旧事業計画

② 農林水産業施設等災害復旧事業計画

- ③ 文教施設等災害復旧事業計画
- ④ 厚生施設等災害復旧事業計画
- ⑤ 公営住宅等災害復旧事業計画
- ⑥ その他の災害復旧事業計画
- ⑦ 災害復旧に係る財政支援措置計画

2 災害復旧関係技術職員の確保

(1) 町は、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足を生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主管課に対し、技術職員等の

応援派遣について協力を要請する。

- (2) 災害復旧事業を所管する県の部局の主管課は、被災市町村から技術職員等の応援派遣について協力要請を受けたときは、被災地以外の市町村からの職員の応援派遣又は県職員の応援派遣について調整を行うなど、必要な措置を講ずる。

3 資金計画

町は、災害復旧事業を迅速に行うため、国、県の負担金、補助金のほか、次の制度により臨時資金の調達に努めるものとする。

- (1) 地方債の発行

歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債

- (2) 地方交付税の交付

普通交付税の繰上交付、特別交付税の交付

- (3) 一時借入金の利用

金融機関又は東北財務局山形財務事務所からの一時借入

第4節 災害復興計画

大規模な災害により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、町は、住民、民間事業者及び施設管理者と連携して実施する災害復興対策について定める。

1 復興対策組織体制の整備

町は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備するものとする。その際、復興対策の円滑な実施を期するため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置するものとする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者や高齢者等の災害時要援護者の参画についても促進する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、国、他自治体及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得るものとする。

2 復興基本方針の決定

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

3 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。町は、再度の災害防止と快適な環境を目指し、総合計画の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を策定するものとする。復興計画のうち、幹線道路や公園などの公共施設や土地区画整理事業、町再開発事業等については、事業着手までの間、建築規制等についての住民協力を得て行うものとする。

4 復興事業の実施

(1) 土地区画整理事業等の推進による防災の町づくり

町は、土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取り組むものとする。また、復興のため市街の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等による計画的な整備改善、町の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講ずるものとする。

なお、既存不適格建築物については、町再開発事業等の適切な推進により、その解消に努めるものとする。

(2) 防災性向上のための公共施設の整備等

町、公共施設管理者等は、防災性向上のため、公共施設等の整備を図るものとする。

- ① 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、公園、河川等の骨格的な基盤施設の整備
- ② 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化
- ③ 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

5 住民の合意形成

町は、復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要であることから、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していくものとする。

